

# オーストラリア「国防法 1903」第 49 条成立と その軍事的、歴史的背景

鈴木 英 夫

## 1. はじめに

オーストラリアという“国家”の誕生が宣言されたのは1901年1月1日である。その2年後1903年にオーストラリア国会で成立し、翌04年に発効した国防法 Defence Act 1903は、陸軍兵力に関し極めてユニークな規則を定めた第49条を含んでいた。当時オーストラリアの公式文書では陸軍兵力のことを Army ではなく、Military Forces という言葉で表現したのであるが（名称が公式に Australian Army となったのは1980年<sup>(1)</sup>）、49条は以下のような文章になっていた。

Members of the Defence Force who are members of the Military Forces shall not be required, unless they voluntarily agree to do so, to serve beyond the limits of the Commonwealth and those of any Territory under the authority of the Commonwealth.

国防軍のうちミリタリー・フォーセズ（……つまり陸軍……）に属する兵員は、本人たちが自発的に国外での軍務に付くことに同意するのでない限り、オーストラリア国内およびオーストラリアの権限下にある領域を越えた領域において軍務に付くことを要求されない。（日本語訳は筆者。原文中の Commonwealth という言葉は、6つの植民地……建国後6つの州となる……が統合されたオーストラリア全体を指す。連邦ともいう。また Defence

Force は、陸軍兵力 military forces と海軍兵力 naval forces を併せた国防軍全体のこと。）

第49条が定めたのは、オーストラリアの陸軍兵士は、自ら申し出て「国外での軍務につくことに同意します」と表明し署名しない限り、海外での軍務につくことを強制されないということ、つまり陸軍兵士が「自分は国外の戦場で戦おうという気はない」と感じている場合、政府が命令して「お前は海外で戦ってこい！ 命令だ、文句は受け付けない！」と強制することは違法であったということである。この規則は職業軍人ではない市民兵（当時オーストラリア陸軍兵士の大多数は職業軍人ではなく市民兵だった。後述）に対し適用されるだけでなく、驚くことに職業軍人将校や兵卒にも適用されたのである<sup>(2)</sup>。第49条によって、陸軍から国外に派遣されるのは、国外に行くことを自ら志願した兵士のみという原則が成立したのだった。（海軍兵力 Naval Forces の軍人についてはこのような原則は無かった。海軍というものの性質からであろうが海軍兵士については国防法第48条に members of the Naval Forces may be required to serve either within or beyond the limits of the Commonwealth for the purpose of training or in time of war……と定められ、海軍兵は訓練のため又は戦時においては、国外で軍務につくことを要求されることがあり得る……とされていたのである。後に創設される空軍の兵士達にも海軍兵に対すると同様、上記陸軍兵への原則は適用されなかった。ちなみに、

建国以前は各植民地でバラバラに組織されていたオーストラリア海軍兵力が Commonwealth Naval Forces という名称のもと一体化されたのは1901年、それが Royal Australian Navy RAN 帝国オーストラリア海軍という名称を与えられ、正式に発足したのは1911年<sup>(3)</sup>。また第49条中の“領域”は、第一次大戦の結果ニューギニアが敗戦国ドイツから離れてオーストラリアの信託統治領となるに伴い変更され、太平洋戦争時の1943年2月、“領域”が指し示す範囲が再び更に変更される。これについては後に地図を示す。

オーストラリアは第一次世界大戦（1914 - 18年）に参戦、ダーダネルス海峡に面したトルコのガリポリ Gallipoli の戦い（国民的叙事詩となった戦い：豪兵8141人戦死および死傷者計26,111人<sup>(4)</sup>）やヨーロッパ大陸における西部戦線の戦い（豪兵46,000人戦死、死傷者計10万人以上<sup>(5)</sup>）等に軍隊を送るが、これらに参加したオーストラリア軍（彼らを Australian Imperial Force AIF と称し、ニュージーランドの派遣軍と合同で ANZAC アンザック軍団 Australia New Zealand Army Corps と称される）のうち陸軍人員は、上級将校から兵卒にいたるまで、全て国外で軍務につくことを承知して志願した志願兵だった。このような原則を戦争開始から終戦までの全期間を通じて維持した軍集団は国際的に極めて珍しかった。国防法第49条がその理由である。

また1916年、その西部戦線において膨大な数の死傷者が出てしまい、ヨーロッパで戦うオーストラリア陸軍 AIF の戦力消耗が深刻になり、全体の戦況が増々混沌としてきた状況の中、当時オーストラリアで政権を担っていた労働党 Labor Party 党首で首相のウィリアム・モーリス・ヒューズ William Morris Hughes は、陸軍兵士に関する第49条の拘束の撤廃を

意図し、陸軍兵士ならば志願する or しないうまくならず、政府が命令すれば国外での軍務につく義務があるよう国防法に変更を加えようとして国民投票を実施する。与党労働党議員の多くはこれに強く反対した。労働組合組織も同じく強く反対した。国民投票でヒューズ提案は僅差で否決される。労働党内には深い亀裂が入り、ヒューズ首相は党を除名され、彼を支持した党内少数派と共に党を去り、新党 National Labor Party を結成、これと野党 Commonwealth Liberal Party とが連立し、ヒューズが首相の新政権を樹立する。彼はこの連立新政権で1917年末にもう一度同じ目的で国民投票を行ったが、今度はより大きな差で否決される。（これを経て、ヒューズは連立相手と Nationalist Party を新たに結成し、その後約5年間首相をつとめる。労働党は1916年の党分裂以後約13年間、政権から遠ざかることになった。）第一次世界大戦の帰趨が定まらない時期、世界危機の最中の時期に、オーストラリアは国防法第49条をめぐる、オーストラリア史に残る政治的大混乱を経験したのであった。この混乱は後々までオーストラリア政治、社会に深い傷を残すことになった。第49条は以後も継続した。（1916年、ニュージーランドも同じような兵力消耗と補充困難に陥るが、同国は1916年に徴兵令を導入、徴兵した兵士を海外に送るようになった<sup>(6)</sup>。なお、イギリスは1916年<sup>(7)</sup>、アメリカ、カナダは1917年に徴兵令を導入<sup>(8)</sup>、徴兵された兵を国外の戦場に送っている（アメリカは過去にも、その後にも徴兵令を導入したことがある）。オーストラリアの場合、既に1903年の段階で国防法1903の第59条に、徴兵についての条文があり、18～60歳の男子は戦時においては徴兵され得ると定められていた<sup>(9)</sup>。勿論徴兵はされても、志願しないのに国外兵役を強制されることは無かった。）

第二次世界大戦ではその前半の時期（1939-41 年）、エジプト、リビア、ギリシャ、シリアなど地中海沿岸での戦い<sup>(10)</sup>にオーストラリアも陸、海、空軍を派遣するが、その主要部分たる陸軍兵力（これを 2nd AIF と称した）の兵士たちは、再び将校から兵卒にいたるまで、全てが志願兵だった。理由はこれも国防法第 49 条。

太平洋戦争が終結した 1945 年、日本は連合軍に占領される。オーストラリア軍は占領軍の一部をなす英連邦駐留軍の兵力として 1946 年、広島県の呉に上陸した。オーストラリア駐留軍主力はオーストラリア陸軍部隊。政府と陸軍首脳は 2nd AIF に属するオーストラリア第 6, 7, 9 師団などの兵士たち（全て志願兵）の中から改めて志願者をつくり、新たに第 34 旅団を編成し呉に送り込んだのであった<sup>(11)</sup>。なぜか？ 理由は国防法第 49 条である。

連合軍の日本進駐が終了するのは 1952 年であるが、その 2 年前の 1950 年 7 月、朝鮮半島で朝鮮戦争が勃発する。オーストラリアは国連軍の一部として自国の陸、海、空軍部隊を派遣する。朝鮮半島に渡ったオーストラリア陸軍兵力の主力は日本に駐留していた進駐軍の中から送られたのだった。彼らは朝鮮半島の戦場に行くことを改めて志願し、その手続きを済ませた上で戦場に向ったのである<sup>(12)</sup>。なぜそのような手続きが必要だったのか。理由は勿論、今回も国防法第 49 条である。

いずれの場合も、海外で軍務につく陸軍兵士は海外派遣を明確に承知して志願した兵でなければならなかったのだ。オーストラリア陸軍は法制上、イギリス軍とも、ニュージーランド軍とも、アメリカ軍とも、勿論旧日本帝国軍とも、そしてオーストラリア海軍兵士や空軍兵士とも異なる原則の上に立っていたのである。（但しアメリカで 1940 年 9 月成立した Selective Training and Service Act では、徴兵された兵はアメリカ国内、アメリカ領土、南北アメ

リカ以外の戦場に送られることは無いとされたが、真珠湾以後このルールは撤廃された。（Barry Stentiford, “Selective Service: Before the All-Volunteer Force”-Army University Press [www.armyupress.army.mil/journals](http://www.armyupress.army.mil/journals) 参照。）

本論文では、オーストラリア陸軍およびその兵士たちに、以上のような特異な立場、性格を与えることになったオーストラリアの 1903 年国防法第 49 条が、どのような背景のもとに、どのような経緯を経て成立して行ったのかを主な課題として探っていきたい。国外に送る陸軍兵士は志願兵のみ……という 1903 年国防法第 49 条は、純粹に軍事的理由のみによって決定されたものとは言いがたい。軍事的理由に加えて当時のオーストラリア国内政治および社会的状況、常に極めて重要だったイギリスとの関係、南太平洋を巡る国際情勢の流れ、そして過去から引き継いだ数多くの歴史的要素など、オーストラリアがそれまでに経てきた様々な経験が折り重なり、絡み合っただけで第 49 条が成立したと解釈すべきであると思われる。我々の議論も、軍事面と同時に、その他様々に関連する要素、状況にも注意を払っていく事になる。

特に 1870 年代～90 年代におけるオーストラリアと母国イギリスとの関係をみることは重要である。オーストラリアがイングランド、スコットランド、そしてアイルランドなどとの間に切っても切れない血のつながりを保っていたのは周知の事実である。その当時、オーストラリアの白人人口のほとんどは、そこから移り住んだ人々や彼らの子孫だった。彼らが母国に対する深い愛情と絆を感じていたのは当然のことだった。我々は母国からこれほど離れたところに暮らしている、それだけに母国への思いは深いのだ。（とはいえイングランド、ウェールズ、

スコットランド、アイルランドの間には、決して調和的とはいええない相互への感情があったことは忘れるべきでないが。）

しかし、オーストラリアの人々は、次第に周囲の太平洋海域の動向に真剣な注意を払わざるを得なくなっていったのであった。この海域にはフランス、ドイツなどが植民地を創設し、軍事力を駐留させるようになり、またロシアの艦船なども接近することがあった。（シドニー湾内のFort Denisonはこれをキッカケに建設された。）これらに対しオーストラリアは脅威を感じざるを得なくなって行き、脅威の感覚は時と共に増していった。しかも自分たちの北方には、巨大な人口と自分たちとは全く異なる文明と歴史の中に生きているアジア人たちの国々がある。アジア社会に対する強い違和感と母国との膨大な距離感、オーストラリアの人々が感じる孤立感と脅威感を高めたであろう。オーストラリア人たちの注意は、太平洋海域及びアジアの状況に強く向けられていった。

オーストラリアとは異なり、母国イギリスの注意は、常にヨーロッパ・大西洋・地中海情勢や自国の植民地情勢など、（勿論アジアや太平洋海域も含む）はるかに広い範囲に、世界的に向けられていた。オーストラリアはイギリスとの濃い血のつながりがあったものの、それぞれの国としての注意の方向の違い、立場の相違、そこから派生する利害の相違が、年月の経過と共に現れるようになって行くのは避け難いことだった。

更に既述のように、「オーストラリア」という国は1901年1月1日に一つのまとまった国として成立（Federation統合という）したことを宣言するのであるが、そこにいたるまでの過程で、政治家たちや多くの国民の心の中に、自分たちが住んでいる「オーストラリア」に対する心構えや誇りが、つまりある種の“ナショナリズム”が育っていったのであった。全てを

イギリスに決めてもらい、我々はそれに従っていけばよい……ということの良いのか、我々は1850年代から自治政府や議会を持つようになったのだ（後述）。特にフランスやドイツやロシアなどが我々の近くまで“侵出”してきた現在、そして1870年にはイギリスの陸軍兵力が我々のところから撤収してしまった後で（後述）、自分たちの兵力のコントロールを全てイギリスに任せて良いのか……。

母国に対する切っても切れない愛情と、自国に対する複雑な“ナショナリズム”がオーストラリアの人々の心の中に同居するようになったのであった。しかし彼らが持つようになっていった「誇り」や注意の方向の違いを、イギリスの政治・軍事の指導者達は必ずしも深く受けとめていなかったようである。しかもかなり長い間にわたって。1870年代～90年代というのは、イギリスを含む欧米パワーの間の複雑な対立、競争などにより、年月と共にイギリスが他の欧米パワーの活動に対し、以前にも増して鋭く神経を尖らせるようになった時期であった。またそれらの欧米パワーの産業革命のさらなる進展も重なって、イギリスの相対的な国際的優位が揺らいでいった時期でもあり、それだけにイギリスがオーストラリアなどの植民地に対して大英帝国利害の防衛・維持のための負担を、次第に、より強く期待、要求するようになっていく時期でもあった。このことを巡り、オーストラリアとイギリスの間には、時の経過と共に、到底無視しえない“行き違い”が生じるようになって行く。オーストラリア憲法成立過程でも、また国防法、特にその第49条の成立をめぐっても、行き違いが見られた。これらの行き違いに踏み込まないと、国防法第49条の成立の背景を納得するのは困難と思われる。

また上記のオーストラリア人たちの母国に対する切っても切れない愛情と“ナショナリズム≒「誇り」”の併存を見た上で更に、彼らが自

分たちは母国の海軍、世界最強の Royal Navy に護ってもらいたいのだ……自分たちで十分な海軍力を設立することが到底できないからには……護ってもらわざるを得ないのだという、母国に対する「依頼心」を継続させていたことにも注意を払う必要がある。自分たちの兵力（特に陸軍兵力）のコントロールを全てイギリスに任せるわけにはいかないけれども、母国との軍事的関係、特に母国の海軍力こそは、独仏や露の脅威から自分たちを守ってくれる防壁なのだという意識をオーストラリア人たちが持っていたということである。母国への愛、ナショナリズム、母国への依頼心、……。オーストラリア人たちの心には、これらの要素がスッキリと単純に割り切った理解を許さないような形で併存していたようである。（安易な類推は慎むべきではあるが、これは少年が青年に成長していく過程で経験する親に対する愛情、親からの独立心、親への依頼心の併存と似ていないこともない。）この併存もオーストラリア国防法 1903 第 49 条成立の背景として深く関わってくる。

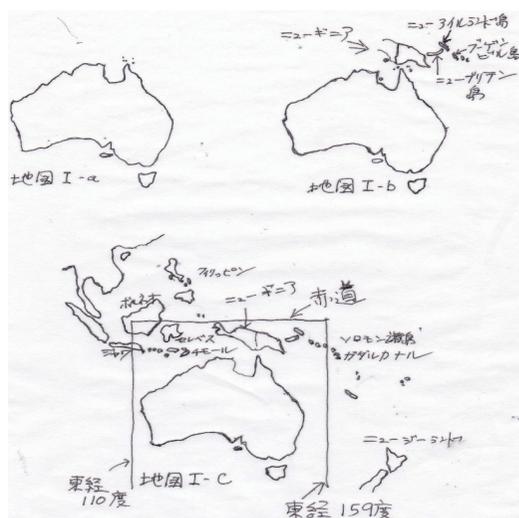
後にも短く触れるが、1890 年代から 20 世紀初頭という時期は、オーストラリア経済が歴史に残るほどの深刻な長期不況や干ばつに苦しんだ時期でもあった。これもまた国防法案を議論する政治家たちに大きな影響を与えた事象だった。

このように、第 49 条の背景には軍事に関連する状況とともに、それ以外にもかなり複雑な社会的、政治・経済的、文化的、人種的、国際的な歴史的要素が背景として深く絡んでいた。これらの要素が、時の経過と共に、どのように展開し、作用しあっていたのかも眺めてゆきたい。

なお“先走り”になる恐れはあるが、この段階でも述べておくと、オーストラリアでは第二次大戦後の 1951 年に National Service Act

1951（国民軍務法とでも訳せるだろう）が議会で成立し、陸軍兵士の中でも職業軍人は志願しなくとも海外での軍役が有りうる と解釈されるようになった<sup>(13)</sup>。この時まで国防法第 49 条は変更無しに継続したのだった。またオーストラリアは、徴兵令的な制度を、途中様々に名称や内容に変更を加えつつ、時に中断しつつ、1972 年末まで持ち続けるのであるが、1964 年には国防法が変更され、陸軍に関しては徴兵された兵士も（志願しなくとも）海外で軍務につくことがありうるという条文が成立した<sup>(14)</sup>。この結果、徴兵された兵士が、志願するかないかに関わり無く、ベトナムという海外戦場に実際に送られたのは 1965 年以降である。但し 1972 年末には徴兵制度そのものが廃止された<sup>(15)</sup>。

地図 I-a は国防法成立時の 1903 年、陸軍兵士たちが義務として軍役に就くものとする とされた領域を示す。地図 I-b は、第一次大戦でドイツ降伏後、オーストラリアの信託統治領となったニューギニア及びその周辺諸島、国防法 49 条が Territory under the authority of the Commonwealth というところの地域をも示す。地図 I-c は 1943 年、陸軍兵士が強制的



地図 I

に派兵され得る領域は以前の「オーストラリア国内およびオーストラリアが信託統治する領域」からある程度拡大され、西は東経110度から東は159度、かつ赤道以南（南西太平洋ゾーン South West Pacific Zone と称される）となったことを示す。

## 2. オーストラリアが統合された国となる (Federation) 以前の状況

1903年国防法成立の背景の議論に入っていくため、少々遠回りにはなるが、オーストラリアが一つの国として出発するまでの様々な内的および外的環境の状況の展開、イギリスとの複雑なやり取りの一端などを見ておかなければならない。

かつてオーストラリアは6つのイギリス植民地に分かれていた。ニューサウスウェールズ植民地、ビクトリア植民地、クィーンズランド植民地、タスマニア植民地、南オーストラリア植民地、西オーストラリア植民地である。

それぞれの植民地が別個にイギリスとつながり、それぞれは1850年代以後次々に植民地自



地図Ⅱ

Map of Australis at the time of Federation: National Museum Australia を参考に

治政府 (responsible colonial government または self-governing colonial government ともいう) と植民地議会 (colonial parliament) を組織するようになっていった。(西オーストラリアが最後で1890年。) オーストラリア全体にまたがる統合された植民地政府、議会というものは存在しなかった。各植民地議会、政府が、イギリス政府の承認のもとに、それぞれに法律を制定し、行政を行っていたのである。

各植民地の間で物品が売買される場合、例えばニューサウスウェールズ植民地 (シドニーが中心) の商品がビクトリア植民地 (メルボルンが中心) に入ってくる時、後者はその商品に対して……外国からの輸入品のように……関税 tariff を課したのであった<sup>(16)</sup>。また同じ商品に対し、異なる植民地は異なる関税率を課するのが普通だった。19世紀後半になるとオーストラリアに鉄道が登場し、発展していく。それに伴い次のようなことも起きた。ある植民地の住民が別の植民地に鉄道で旅行する場合、植民地間の境界には関税局の役人が待っていて、旅行者の荷物を検査し、“あちら側” から “こちら側” にやって来て関税を逃れて物品を販売することが無いように看視したのであった<sup>(17)</sup>。ちなみに、鉄道も各植民地が別々に敷設したために、線路幅 gauge が植民地間で異なっていることが珍しくなかった。(1930年代でも西オーストラリアのバースからクィーンズランドのブリスベーンに鉄道旅行する場合、乗客は線路幅の違いに5回出合ったという<sup>(18)</sup>。

各植民地政府は独自の財政体制を維持した。植民地政府にとって程度の違いはあるものの、関税や物品税 tariff & excise は重要な財源だった。中には西オーストラリア植民地政府のように、関税・物品税が税収のほとんどを占めるところもあった。各植民地政府は別個の警察組織を持っていた。そしてそれぞれの植民地政府がイギリス政府の下にあったのである。(自

治植民地政府であるからには自治の範囲はかなり広がったとはいえ、幾つもの分野、側面においてはイギリス政府の承認を必要とした。）

1870年にイギリス陸軍連隊はオーストラリアから最終的に引き揚げてしまう（元々その任務は囚人たちをコントロールし治安維持することが主でありその任務はほぼ終了）のであるが、その後には6つ植民地政府が別々の、独立した命令系統を持った軍組織を設置し、それぞれの活動範囲は自分たちの植民地内のみに限られていた。当時、兵力のほとんどがパートタイムのボランティア（無給）市民兵であり、常備兵は極めて小規模だった。それぞれの植民地軍組織の司令官はCommandant コマンダントと称され、コマンダントの地位にはイギリス陸軍の現役あるいは退役将校が就くのが普通だった。（オーストラリアが陸軍士官学校を設置したのは1911年。……それ以前にも市民兵出身の市民兵将校は存在したが。）勿論それぞれの植民地の軍組織の間に連絡はあったものの、基本はあくまでもお互い独自の存在ということであり、兵力に関する規則などもそれぞれ異なっていた。

特に1870年代以降、幾つもの理由が絡み合って“我々是一个の国にまとまって行くべきではないだろうか”という考えをオーストラリアの多くの人々が（大多数とは言えず後々まで無関心層も相当に多かった）意識するようになっていった。また次第にイギリス自身が、あなた方は一つにまとまって行くべきだとの意見を持つようになっていく。

統合 Federation は明快かつ強力な一つ理由があったから起きたというよりも、つまり「これが強力なきっかけとなって統合が起きた」というよりも、内部的、外部的な幾つかの理由、要素が重なり絡み合い、時間と共に統合への流れが次第に勢いを増していったというべきであ

ろう。（また様々な理由から統合に反対する人々もいた。）統合を推進した要素の中でも、a 議会制民主主義の発展、b 人口増大とオーストラリア生まれの人口増大、c 貿易、関税や経済の発展とそれらに伴う問題、d 移民問題（特に有色人移民の問題）と白豪主義、e 国防をめぐる状況……などが重要であったものと思われる。特に c, d, e は主要な要素とされることが多い。まず a～e を見て行くことにする。

但しこの段階で次のことを断っておきたい。「一つになろう」という統合への動きは確かに次第に高まっていくのであるが、後にも述べるように、その統合の具体的な内容、その進め方などについて、参加する政治家や市民の間に、特に異なる植民地の間に、必ずしも一致した考えがあったわけではなかった。彼らの間には、統合の内容や進め方に関し、見解の違い、利害の対立、そして複雑なライバル意識までもが存在したのである。それを乗り越えていくには相当な時間とエネルギーを要したのであった。我々はこのことを忘れるべきでない。この点には以後の叙述の中で何度か戻ってくることになる。

## 2.a 議会制民主主義の発展

イギリス政府承認のもとに1850年代後半以降、オーストラリアの植民地には植民地自治政府と植民地議会が次々に成立した。（クィーンズランド議会発足は1859年、西オーストラリアは1890年<sup>(19)</sup>。）

最初は投票権が有産階級の男性に限られるところもあったが、徐々に各植民地住民で21歳以上の男性全員に……資産や収入に関係なく……投票権が与えられるようになって行った<sup>(20)</sup>。（タスマニアが最後で1900年と遅れた。また議会の上院、下院のうち、上院は選挙ではなく一部任命制を取る植民地もあった。）

成人男性が選挙で議員を選び、その議員たちが植民地の法律を作り政府を作る体制が始まったのである（この頃日本はまだ徳川時代）。それに伴い、植民地住民の中に程度の差はあるものの、自分たちが住む植民地の政治や社会状況に対する関心、要求が年月と共に強まっていったのは当然の成り行きだった。議会やその当時各地に登場してきた新聞では、様々な問題についての議論や報道が繰り返された。また他の植民地の具体的な状況にも関心がより高まるということになった。“あちらではどうやっているのか？”ということである。とりわけ政治指導者の間には、自分のところだけでなく、他の5つの植民地の状況への関心も強かった。そしてオーストラリア以外のイギリスの植民地の状況への関心も。新聞はこの傾向を促進した。

女性参政権が最初に南オーストラリア植民地で実現したのは1894年であるが<sup>(21)</sup>、この背景には自分たちの政治的権利を獲得しようとする女性指導者たちの長年にわたる、地域を越えた努力があった。これも全てではないにせよ、また程度の差はあれ、女性、男性の政治的関心、要求を様々な形で強めたのであった。

これらは他の要因と共に、植民地の政治家や（大多数とは言えないにしても）多くの一般住民の視野を、自分たちの植民地だけでなく、他のオーストラリア植民地の状況にも次第に広げることになった。統合 Federation への機運の基礎に、このような視野の拡がり一つが要素としてあった。（ただし既述のように、どのような統合にするのかについてのイメージが一致していたわけではなかったことに留意しておきたい。）

## 2.b 人口増加とオーストラリア生まれの人口の増大

オーストラリアの歴史学者マニング・クラークによれば、1861年には全人口の5割強がイ

ギリス生まれだった。しかし年々オーストラリア生まれの割合は増加して行き、1871年には6割近く、91年には75%、1901年には82%となっていたという<sup>(22)</sup> イングランド、ウェールズ、スコットランド、アイルランドなどの血のつながり、宗教上の、文化的なつながりを強く意識し誇りに思うと同時に、自分たちはヨーロッパではなく、このどこまでも広がる大地、大陸に生まれ育ったのだという意識も持つ人々の割合が年々増大して行ったのだった。このことも自分の住む植民地だけに視野を閉じ込めるのではなく、他の植民地の同じような背景の人たちとの仲間意識が徐々に湧いてくる理由になったことであろう。母国からこんなに遠く離れて、この広大な大地に、我々少数の白人たちが住んでいるという……心細さも含んだ……感覚である。

オーストラリア統計局の資料によれば、オーストラリアの人口（原住民を除く）は以下のよう

1840年	190,408人	
50年	405,356人	10年間に213%増
60年	1,145,585人	〃 283%増
70年	1,647,756人	〃 43.8%増
80年	2,231,531人	〃 35.4%増
90年	3,151,355人	〃 41.2%増
1900年	3,765,339人	〃 19.5%増

Bureau of Statistics Australian Historical Population Statistics 2008 Table 1.1 より

人口は1900年までの60年間に約20倍となった。1850年、ニューサウスウェールズのパサースト Bathurst に金鉱が初めて発見され、その後も各地で金鉱発見が続き、50年代にはオーストラリアに移民ラッシュが起きたのであった。金 gold 以外の理由でも人口は増大して行った。（但し1890年代に人口増加率が半減してしまう。90年代には極めて深刻な大不況が発生し、移民の流入どころか純流出が起きた年があった<sup>(24)</sup>。

## 2.c 貿易、関税や経済発展とそれに伴う問題など

都市が出現して成長し、農地も拡大、国内市場が拡大した。オーストラリアでは第一次、二次、三次産業が成長していった。シドニーの人口は 1851 年の 5.4 万人から 91 年には 40 万人となった。1862 年オーストラリア東部では 1700 万頭のヒツジが飼育されていたが、92 年には 8900 万頭に増加していたと推定されている<sup>(25)</sup>。19～20 世紀前半にかけての一人あたり GDP の推計があるが、それによると、1890 年までの 40 年以上の期間、オーストラリアの一人あたり GDP はアメリカのそれを 40% 以上上回り、イギリス、カナダ、アルゼンチンをはるかに引き離していたという。90 年までの 40 年間、経済発展は極めて順調だった<sup>(26)</sup>。ただし、社会保障制度は未発達で、所得や資産の分配は“平等”から程遠いものだったが。（そして後述する 1890 年代に始まる長期の深刻な大不況では、一人あたり GDP が大きく減少する。89 年 £66 97 年 £48。real GDP は 1904 年に 90 年を回復、per capita は 07 年に回復。大不況は世界的な現象だったが、アメリカ、カナダなどが 1886 年までに回復したのに比べ、オーストラリアの回復は大幅に遅れた<sup>(27)</sup>。）

現在オーストラリア最大を誇る銀行はウェストパック Westpac であるが、その前身のバンク・オブ・ニューサウスウェールズ Bank of New South Wales は 1817 年にシドニーで設立された。51 年には支店が僅か 1 つしかなかったが、1861 年にはオーストラリア全体およびニュージーランドに 37 支店を展開するようになっていた<sup>(28)</sup>。競争相手の金融業者も続々と登場してきた。またオーストラリア人なら誰でも知っている代表的デパートの David Jones は 1838 年に小売店として発足した。40 年代末の危機を乗り越えて 50 年代には復活し、百貨店（デパートメントストア）というヨーロッパ

流の高級小売業をオーストラリアに持ち込み、根付かせ、拡大して行った。またオーストラリアを代表するだけでなく、世界的な鉱山企業の BHP Broken Hill Proprietary は 1885 年に設立されている。同社が開発するニューサウスウェールズと南オーストラリア植民地の境界付近の大鉱脈は、銀、錫、鉛などをきわめて豊富に含んでいた。設立後僅か 3 年の 1888 年には、売上高 90 万ポンド弱、利益 36 万ポンド強を生み出し、当時としての巨大企業にのし上がったのであった<sup>(29)</sup>。（1890 年のビクトリア植民地の防衛費総額は 35 万ポンドだった。（参 20p22 参照。）ちなみに、BHP の鉄鉱石、石炭などは、戦後日本の鉄鋼業や韓国の鉄鋼業の発展に、決定的ともいえる役割を果たした。）他にも農業機械販売、各種交通手段など、様々な業種において、幾つもの植民地にビジネスを広げる企業が多数現れた。植民地間の関税や法律上の相違が、企業、産業の拡大にとって有害だと感じる勢力が登場し、政治的、社会的影響力を徐々に持つようになったのである。

このような経済・産業発展も統合 Federation への機運を様々に高めた。経済・産業の発展、そしてそれに伴う社会の中の貧富の差は、各植民地の中に労働運動を発生させ、拡大させていった。労使の対立、ストなどが各植民地に共通してみられるようになる。特に大不況期の 90 年代には大規模ストが頻発した。各植民地の労働運動は、特に 1880 年代以降相互の連絡を強め、オーストラリア全体をカヴァーするような動きもみられるようになり、植民地議会にも労働者代表が選出されるようになっていった<sup>(30)</sup>。経営者側や大農場主の中にも、他の植民地の同業者や経営者団体と連絡を取り、連携組織を作るものが次々に出てきた。労使対立が広がっていったら、雇用主たちの連携も当然広がっていったのである。

植民地の諸都市の消費者たちの間にも、植民

地間の“関税制度”に不満を抱くことが多く見られるようになる。同じ商品なのに、あちらの植民地と比べるとこちらでは“より重い”関税のために値段が高い……ということである。植民地間の境界に近い地帯に住む住民（その数は徐々に増えていった）にとっては、この値段の“不公平さ”が特に強く感じられたようである。既に触れたように、自らの市場の拡大を切望する企業にとっては、関税障壁は障害以外の何ものでもなかった。勿論、他方では関税で保護され恩恵を受けている人々や企業も相当に多かったので、消費者の不満や一部の企業の願望が直ぐに植民地間“関税制度”撤廃に結び付いたわけではない。また既述のように、植民地の中には種々の物品税や他の植民地および外国との貿易からの関税収入が政府財源の主要部分を占めるところがむしろ多かったのであり、税収と関税の関係は到底軽視できなかった。自由貿易の方が良いのか、保護貿易を守るべきか、どの程度の自由貿易？ どの程度の保護貿易？ どの商品を、どの産業を保護するべきか？ ……これは植民地の枠を超えた議論にならざるを得ない。対立、妥協、そしてまた対立、妥協……が繰り返された。政治家も、企業団体も、労働者達も、新聞も、学者達（シドニー大学1850年設立、メルボルン大学1853年設立）も様々な意見をもってこの論争に参加した。植民地間で1890年代に進められた統合 Federation へのより具体的な交渉の中で、関税、物品税、税収をどうすべきかの問題は、極めて重い課題だった。論争が続いたが、これは人々に統合をより強く意識させることになった。

## 2.d 移民問題、白豪主義

オーストラリア統合 Federation をプッシュした要因として移民問題、白豪主義 White Australia Policy の登場、拡大も極めて重要であった。またこの問題は、国防法の背景として

直接、間接に関係する問題だった。

オーストラリアに白人以外の人種が入って来るようになって行ったのである。1850年、ニューサウスウェールズやビクトリア植民地でゴールドラッシュが始まるとともに、資金力のある鉱山業者は中国人労働者派遣仲介者と組んで金鉱山で働かせるため、主に中国南部（その頃苦境にあった）から労働者を導入するようになった。1861年にはビクトリア植民地の金鉱山には24,000人強、ニューサウスウェールズの鉱山には11,000人の中国人労働者がいたという。彼らは渡航費を支払ってもらい限定期間働くという雇用契約のもとに雇われ渡航してきたいわゆる indentured 労働者だった。その中からは、契約期間が終わってもオーストラリアに残り、近郊農業的な野菜栽培や鉱山以外で働く者も出てきた。1861年にオーストラリア全体で38,258人の中国人がいたとされている。人口の約3.3%にあたる<sup>(31)</sup>。中国人女性は入国を正式許可されず、居住する中国人はほとんどが男性だった。彼らのほとんどは英語を話さず自分たちで集団を作ることが多く、習慣も全く異なり、阿片吸引なども見られた。彼らが低賃金、劣悪な労働条件のもとで働くことは、彼らと同じ職場の白人労働者にとって、自分たちの賃金を引き下げ、労働条件を悪化させてしまう……許せないことだと受け止められることが多かった。60-61年頃、ラミングフラット Laming Flat、ストーンクリーク Stoney Creek、ウォンバット Wombat などにおける中国人労働者に対する大規模な集団リンチ事件が記録されている<sup>(32)</sup>。55年にはビクトリア植民地が、57年には南オーストラリア植民地が移民規制法を設け、61年にはニューサウスウェールズ植民地議会が中国人移民規制・制限法 Chinese Immigrants Regulation and Restriction Act を成立させ、中国人移民に規制をかけるようになった<sup>(33)</sup>。他の植民地議会

にも同じような動きがあった。しかしオーストラリアの中国人は急減することはなく、1890 年段階でも国内に 36,000 人ほどおり、近郊農業、商業等々の被用者や自営業者として都市周辺にも居住するようになっていた。オーストラリアには、彼らを必要とする少数だが有力な人々のグループがあったのだ。白人労働者ばかりではなく、一般の市民も彼らと接するようになる。異人種、異文化、我々とは違う奴らだ。そして男ばかりだ。我々の文化や人種の純粹さに対する脅威ではないか？！ という感情も育っていった。

1860 年代以降、熱帯、亜熱帯に位置するクィーンズランド植民地でサトウキビ栽培が始まる。その農場では、赤道付近の太平洋の島々から、カナカ人が奴隷のように売られたり騙されたり強制的に連れてこられたりして働かされるようになった（ブラックバード blackbird といった）。これも（中国人の場合と同様に）農場の白人労働者の賃金を引き下げるなど労働条件を悪化させ、治安を悪くさせるのではないか、そもそもオーストラリアに奴隷制度などあるべきでないなどの懸念や反感が、現れるようになった。（クィーンズランドでは、サトウキビ栽培には移民労働がどうしても必要なだと主張する同植民地北部の大農場主たちと、それに反対する南部の労働者たちやりべらる思想を持つ市民の対立が生まれ、前者は、それなら自分たちはクィーンズランドを離脱し、新たな植民地を作るぞと脅迫するようなことが起きた<sup>(34)</sup>。

中国人やカナカ人の“問題”が意識されるようになって以降、我々が生きているこの土地、社会を、イギリス系白人を中心とした白人人種だけの、そしてヨーロッパ文明を生きる国として維持しなければならない、非ヨーロッパ系の異人種を受け入れるべきではないという意識が、各植民地の住民の間により強くなって行っ

た。白豪主義 White Australia Policy である。一つの植民地だけで異人種の移民を制限するということでは駄目だ、「こちら」は入れなくとも「あちら」が入れたら、アイツ等はこちらにも入ってきてしまう、これは植民地の枠を超えた政策として施行しなければならない!! これもオーストラリア統一への強力なプッシュになった。（実際、1901 年にオーストラリア統一が実現した後、オーストラリア議会で最初に成立した法律の中に、Immigration Restriction Act 移民制限法があった。聞き取りテストとしてヨーロッパ言語から 50 語を出題し、これに合格しなければ入国させないとしたのである。難しい問題を作ることも出来た<sup>(35)</sup>。

オーストラリアの国土は日本国土の約 20 倍である。この広大な大陸に、1890 年になっても（原住民を除き）既述のように僅か 300 万人ほどしか住んでいなかった。この大陸は太平洋やインド洋などに囲まれ、最も近くの白人社会はニュージーランドがあるのみ。そして赤道を越えた北方には、我々と全く違う人種で、全く違う文化の中に生きる、我々の人口の 100 倍をはるかに超える数の（深く関わりたくないしできるだけ遠ざけたい）アジア人たちがいる。我々は相当に孤立した存在なのだという意識は、19 世紀が進むにつれオーストラリアの 6 つの植民地に住んでいる人たちの多くが持つようになっていった。地理的条件から来る潜在的な不安、心細さを伴う意識である。“でも我々はイギリスに、特に世界最強のイギリス海軍に守られているから何とか安全だが、”……と多くが感じていたようではあるが。“英海軍が無くアイツ等が大挙してやって来たら……”

パークス・ニューサウスウェールズ首相のことは第 3 節でも触れるが、彼はオーストラリア植民地統合に向けて憲法案を論じる舞台での演説（1891 年）でも、アジア人、特に中国人がオーストラリアに多数入り込んできた場合の危

険性について強調している。だから我々白人たちが一つの国にまとまることがどうしても必要なのだと<sup>(36)</sup>。アジアからの脅威というものは、1941年に太平洋戦争が勃発するまで、現実にはやってこなかった。しかしオーストラリア人の多くは、自分たちが心の中に作りだしたアジアからの恐怖のシナリオ、いわゆる Yellow Peril 黄禍論の重圧を感じるようになっていたのである。(このシナリオを強く感じさせる議論が統合後も、オーストラリア国防法をめぐる議会や公共の場でのスピーチや、新聞紙上で繰り返されたのだった。Yellow Peril 論と White Australia Policy とは一対をなす。)

## 2.e 国防をめぐる状況

統合 Federation への更なる強力なプッシュは、特に 1870 年代以降南西太平洋海域で活発になったドイツ、フランスなどの植民地獲得活動や、北東アジア及び海域におけるロシアの軍事的活動に対して感じる重圧などによってもたらされた。オーストラリアでは、これらが身近な潜在的脅威としてとらえられるようになる。1890 年代には、日清戦争に勝利した日本にたいしても軍事的脅威として更に意識されていくようになっていった。これらの脅威に対し我々はもっとまとまって、いや一つにまとまっていく必要があるのではないか。そしてこの脅威感 は 1903 年オーストラリア国防法第 49 条成立背景として直接的に重要な要因となっていく。

フランスがニュー・カレドニアを併合したのは 1853 年であるが、この頃はまだこれを脅威としてオーストラリア植民地が騒ぎ立てることは無かったようである。1870 年代初期、フィジーに騒乱状態が起きる。フィジーには 60 年代までにオーストラリア人やオーストラリアの企業が進出していた(特にビクトリア植民地の企業<sup>(37)</sup>)。この騒乱に対し、オーストラリア植民地は植民地政府間の会議を開いて警戒する。

この騒乱に乗じてドイツなどが介入して、フィジーを領有するようなことになれば、自分たちにとって危険だと感じ始めたのである。植民地政府間会議は、イギリス政府(グラッドストーン自由党内閣)に対し、イギリスがフィジー領有を宣言すべきだと要求する。イギリスはこれには応じなかった。イギリスはそうする気はないと拒否した……ましてやオーストラリアが費用を出したくないというならなおさらだと。しかしイギリスで政権交代が起こり、ディズレイリ保守党内閣が登場すると、英政府は 1874 年フィジー領有を実行する。(オーストラリアに動かされたわけではない。)これが一件落着すると、次にオーストラリア植民地政府間の会議は、イギリスがニューギニア東部(西部はオランダ植民地)およびニュー・ヘブリデス New Hebrides(現在のバヌアツ共和国)も領有すべきだとイギリスに訴えた。しかしこれに対してディズレイリは動かなかった。オーストラリアは、イギリスが太平洋海域の諸島を領有支配し他の勢力が入り込めないようにしてくれることで、自分たちの軍事的、貿易など経済的な安全を確保しようとした(これを太平洋モンロー主義と呼ぶようになる)のであるが、その費用を……この段階では……負担する気は無かった<sup>(38)</sup>。1870 年代以降、植民地の政治指導者や住民の間に、オーストラリアの南西太平洋海域に対する懸念が高まっていく。その現れの一部としてクィーンズランド植民地政府は 1872 年ケープ・ヨーク半島 Cape York Peninsula 付近の島々の併合を行い、それに続いて 79 年にはトレス海峡 Torres Strait の諸島を併合した<sup>(39)</sup>。

1870 年代というのは、ヨーロッパが大いに揺れ始めた時期であった。主な展開では、70 年に普仏戦争が起き、フランスが破れてナポレオン 3 世は一時プロシヤの捕虜になり、フランス第 2 帝政が終了し、ドイツ統一が実現した。



地図Ⅲ

ドイツの産業革命は更に進展し、ドイツという国の隆盛が目立ち始める。

1877～78年には露土戦争が起きロシアがトルコにサン・ステファノ条約を受け入れさせてロシアとスラブ諸国の領土拡大が起きるが、イギリス、オーストリアがこれに反発、ドイツの宰相ビスマルクが“仲裁”してベルリン条約が結ばれ、領土の修正が行われる……等々、大きな変化と不安定が出現し始めた。(また70年代後半にはアフガニスタンを巡って英露間に対立が起きる。)

それらの数年前の1872年、オーストラリアとロンドンの間が電信網で結ばれたのだった。電信網の発展はヨーロッパで1830年代から始まっていたが、60年代には大西洋に海底ケーブルが登場し、70年にはロンドン—インドが部分的に海底ケーブルを介して結ばれ、71年にはシンガポール—ダーウィン間の海底ケーブルが完成する。そして1872年ロンドン—オーストラリア間の電信網開通となる。このことは

ヨーロッパの状況が瞬時にオーストラリアに伝えられるようになったことを意味した。ロイターなどのニュース通信社を通じて、ヨーロッパの緊張状態が、オーストラリアの新聞で直ぐに報道されるようになったのである<sup>(40)</sup>。(国際的電信通信網の発展については、明治大学大学院生里見柚花による極めて興味深い論文がある。「19世紀国際電信網の形成と通信社の役割について」明治大学商学研究論集第56号2022.2) 80年代以降の電信網の更なる発展は、報道を通じてオーストラリア植民地の人たちの世界状況認識に対し、また彼らの間の世論の緊張度合いに対して、一様ではないにしても大きな影響を与えたと言えよう。

1880年代にはいと、ドイツがニューギニア北東部に進出しようとする動きを見せる。これを強く警戒したクィーンズランド植民地政府の首相は1883年4月、ニューギニア南東部に人員を上陸させ、ここをイギリスの領土だと宣言した。このことをイギリス政府に報告し、統治の費用は自分たちも負担するからとの言葉も添えて、自分たちが実行したイギリス領有宣言を承認してもらおうとする。ニューサウスウェールズ、ビクトリア、南オーストラリア植民地首脳もこの動きに同調した。オーストラリアとニュージーランドは、併せて毎年15,000ポンドを負担するからと申し出た<sup>(41)</sup>。

しかしこの時までにはイギリスではグラッドストーンの自由党政権が復活しており、同政権は7月、ドイツはニューギニアには特に重大な利害を持っていないはずであるというイギリス外務省の判断を理由に、オーストラリアの要求を拒んだ。この拒否はオーストラリアやニュージーランドの政治指導者たちの多くにとってショックだった。イギリスは我々のこれほど近くにあって、我々の安全にかかわるこれほど重大な事態を解ってくれないのか!!

そこでオーストラリア植民地とニュージー

ランド植民地は、83年11～12月にかけてシドニーで会議を開き、赤道以南に他の勢力が現在以上に領域を広げるのは我々にとって極めて由々しきことである、イギリスはニューギニアの東半分を即座に領有すべきだ、またニュー・ヘブリディーズについてもイギリスが領有するようフランスと交渉すべきだと英政府に“南太平洋モンロー主義（前記）”を訴えた。この時、オーストラリアの各植民地とニュージーランドの代表たちはFederal Council of Australasia（Australasia オーストラレイシア）であってAustralia オーストラリアではないことに注意）を設立することに合意し、これを各植民地議会に持ち帰って諮ることにした。そして議会が評議会Federal Council 設立に賛成してくれたなら、それ以後はこの評議会がオーストラリア植民地+ニュージーランド植民地などのAustralasiaと太平洋諸島との関係について合同してあたる事にしようと同意したのであった。1883年11月のことである。会議では、イギリスがニューギニア東部やニュー・ヘブリディーズを領有してくれるならば、その費用の一部は我々も負担する用意があると改めてイギリス政府に迫った。（この評議会設立にはイギリス議会の承認を必要とし、イギリス議会で85年8月14日An act to constitute a Federal Council of Australasiaが成立し承認を与えることになったのである。）

議論の途中ではあるが、この評議会Federal Councilについて、後の第3節の議論にも関係して来るので、少々但し書きを加えておきたい。評議会Federal Council 設立に向けての植民地代表者達の会議では、ニューギニアやニュー・ヘブリディーズなど南西太平洋の問題でイギリスに迫ることに合意する一方で、同時にAustralasia（オーストラレイシア……オーストラリアの6植民地とニュージーランド植民

地）の政治的統合に向かって一步踏み出そうではないかという事を各植民地議会に対して提案することにも合意した。しかし、この段階で植民地の政治的統合問題に具体的に踏み出そうとするのは無理だった。特に2大植民地のビクトリア、ニューサウスウェールズ間のライバル意識は根強く、また政治的統合の実現のためには乗り越えなければならない植民地間の利害不一致（ビクトリアとニューサウスウェールズ間は勿論）など諸課題が多すぎたのである。これを乗り越えるためには、既述の通り相当な準備と時間が必要だった。政治的統合の提案が拙速に加わってしまったことにより、評議会Federal Council 発足は、ニューサウスウェールズ植民地議会、ニュージーランド植民地議会、南オーストラリア植民地議会の賛成を得られなかった。具体的準備も不十分なまま政治統合に進もうとした拙速な動きの結果だった。西オーストラリア植民地はまだ議会を発足させておらず、結局評議会Federal Councilはビクトリア、クィーンズランド、タスマニア植民地の3者のみで形成することになった。南オーストラリアは後に参加した<sup>(42)</sup>。

さてニューギニアやニュー・ヘブリディーズに関するオーストラリアやニュージーランド植民地の強い要請にも、グラッドストーン英首相は動かなかった。植民地が何を馬鹿なこと preposterous proposition を言っているのかと<sup>(43)</sup>。その後ドイツがニューギニア領有に向けてあからさまな動きを見せるようになって、イギリスは動かなかった。イギリスにはニューギニアについてドイツの動きに反対しない理由があったのである。当時エジプトの支配をめぐってイギリスとフランスの関係が緊張しており、イギリスはドイツとは敵対したくないと感じていたのだ<sup>(44)</sup>。

エジプトは財政破綻によって（スエズ運河会

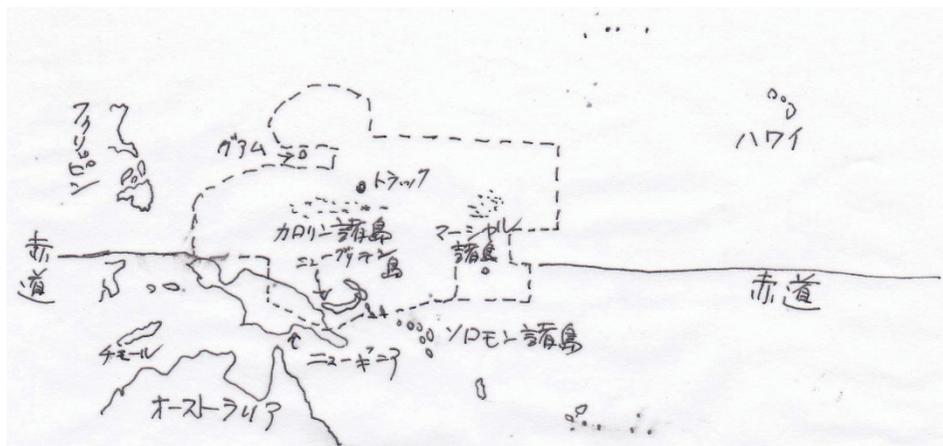
社の株式をイギリスに買い取られ) 1870 年代中盤以来、英仏の共同管理のような状態に置かれていたのだが、これに反発した現地勢力がウラービー革命を起こし、これを鎮圧したイギリスは 1882 年、エジプトを実質的に保護国化する<sup>(45)</sup>。このことはフランスの反発を招き、両国間に緊張が高まっていた。イギリスはこの英仏対立に関しドイツを自分の側に引きつけたかったのだ。当時のイギリスにとって、エジプト問題はニューギニア問題よりも優先順位が高かったのである<sup>(46)</sup>。このようなイギリスとドイツは、ニューギニアについて交渉を進め、ニューギニア東部の北側をドイツが、南側をイギリスが支配圏とすることに合意した。合意は 1886 年 4 月 6 日ベルリンで調印された<sup>(47)</sup>。

このこともオーストラリアの各植民地政府にとってショックだった。イギリスが南側（およびソロモン諸島南部）を取ったのは良かったにしても、北側はドイツが支配することとなり、その周辺の大小多数の島々もドイツの支配下に入った。（ビスマルク諸島、ソロモン諸島北部など。）その中にはドイツがノイ・ボンメルンと名付けた島（後にニューブリテン島と改称）があり、そこには後にラバウル航空隊で日本に

もよく知られるようになるラバウルがあり、ラバウルはドイツの当該植民地統治の中心地だった。

ドイツが我々のすぐ傍までやってきた!! オーストラリア各植民地は、大いに危機意識を持ったが、イギリスは動かず、オーストラリア植民地は英独合意を渋々ながら飲まざるを得なくなった。しかし評議会 Federal Council は、今後イギリスが南太平洋海域のことについて外国と交渉する時には、オーストラリアおよびニュージーランドと事前協議するよう要求すると決議したのだった。イギリスはこれを受け入れた<sup>(48)</sup>。

ニューギニアは一応このように決着した。南太平洋の島ニュー・ヘブリディーズについてはどうなったのだろうか。ここではフランス、イギリス、オーストラリア及びニュージーランド植民地の間で複雑な交渉が繰り返された。1886-87 年のことである。フランスはニュー・カレドニアに犯罪常習者 (recidivists) を送り込んでいたのであるが、オーストラリア、ニュージーランドはこれを批判した。（イギリスは 1868 年、西オーストラリアへの囚人移送を最後に、オーストラリアへの流刑を廃止して



地図 IV

地図 IV で破線によって囲まれた部分がドイツ領となった。

いる<sup>(49)</sup>。当時オーストラリアは、自分たちの流刑地、流刑者の歴史に神経質な思いを抱いていた<sup>(50)</sup>。これに対しフランスは、南太平洋諸島への囚人移送を止めるから、そのかわりにフランスのニュー・ヘブリディズ併合を認めるよう1886年2月イギリスに提案する<sup>(51)</sup>。またフランス外務省はイギリス政府に対し、ニュー・カレドニアで刑期を終えた囚人がオーストラリアに移住するのを認めてくれ等と要求してきた<sup>(52)</sup>。イギリスは、太平洋諸島について交渉する時は植民地と事前協議するという約束に基づき、フランスの要求をオーストラリア、ニュージーランド植民地に伝える。植民地側は勿論強く反対する。

ところが同年7月、フランスはニュー・ヘブリディズの市民の生命と財産を保護するためだとしてここに軍隊を上陸させる。これにオーストラリア植民地の反発は更に強くなり、ビクトリア植民地議会の中には、我々は軍隊を送ってでもこれに反対すべきと主張する者もいた<sup>(53)</sup>。オーストラリアの強い反撥を見た英仏両政府は8月、両国がニュー・ヘブリディズを中立、独立の存在とし、ここに合同の海軍委員会を置くというアイデアを検討するようになる。

87年はビクトリア女王在位50周年に当たり、この機会にロンドンで英植民地会議（イギリスとその海外植民地代表の会議）が開催され、オーストラリアも各植民地政府が代表を送った。ここで4月後半にニュー・ヘブリディズ問題が討議され、ビクトリア植民地代表のアルフレッド・ディーキン Alfred Deakin は、イギリスがこれを併合すべきと主張し、他のオーストラリア植民地代表もこれに賛同する。しかしイギリスのソルズベリ Salisbury 首相はこれを拒む。ニュー・ヘブリディズのことは、フランスとの戦争の危険を冒すほどの重大事ではない、ニュー・ヘブリディズはオーストラリアからはるかに1000マイル以上も離れているでは

ないか、今フランスとは当該地について協議しているところだ……。結局同年11月、英仏はどちらもニュー・ヘブリディズを領有せずに中立のままに置き、合同海軍委員会 Joint Naval Commission を発足させることで合意した。88年3月フランスは部隊をここから撤退させ、その後ニュー・ヘブリディズには英仏合同海軍委員会が設置された<sup>(54)</sup>。（オーストラリアの深い懸念は継続したが、同地は英仏共同統治に移行し、共同統治は同地が1980年にバヌアツ共和国として独立するまで続いた。）

また、上記1887年のロンドンにおける英植民地会議では、イギリス海軍のオーストラリア司令部 Australia Station（1859年に東インド司令部 East Indies Station から分離独立させる形で創設されていた）の艦隊を増加させることが決まり、その増加分は巡洋艦5隻、魚雷艇2隻からなり、これを Auxiliary Squadron 補助艦隊と命名し、オーストラリア植民地とニュージーランド植民地政府は合同でその補助艦隊の維持費と建造費の一部を負担し、オーストラリアは年106,000ポンドを、ニュージーランドは年20,000ポンドを負担することが正式に合意されたのだった。（イギリスは交渉の初めのころ、オーストラリアが艦船建造費の一部を含む80万ポンドを負担してこの新艦隊増設を行うことを提案した。しかし上記のように維持費と建造費一部の負担で折り合ったのだった。）またこの補助艦隊の出動範囲も合意され、植民地政府の合意なしに、補助艦隊はその範囲を超えて出動できないことが合意された<sup>(55)</sup>。この出動範囲の制限はイギリスの強い要求により10年後に若干修正され、南西太平洋諸島の何処にでも出動できると改められる<sup>(56)</sup>。約15年後には制限がほぼ撤廃された<sup>(57)</sup>。（この87年の英植民地会議前後には、海軍のことだけでなく陸軍についても英豪間に真剣な議論と交渉があっ

た。このときは表立った進展が実現しなかったが、この際の議論や交渉が間接的なキッカケとなって展開し始めるドラマは、後の国防法成立やオーストラリアの統合実現そのものにとって到底見逃せないものであった。これは第 3, 4 節で触れる。）

このように、南西太平洋海域におけるフランス、ドイツなどの動き、北東アジア海域やアフガニスタンなどでのロシアの動き、そしてそれらに関してイギリスがその都度オーストラリアに示した反応……等々の一連の出来事も、オーストラリア植民地政府、議会在が統合の必要性をより強く感じるようになる重要な要因となった。我々がバラバラの政治体制のままでは、自分たちの意志をイギリスに充分強力で主張できないのではないか、そして、とにかく植民地ごとのバラバラな軍事力では敵からの攻撃に有効に対抗できないのではないかという深刻な懸念が強まったということである。

しかし、このようにオーストラリアの植民地議会や政府は統合の必要性を強く意識するようになった一方で、既に評議会 Federal Council 設立に関して述べたように、植民地間のお互いの利害の調整問題やライバル意識を解消させたわけではなかったことに留意しておきたい。政治的統合への動きは、3 節で述べるように 1890 年代初期に盛り上がるのであるが、盛り上がる論議の中で、植民地間の利害調整の何処がどのように難しいのかがより具体的に見えるようになっていく。むしろ見えるようになったがために、この時点での政治的統合への動きは一時的に頓挫してしまう。これらの困難は 1890 年代後半を通じて行われたパートン Edmund Barton（統合されたオーストラリア政府の初代首相）やアルフレッド・ディーキン Alfred Deakin たちの懸命の努力によって何とか、そしてようやく解消され、1901 年 1 月 1 日の統

合実現にこぎつけるのである。（これも 3 節で述べる。）

1890 年代は、オーストラリアが政治的統合実現に向けて具体的に動き出す時期となった。この 10 年は、統合しようという熱意と、統合に伴う困難つまり“生みの苦しみ”とが同居していた時期でもあった。しかも、この時期はイギリスのオーストラリアへの軍事的要請とオーストラリア側の思惑の違いが何度も繰り返された時期でもあった。そして更に、オーストラリアが極めて深刻な、20 世紀初期にまで継続する長期経済不況に陥った時期でもあった。次節以降これらを述べていく。

### 3. 統合へのより具体的な動きの開始、頓挫そして再開とオーストラリア憲法の成立

#### 3.1 1889 年までのオーストラリアの軍事力および軍事力を取り巻く状況に関して

まず 19 世紀後半のオーストラリア軍事力の状況を短く見て行く。イギリスが最後の陸軍連隊（その主たる任務はオーストラリア内の治安維持）を引き揚げてしまった 1870 年、そしてオーストラリア周辺でのフランスやドイツの活動、またロシアの脅威などにオーストラリア植民地が神経をとがらせ始めた 70 年代、植民地は自分たちで兵力を育てなければならなくなる。最初は既述の通りどの植民地でもボランティア兵がほとんどだった。（1870 年以前にもオーストラリアのボランティア兵はいた。）イギリスの元軍人の移民や、ライフル射撃や乗馬を得意とする植民地住民たちのうち軍事訓練に関心のある住民が、ボランティアとしてパートタイムの兵役についていたということである。無給だったので、金銭的余裕のある人々が多かった。しかしニューサウスウェールズ植民地は 1874 年にパートタイムの市民兵に対して、

ある程度の報酬を支払い始め、これで兵力を増やしていこうとした。報酬を払われている市民兵をオーストラリアではミリシャ militia (払われていないのをボランティア volunteer) というが、他の植民地もミリシャ制度を導入し始める。ビクトリア植民地は1883-84年頃、クィーンズランド植民地は84年など。クィーンズランドの場合、同じく84年(オーストラリアが再度ロシアの脅威を強く感じた1883-85年のいわゆる Russian War Scare の最中)、緊急事態が発生した時には健康な全ての男子を兵役に召集するという法律を成立させ、これがオーストラリアにおける徴兵制的な制度の嚆矢となったのであった<sup>(58)</sup>。

また各植民地は、職業軍人の数も徐々に増やそうとし始める。しかしこれは小規模に留まった。最大植民地のニューサウスウェールズでも、19世紀中に職業軍人の数が1000人を超えることは無かったという。(1901年3月段階でオーストラリア全体の陸軍 Military Forces には約29,000人の人員がいたが、このうち職業軍人は約1,800人、ミリシャが16,000人、無給のボランティア兵が11,000人だった<sup>(59)</sup>。

また1870年代に入って、自分たちの周辺海域で危険度が徐々に高まってきていると懸念したオーストラリア植民地政府は、イギリス政府に対し、自分たちの防衛体勢についてアドバイスしてくれる専門家の派遣を要請した。これに応じて Jervois 大佐と Scratchley 中佐が1876年に来豪し、主要港湾などの防衛体勢を視察し、報告と勧告書を植民地政府に提出したのだった。陸上からの港湾防衛の整備に加え、海上での防衛を考慮して、防衛および訓練のため小規模な軍用艦船の獲得も示唆された<sup>(60)</sup>。(Jervois は80年代には南オーストラリア植民地の総督 Colonial Governor となってオーストラリアに戻ってくるが、同植民地は彼の推奨で重装甲巡洋艦 Protector (960トン) を獲得する。

Protector は1900年に義和団事件の際にオーストラリア兵を載せて中国に派遣されたのだった<sup>(61)</sup>。)

周辺海域の防衛については、オーストラリアは世界最強のイギリス帝国海軍 Royal Navy RN に守られており、RN こそがオーストラリア国防にとって不可欠の防壁と考えられていた。RN がオーストラリア司令部 Australian Station を置いてオーストラリアやニュージーランド周辺海域をカバーしていたのは前節で述べた通りであるが、70年代には植民地軍が極めて小規模ではあれ防衛および訓練用艦船を入手し始めていたのであった。20世紀初め、Naval Forces の人員数はオーストラリア植民地全体で1,545人であったと言う<sup>(62)</sup>。(但し1880年代中盤になると、イギリス海軍はむしろオーストラリアやニュージーランドのイギリス海軍に対する依存をより強めさせ、独自の海軍力を持たぬようにさせるべきとの路線を取るようになる。後述<sup>(63)</sup>。海軍はイギリスに任せろ、植民地は陸軍兵力増強とそのイギリス軍との連携に集中せよということであった。)

1880年代オーストラリアの人々は、70年代にも増して、本国周辺や太平洋上の自分たちが注目する海域で、ドイツやフランス、ロシアなどの活動が活発になっていることを以前よりも更に意識、警戒するようになっていった。彼らが我々の利害を侵し、また領土を攻撃してきたら……という懸念が増していたことである。

ビクトリア女王在位50年の式典と上記の植民地会議(既述)の際に、クィーンズランドを代表して会議に参加したサミュエル・グリフィス Samuel Griffith 同植民地首相は、オーストラリアは外国勢力の攻撃から完全に安全とは到底いえない、イギリスの軍事専門家にオーストラリア植民地全体の防衛状況を視察してもらい、助言をお願いしたいものだと述べた<sup>(64)</sup>。

これがその後オーストラリア植民地政府全体の要請としてイギリス政府に伝えられ、これに応じてイギリス政府は 89 年エドワーズ陸軍少将 Major General J. Bevan Edwards を送ってきた。エドワーズ少将は 4 か月間各植民地を視察し、植民地政府や軍関係者と会談を重ねたのち 89 年 10 月、報告書を提出した。

その報告書では、オーストラリアの非常に長い海岸線を考えると、各植民地が少数の主要港湾だけを自分たちの兵力だけで個別に守る現在の体勢では全く不十分、各植民地の常備軍（職業軍人）は少数であるがこれらを統合し、これらが主要都市の守備にあたり、また各植民地の市民兵の一部を常備軍周囲に配置し、その他に市民兵を 3 万～4 万人程度の野戦兵力 field force として組織し、非常時には植民地の境界を越えて出動できるようにすべきである。……つまり、防衛力はオーストラリア全体で一つの統合された（federate された）軍組織になって行くべきだ。政治的にオーストラリアは federate されていないが、軍の体勢がバラバラでは国防にとって全く不十分である。防衛に関しては各植民地で共通の法体制を作り、オーストラリア全体の軍事力の訓練システム、武器、規則、報酬、指揮系統に統一性を持たせなければならない。野戦兵の移動のために、運輸手段の統一、整備を……等々<sup>(65)</sup>。エドワーズ報告書は、オーストラリアの軍事問題に関わる政治家および軍事関係者に深い影響を与え、それ故に植民地の政治的統合にも大きなインパクトを持つことになった。現在は各植民地の兵力が自分たちの植民地領域だけを守るということになっているが、もうこれではいけないのだ、6 つの植民地が合同して全体を守るという体勢にしないと……という認識広がったということである。

### 3.2 パークス・ニューサウスウェールズ首相のテンタフィールド演説、それに続く政治的統合 Federation への新たな動きとその頓挫

89 年当時、ニューサウスウェールズ植民地政府首相は、サー・ヘンリー・パークス Sir Henry Parks だった。その頃までには既に、オーストラリアでは統合 Federation への機運がかなり醸成されていたのであるが、パークスは以前から、自分が統合に対し強く熱い思いを持っていることを公言していた<sup>(66)</sup>。かなり自己顕示傾向のある人物でもあったようである<sup>(67)</sup>。

エドワーズが報告書を提出したすぐ後の 89 年 10 月 24 日、パークスはニューサウスウェールズのテンタフィールド Tenterfield を訪れた際、後々まで広く伝えられることになるテンタフィールド演説 Tenterfield Oration<sup>(注 66 と同じ)</sup>をおこなう。演説ではエドワーズ報告に触れつつ最初の部分で言う。

……if we are to carry out the recommendations of General Edwards on matters military, it will be absolutely necessary for us to have a central authority, which could bring all the forces of the different colonies into one army.

……軍事に関しエドワーズ將軍の推奨することを実行しようとするならば、そのためには中枢として軍事を統括する組織を設立し、その組織が全ての植民地の軍隊を一つにまとめていく事が絶対に必要である。

更に、

The great question which we have to consider is, whether the time has not now arisen for the creation on this Australian

continent of an Australian government and an Australian parliament.

我々が考えなければならない重大な問題というのは、今やオーストラリア大陸全体にまたがるオーストラリア政府とオーストラリア議会を作るべき時が到来したのではないかということである。

統合された政府と議会を作る……そしてその下に統合された軍を創設すること、クィーンズランドから南オーストラリアまで2000マイルの鉄道が幅 gauge が同一の線路で結び、軍隊の移動を容易にすること……。

なお後の議論のため重要と思われるので、パークス Tenterfield 演説中の別の個所にも触れておきたい。前節で触れたように1883年設立の Federal Council of Australasia には、パークスのニューサウスウェールズ植民地、南オーストラリア植民地やニュージーランド植民地は参加しなかったのであるが、パークスは上記演説の中で、この評議会 Council の存在は無意味であると断定（つまり評議会を構成する側の植民地のこれまでの“ある種の統合”への試みを否定）して、オーストラリアにはこの評議会のようなものではなく、真に統合された政府を作りだし、その政府が統合された軍を支配するという以外に選択肢はないのだと主張する。評議会などではなく統合政府 Federated Government を!! その上で更に、彼は極めて重要なことを付け加える。

The colonies would object to the armies being under the control of the Imperial Government……

植民地は、自分たちの陸軍がイギリス帝国政

府の支配下に入るということに反対するだろう……

つまりパークスは公の場で明白に、“自分たちの陸上兵力がイギリスに支配されるということに反対だ”と表明しているのである。彼の“上記の評議会 Council では駄目だ”という主張の背後には、満足な行政機構も持っていないような評議会が軍の上に来るようなことになったら、オーストラリア軍の支配はイギリス政府が握ることになってしまうという懸念があったのだろう。まずしっかりと統合された連邦政府を形成して、それが軍の支配を握るという体制にしなければならない<sup>(68)</sup>。

後に何度も触れるが、自分たちの陸軍兵力は自分たちがコントロールするのだ、イギリスに支配される体制を受け入れることはできないという趣旨の主張は、1890年代および1900年代初期を通じて、イギリス-オーストラリアの度重なる対話の中で、オーストラリア側が繰り返した主張だった。この主張は、後に国防法1903第49条成立に決定的に関わる主張となっていく。

パークスは1889年段階でこれを明示的に主張していたのである。背景には、オーストラリアが置かれているアジア・太平洋における軍事的状況への考慮があったろうし、80年代オーストラリアが自分たちの安全のためイギリスに対し要請したこと……つまり、ニュー・ヘブリディズ、ニューギニアなどを領有してくれという南太平洋モンロードクトリン……を全く受け入れてもらえなかったというショックもあったろう。また80年代ヨーロッパで高まる軍事的緊張が暴発した場合、それが太平洋海域での衝突を招き、オーストラリアが直接の脅威に晒されるかもしれない、そういう場合に自分たちの陸軍兵力の支配権をイギリス政府に渡してしまっても大丈夫かという根本的懸念。同時

に、我々はこれから一つに統合された自分たちの国を作っていくのだから、自分たちの陸軍兵力の支配権は自分たちで握らなければならないのだ……というオーストラリアのプライドも伝わってくる。

この演説は、シドニーを中心とする新聞で先ず報じられた。かねて統合 Federation を支持していたニューサウスウェールズ植民地総督（総督はイギリス王室を代表する）のキャリントン卿 Lord Carrington は、パークス演説に強く賛同、パークスに対しシドニーでの議会は勿論のこと、出来るだけ多数の場で同様の趣旨の演説を繰り返すことを勧めた。パークスは勿論そうした。これがオーストラリア統合に向けての新たな動きの導火線となった。全てとは到底言えないにせよ、既に多くの政治家達、産業人達、一般市民達が Federation の必要性を様々な程度に感じるようになっていたところに、エドワーズ報告、次にパークスの演説は、統合にむけて新たなプッシュとなったのである。それ故にパークスはオーストラリア政治統合の父 Father of the Federation（つまり建国の父）と呼ばれることがある<sup>(69)</sup>。

軍事問題を中心的理由として政治統合を訴えたテナフィールド演説に続き、以後の幾つもの演説の中で、パークスはアジア人たちが及ぼしかねない脅威にも触れ、黄禍論 Yellow Peril や白豪主義 White Australian Policy を繰り返し訴えたのだった。例えば Meaney 教授はパークスの演説の次のような部分を引用している。

“……countless millions of inferior members of human family who are in easy sail of these shores……” 「我々のオーストラリア海岸地帯に船で容易にやって来られるところに住んでいる数知れぬ何百万もの劣等人種……」が自分たちの安全に対してもたたらす脅威。また、「中国や他のアジア人の国が我々を侵略しようという

場合、我々の豊かな大都市を攻撃して来るのではなくて……人々が余り住んでいない遠隔の地方にこっそりと棲みついてくることになるう……そういう奴らを取り除くためには我々の側の大変な数と量の人的犠牲と物的犠牲を払わなければならないくなるだろう……」<sup>(70)</sup>

パークスは他の植民地の指導者たち（ニュージーランドを含む）に対し政治的統合について話し合う非公式の会合を呼び掛けた。翌 1890 年 2 月、パークスの演説がキッカケとなった動きを受け、各植民地およびニュージーランドの自治政府首相たちは、メルボルンで統合に関する非公式な話し合いを持った<sup>(71)</sup>。ここで彼らは、統合に向けて様々な問題を話し合った。統合後のイギリスとの関係や外交問題も当然話し合われた。

外交についてはイギリス政府が現在オーストラリア植民地の上に持っている権限と、統合後にオーストラリアが持つべき権限との兼ね合いについて、明快な路線を打ち出すことは出来なかった。イギリスとは統合後も緊密、親密な関係を維持することは最初からの前提だった。これをバツサリ切って、我々は自分たちの利害だけに基づく外交を展開……していいのだろうか？ 逆に、我々の対外関係を全てイギリスの決定に委ねて……いいのか？ 統合後の政府は、他の外国と条約を結ぶ権限を持つべきなのか？（持つとした当初の案は、修正案で削除される<sup>(72)</sup>。）

またこの会合では統合の際に必須となる憲法を準備するための組織を立ち上げることが合意され、各植民地に戻り議会で諮って憲法準備会議への代表を選ぶことになった。

その代表が各植民地議会で選出され、シドニーで翌 91 年 3 月に会合が開かれた。ここで憲法案が作成される。この会合で、統合された

政府 Federal Government に権限を渡すと合意される分野（国際貿易、国防、移民問題、郵便・通信、婚姻・離婚問題など<sup>(73)</sup>）以外の分野では、州政府（6つの植民地は統合後に6つの州となると想定された）が権限を維持する事、関税や貿易制度を改革していく事、軍組織を統合してこれを一つに統合された指揮系統の下に置くこと……などを憲法に盛り込むことが話し合われ、この憲法案がまとまった段階で各植民地議会に持ち帰り、審議することが合意された。

さてこのようにオーストラリアの政治的統合に向けて具体的な作業が始まったものの、それがスムーズに統合実現に進んだわけではなかった。実際、1893年の頃までには動きが止まってしまふ。憲法案の中の幾つかの重要な点に関し各植民地間の合意に到達することは容易ではなく、特に、パークス自身のニューサウスウェールズ植民地（人口や経済規模において最大植民地）の議会が強い難色を示し、しかも統合への議論が行われている最中、オーストラリアの経済には歴史に残るような長期大不況が襲ってきたのであった。

合意が難しかった重要な問題点には、例えば次のようなことがあった。政治統合が実現するとして、国の議会（連邦議会 Federal Parliament）の構成やその権限をどのように定めるか。1891年の憲法案では、オーストラリアという国全体の連邦議会は下院と上院で構成されるとされたが、下院選挙区は人口規模が他の下院選挙区とほぼ同じになるように区分けされることが想定されていたのに対し、上院は各州が同数の議員を送ると提案されていた。（これは現在でもそのようになっている。）そうになると4つの小規模州、つまりクィーンズランド、タスマニア、南オーストラリア、西オーストラリア州は、その人口を合計しても国全体の総人口の1/3以下しかないのに、上院議席数の2/3

を持つことになる。上院に下院と同じ権限を持たせるとしたならば、人口の1/3以下が国全体の意志を決定することになりかねない。それを避けるために、もし上院の権限を（下院と比べて）制限するというならば、具体的にどのような権限を制限するのか、また下院の決議と上院の決議が異なった場合、それをどのように打開するのか、という疑問も当然出てくる。憲法案を起草した人たちは、こういう疑問に答える準備が整っていなかった。

また国が一つにまとまった場合、これまで維持されてきた州間（つまり植民地間）の関税は無くなるのが想定されたが、海外からの物品に対する関税は、現時点では同じ物品でもそれぞれの植民地で税率が異なっていた。国が一つになった後に、外国貿易に対する関税をどのように定めるべきか。その税率が最も低かったニューサウスウェールズ州（植民地）の住民たちは、他の州の関税率に合わせた税率になった場合、“被害”を受けることになる。また逆にニューサウスウェールズの低い関税率が新しく国の統一関税率として採用されとしたり、関税や物品税に政府の財源を大きく頼ってきた多くの州政府（植民地政府）の財政収入は大きく減少してしまう。これをどうしてくれるのか？ また、徴収された輸入関税をどのように州政府に分配するのか？ 当時各植民地における所得税や法人税などの直接税制度は植民地間バラバラかつ未発達だっただけに、徴収した関税の分配は大きな問題とされた。これらの疑問に答えるのにも憲法案を作成した人たちの準備は充分ではなく、当分の間は各州（植民地）政府が従来の……それぞれ異なる……関税率を適用していくということを憲法に入れるというような安易なアイデアが盛り込まれたのであった<sup>(74)</sup>。関税問題、州政府や連邦政府の財政の問題は、慎重な準備、かつ辛抱強い交渉、検討、再検討が必要だったが、それは行われていなかったの

であった。

具体的な憲法案が議論されたのは、今回がオーストラリアで初めての事だった。憲法案をまとめるための会議は全部で6週間足らず、そのうち実際に憲法案そのものが審議されたのは僅か1週間、審議結果がイースターの週末 Easter Weekend に法案として文書化され、さらに5日間かけてその文書が検討確認され、3月31日にまとめられたのだった<sup>(74)</sup>。つまり憲法案作成委員会が案の完成までにかけた日数は実質的に約2週間。しかも、作成委員会の大多数は、この憲法案を各植民地議会が検討したりせず、そのまま承認することを要求したのだった<sup>(75)</sup>。

パークス自身のニューサウスウェールズ植民地議会は、パークスの期待に反して「そのまま飲む」ことを拒否した。問題や不明な点が多すぎて到底飲めない!! ニューサウスウェールズという6つの植民地中最大である植民地が動こうとしないのである。しかも憲法案が議論され作成され、植民地議会に上程されていた時期に、オーストラリア経済は突然下降し始め、ビクトリア植民地で1890年に起き始めていた不動産バブル崩壊を原因として1893年には金融危機に突入し、オーストラリア全体が長期大不況に陥ってしまう。(この不動産バブルはメルボルンを中心とし、また農地市場などでも1880年代後半に起きていた。) 肝心のニューサウスウェールズ議会は動かず、ビクトリア議会は金融・経済危機の渦中ということで、他の植民地議会も動けなかった。パークスのテナタフィールド演説を起点とした政治統合への動きはここで暫く頓挫した。

### 3.3 1890年代の経済大不況

上記のように、エドワーズ報告、パークスのテナタフィールド演説をキッカケにオーストラリア統合への動きが具体的に始まったものの、

その矢先の1890年以降、オーストラリア経済は予期せぬ大不況に直面し、統合に向けて動きは90年代半ばまで進展を止めざるを得なくなる。(実はこの期間に、ニュージーランドがこの統合への動きから離脱して行った。そして別の国となっていく。)

大不況では、1890年前後以来オーストラリア国内で起きた経済・金融の異常事態と、それとほぼ同じ時期にロンドン国際金融市場の異常事態とが重なるように起き、この二つがオーストラリアに重大な影響を与えたのである。国内の異常事態というのは、ビクトリア植民地の中心メルボルンなどにおける不動産バブルの崩壊、また国内の様々な地域で起きていた農業用地の“過剰”開発ブームの急停止や鉄道などのインフラ投資の過熱・急停止などのことである。ロンドンの金融危機というのは、直接的にはアルゼンチンの国家債務危機がロンドン金融市場を大混乱に陥れ、これがそれまで極めて順調だったオーストラリアへのイギリス資本流入を大きく低下させたということであった。

後者、イギリス金融市場の混乱は、世界の多くの国々に大不況をもたらした。この世界的不況は90年代前半を通じて継続した。しかしオーストラリアの不況は、他の国々よりもはるかに長く、1900年代の中盤まで10年以上も続いたのであった。その途中に1895年から1903年まで続く干ばつ (Federation Draught という) も起き、これが経済停滞を長引かせた。この干ばつで、1億頭以上いた羊は半減したとされている。(国土技術政策総合研究所資料426号「オーストラリアの水資源管理に関する調査」表2-1-1参照) オーストラリア統合についての議論や後述する国防法をめぐる議論も、この長期経済大不況の中で行われたのだということは記憶すべき事実である。そこで大不況についても触れておく。

オーストラリア経済が、1850年代のゴールドラッシュの頃から40年近く順調に成長したのは2.cの最初に述べた通りである。オーストラリアにはイギリスから資金が流入し続け、80年代半ばにはイギリスが海外に供給する資金の1/4がオーストラリア向けだったという<sup>(76)</sup>。この資金およびオーストラリア国内資金が、国内銀行、農業専門金融機関、不動産関連金融機関などを通じて、増加する人口のための不動産開発、農場開発、鉄道港湾開発、その他に注入され、経済成長を支えた。

1880年代後半になるとビクトリア植民地の主都メルボルンなどでは不動産市場がバブルのような状態となり、未開発の土地価格が1年間に75%も上昇するというようなことが起きた<sup>(77)</sup>。勿論こういう現象は長続きしない。80年代末までには頭打ちとなり、90年代初めにはバブルが潰れ始めた。これは、不動産市場や農業金融市場に貸し込んでいた国内金融業者たちの足元を襲うことになった。このような国内的原因による金融危機が起き始めていたことに加え、全く別の原因による金融危機がロンドンからオーストラリアにもたらされたのである。

南米アルゼンチンは、80年代末以降国家債務危機、通貨危機に陥る。同国政府は、国内開発などのため、ロンドンなどの国際金融市場で極めて積極的に資金を調達していた。そして返済に窮するようになる。これに貸し込んでいたロンドンのマーチャントバンク、ベアリング Baring 社は、債権回収不能やアルゼンチン債券価値の急低下に直面し、窮地に陥る。ベアリング社の他にも、大なり小なり同じような状況の金融機関が多数出現した。これは世界金融の中心地ロンドンのみならず、多くの国際金融市場に波及し、世界的な金融市場緊迫が起こったのだった。これは世界の経済全体に影響を及ぼし、世界的経済不況となる。オーストラリアもこの影響をもろに受け、ロンドン金融市場から

の資金流入は大きく減少した。ベアリング社は、イングランド銀行やロスチャイルドなどの介入で倒産を免れるが、金融・経済危機は1890年代中盤まで世界経済の足を引っ張ることになった。それ以後、先進各国経済のほとんどは力強く回復して行く<sup>(78)</sup>。

しかし、オーストラリアの回復は遅れた。ロンドン市場からの資金の大きな減少に加え、自分のところの不動産バブルの崩壊というダブルパンチで、オーストラリアの大小金融機関の多くが危機に陥っていたからである。それに長期の大干ばつが重なる。一人あたりの実質 GDP は、1889年に£66だったのが97年には£48まで減少したという推計がある。そして1890年の一人当たり実質 GDP が回復されるのは、1907年だったろうとも推計されている<sup>(79)</sup>。勿論、19世紀後半や20世紀初期の頃の GDP 推計には、現在と同じような統計的信頼性は期待できないだろうが、それでもその当時のオーストラリア人たちが自分たちの経済状況をどのように感じていたかを知る手掛かりにはなるであろう。彼らは、80年代までのドンドン順調に成長する経済と、90年代以降長く停滞してしまっただけの経済の違いを身に染みて実感したのである。

オーストラリア国内の金融危機は、植民地政府や影響の少なかった民間金融機関の緊急救済組織の介入で、辛うじて抑え込むことができたのだった。(当時オーストラリアには中央銀行は存在しなかった<sup>(80)</sup>。)金融そのものの危機は何とか抑え込んだものの、金融機関はやはり傷ついており、貸付態度は厳しいままに推移することになり、更に干ばつ。これらが不況を長引かせたのである。当然、大不況は統合への動きにとってマイナスになった。

### 3.4 統合への動きの再開と進展、そして憲法の成立

各植民地議会による憲法案の審議は進まず、それと共にオーストラリアの政治統合への動きも 1893 年までには頓挫したように見えた。しかし統合への希望の火は消えてしまわなかった。ニューサウスウェールズ植民地議会のエドモンド・バートン Edmund Barton（統合されたオーストラリア連邦の初代首相）やビクトリア植民地議会のアルフレッド・ディーキン Alfred Deakin（その第 2 代首相）、その他多数の地方有力者など、政治統合の必要性を深く固く信じていた人々が、93 年のうちに消えかけたその火を受け継いだのだった。また、経済分野の有力な指導者たちの中に、経済大不況やイギリスからの投資資金の激減を前にして、オーストラリアが一つにまとまり、国内市場を拡大させ、海外の投資者達のオーストラリアに対する信頼も回復することが是非とも必要だと感じる人たちが増えたのだった。

バートンはニューサウスウェールズ植民地を広く回り、各地で統合の必要性と統合しないことの致命的な不利さを精力的に訴えた。彼の演説は彼自身を驚かすほどのインパクトを地方に与えた。同植民地の各地に、統合のための組織 Federation League（統合連盟とでも訳せるだろう）が地方有力者を中心に立ち上がり、シドニーでもこの組織が発足し、93 年のうちに統合をアピールする運動が広がり始める。特にシドニーでは銀行家など経済界の有力者たちがこの League に大きな影響力をもって参加し League 自体の影響力を高めた<sup>(81)</sup>。ビクトリア植民地ではオーストラリア出生者協会 Australian Natives Association ANA などが同様に統合へのアピールを強めた。程度の差はあれ、他の植民地でも同様の動きがみられるようになる。それぞれの組織にはバートンのような政治家も、民間人たちも参加していた。

1893 年 7 月末、ニューサウスウェールズのコロワ Corowa で、彼ら有志の代表たちの会議が開かれた<sup>(82)</sup>。この会議は各植民地議会がある法案を成立させることを訴えた。その法案というのは、(1) 憲法案を審議し作成させるための新たな審議会を発足させるにあたっては、その審議会に送る植民地代表委員を植民地有権者の直接選挙によって選出する、(2) 憲法案が出来上がった段階でその憲法案を受け入れるか否かを国民が決めるため、各植民地で住民投票 referendum を実施する……ということを主な内容としていた。

つまり、憲法案審議委員の選出に有権者全体が直接関与し、完成した憲法案の承認あるいは否定も有権者全体が直接参加して決めるようにする……という法案を成立させよという訴えである。これは明らかに、1891 年の憲法案作成の手順および作成された憲法案成立のための手順とは異なっていた。91 年版では、各植民地議会が審議委員を選出し、議会が憲法案の承認ないし否決を決定する、つまり政治家たちがすべてを決めるという手順だった。これに対し 93 年の有志代表たちによるコロワ提案では、有権者全体が直接に審議委員選出を行い、憲法案の承認ないし否決も有権者全体が行うという訴えだった。有権者全体を巻き込まなければ!! 実際上記 (1)、(2) は実現され、このコロワ会議は、オーストラリア統合にとって歴史的意義を持つ会議となった。

バートンやディーキンたち、Federation League、ANA などの懸命の運動は、統合か否かの鍵を実質的に握っていたニューサウスウェールズ植民地を動かしていく。94 年に同植民地政府首相となったリード George Houstoun Reid（後に連邦政府第 4 代首相）は、91 年の憲法案の時には同植民地議会で案反対の中心だったのであるが、今度は逆に新たな憲法案作成に向けて運動する側に回った。彼は植

民地首相になる94年以前から他の植民地を訪問し始め、首相就任後は他の植民地首相との会談で統合に向けて話し合った。

1895年1月、植民地政府首相達はタスマニアの中心地ホバート Hobart に集まり、統合に向けたコロワ以後では最初の会議を開いた。そのメインテーマは、コロワ会議の提案、ないしはその修正案を各植民地議会で審議し、それが承認された段階で（コロワ提案のように）憲法審議委員の有権者による選出を行う事だった。但しこの植民地首相達の会議に、クィーンズランド植民地首相は参加しなかった。同植民地では南太平洋諸島からの“移民労働者”問題を巡って植民地内の南北対立が起きており、参加の線でまとまらなかったのである。またフォレスト John Forrest 西オーストラリア植民地首相は、憲法案審査委員を有権者の投票で選ぶことに賛成できない、西オーストラリアの議会議長が選ぶべきと表明した。他の植民地首相たちは、“とにかく前に進むことにしよう”ということで、西オーストラリアにおいては議会議長が審査委員を選ぶという例外措置を受け入れた。

このホバート会議では憲法案の具体的な作成手順として次のことを決めた。憲法案審議委員会を発足させることが植民地議会で承認された場合、そして審議委員会が実際に発足した後の最初の会議で憲法の第一次案を作成する、それを各植民地議会議長に提出し、議会議長は30～60日間かけてこれを審議し必要な修正を加え、それを次の憲法案審議委員会に送って討議させ、その結果をまた植民地議会議長が受け取り、議会議長は再度30～60日間かけて審議し修正を加え、それをまたもや憲法案審議委員会に持ち帰り……という手順を何度か繰り返す（実際は3回になった<sup>(83)</sup>）。これは前の3.2で述べた1891年版の憲法審議がきわめてわずかの日数しかかけなかったのとは明らかに異なり、はるかに多くの時間とエネルギーのかかる作業となる。それだけに

各植民地の利害がより多く入り込むことになり、妥協点に到達するのが容易ではなかった。

95年1月の植民地首相たちのホバート会議についても一つ加えると、彼らは上のような憲法案作成委員会発足の提案を先ずニューサウスウェールズ植民地議会議長が審議し通過させた後で他の植民地議会議長もこれを審議することに合意したということである。最大植民地ニューサウスウェールズがこれを否決してしまったら、審議委員会も、ましてや統合もあり得ないと彼らが認識していたからである<sup>(84)</sup>。

そのニューサウスウェールズ植民地議会議長は、特に労働党議員たちが、審議委員選出選挙および憲法案が出来た後にそれを承認するか否かを決める有権者直接選挙（レファレンダム referendum）を行う……という法案をニューサウスウェールズ植民地議会議長が認めるか否かについて、一つの条件を付けることを要求した。それは、レファレンダムにおいて、実際の投票者の10万人以上が賛成するののでなければ、憲法案は承認されたことにならないという条件であった。結局交渉の結果8万票以上なら承認とするという線で妥協が成立し、同植民地議会議長は委員選出選挙とレファレンダムを行うことが決まったのだ<sup>(85)</sup>。（The Federation of Australia Parluamentary Educatuin Office, 参19のp160は5万とあるがこれはミスプリであろう。）

結局（クィーンズランドと西オーストラリアを除く）4つの植民地で憲法案審議委員の有権者による直接選挙が1896年3月までに行われ、この選挙で各植民地から10名ずつが選出された。西オーストラリアでは議会議長が10名を選んだ。深刻な経済不況の中であったが、各植民地では憲法案作成についての様々な議論が再開された。

最初の憲法案審議委員会は南オーストラリア

のアデレードで 1897 年 3 月に開催され、2 回目はシドニーで 97 年 8 月、3 回目はメルボルンで 98 年 1 月に開かれた<sup>(86)</sup>。委員会での憲法案に関する議論も、その結果を検討する植民地議会の議論も相当に込み入ったものだった。3.2 で述べたような上院の権限の問題、関税の問題、統合された連邦政府財政と州政府財政の関係などは、今回も大きな問題として登場し、また各植民地の利害に関して様々な問題が取り上げられた。これらに折り合いをつける懸命の努力が行われた。(また憲法案審議の期間中に、イギリスと英帝国内のカナダ、ニュージーランド、オーストラリア、南アフリカなどの代表が……1897 年 6 月のビクトリア女王在位 60 周年記念式典の際に……会議を持つが、イギリス政府は、オーストラリアが作成途中の憲法案の第 70 条の文言、オーストラリアの軍事的命令系統の中心部分について、イギリスがそれを握るように介入しようとする。失敗。第 4 節で述べる。)

これらの議論の細部をここに述べることは到底できないが、1898 年 3 月 16 日、ついに憲法案が完成したのだった。

その案では、国の予算を決めるにあたっては上院の権限が制限されることになった。上院は予算案や税に関する法律を(下院に先んじて)審議することはできない。下院が通過させた予算案や税制に“このように修正を加えてはどうか”と提案は出来るが、下院がもう一度原案を通過させた場合、予算や税制はそれで決定となるという案になったのである。(これは 1900 年に成立したオーストラリア憲法の第 53 条として実現された。)

予算や税制にかんすること以外では、下院と上院の権限は基本的に同等ということで合意された。しかしそうになると、ある法案について下院が賛成しても上院が反対した場合、法案は再び上院、下院で審議される、そして下院が再度

賛成、しかし上院が再度反対した場合、その法案は宙に浮いてしまうことになる。そのような場合、時と状況によっては連邦総督が時の内閣のアドバイスを受けて両院を解散することができる。そして総選挙が行われ、もう一度法案が下院、上院で審議されるが、もしそのときでも上下院の決定が一致しない場合には、両院合同の投票が行われ、決定されると合意された。1900 年憲法の 57 条はこの合意によって実現された条文である。

また、植民地政府財政にとって極めて重要だった関税収入や物品税については、これらを連邦政府が徴収するが、これらの税収の少なくとも 3/4 は州政府(統合後植民地政府は州政府となる)に分配するものとされた。(後に、「統合成立後 10 年間はそのようにする」という修正が加えられ)これは憲法 87 条として実現した。“3/4”や後に加えられた“10 年間”は、タスマニア植民地首相のエドワード・ブラドン Edward Braddon が提案したものであるが、関税収入を手放すまいとする小規模植民地の執着心が表われた提案だった。これは大規模植民地ニューサウスウェールズ、ビクトリアと小規模植民地との間の厳しい駆け引きの後に挿入された……いかにも苦しげな……条項だった。この条項は Braddon clause (ブラドン条項)と称されるが、Braddon Blot (ブラドンがつけたしみ or 汚れ)と呼ばれることも多い。(統合された連邦政府には、“Braddon のしみ”によって財政収入、特に軍事関連予算に大きな制約が課されることになる。)

これらの他に、統合されたオーストラリアという国が、外交問題についてどれだけをイギリス政府に委ね、どれだけ決定権を持つことにするのかなどでも、何らかの形で決着をつけるまで複雑な議論が続いたのだった。一つの例としては、オーストラリアが外国との条約をイギリスから独立に締結することができるよ

うに憲法案に盛り込むべきかどうかの問題があった。結局条約締結についての条項は最終案から削除される。(ニューサウスウェールズ植民地首相のリード Reid などは、94 年以来統合 Federation 運動を推進する側で運動していたのであるが、この多岐にわたる対立や錯綜の連続に危機感を募らせるようになり、自分はこれまで是非統合をと言ってきた手前、最終段階で憲法案に反対は出来ないが、賛成というわけにもいかない……などと述べるようになり、人々の中にはこれに呆れて彼を Yes No Reid などと呼んで皮肉ようになった人々が多数現れたという。)

さて 98 年 3 月半ば、憲法案が完成し、次の段階として各植民地の有権者が、この憲法案を承認するか否かを定めるレファレンダム植民地住民投票が実施される段階を迎えた。しかし西オーストラリア植民地は、この段階でレファレンダムに参加しないと表明し、クィーンズランドと共に投票の局外に発つことを決めた。オーストラリア憲法が成立するまでまだ混乱が続いたのだった。

ニューサウスウェールズ、ビクトリア、南オーストラリア、タスマニア植民地で有権者による憲法案承認 or 否認のレファレンダムが 1898 年 6 月に行われた。ビクトリア、タスマニアでは投票者の 80% を超える Yes、南オーストラリアは 67% の Yes という結果だった。しかしニューサウスウェールズでは Yes が 71,595 票 (51.8%) と、最低でも必要な 8 万票に届かず、この段階では承認されないことになった。

植民地首相達は 1899 年 1 月、秘密の会合を持ち憲法案に幾つかの修正を加える。前出の“ブラドンのしみ”の“10 年間”というのは、この時に加えられたものである。また、ニューサウスウェールズやクィーンズランドの賛成を得

るために、国の首都をニューサウスウェールズ内、シドニーから 100 マイル以上離れたところに設定するなどここで提案され合意された。2 回目のレファレンダムが 99 年 4 月～7 月の間に行われる。そして 9 月にはクィーンズランドでも行われた。結果はニューサウスウェールズで Yes が 107,420 票で憲法案承認となり、ビクトリアでは投票者の 77.3% が Yes、南オーストラリアは 79.5% Yes、タスマニアは 94.3% の Yes、クィーンズランドは Yes が 38,488 票 55.4% となり、5 つの植民地で Yes、承認となった。(これら Yes、No のパーセンテージは、実際に投票された票数を母数とした割合であり、全有権者のうち何% が Yes または No と投票したかを表わすものではない。5 つの植民地の有権者を母数とした場合、Yes 票合計は全有権者の 43% だったという<sup>(87)</sup>。無関心層も非常に多かったということである。)

いずれにせよ、この結果を携え 1900 年 3 月、オーストラリア植民地代表団がロンドンに到着し、憲法案をイギリス政府に報告、提出した。イギリス議会は同年 7 月 5 日、オーストラリア連邦憲法 1900 という法案を通過させる。そして 7 月 9 日、ビクトリア女王はこれに署名を与え、ここにオーストラリア連邦憲法 1900 が正式に成立したのであった。

90 年 7 月 31 日、ついに西オーストラリア植民地も有権者によるレファレンダムを実施し、Yes 票 44,800 対 No 票 19,691 となり、統合されたオーストラリア連邦に 6 番目の州として参加することになったのだった<sup>(88)</sup>。

バートンやディーキンたち、そしてコロワ会議などが政治的統合 Federation への動きが途絶えてしまうのを懸命に防ぎ、何とかその勢いを盛り返し、ついに 1901 年 1 月 1 日の統合公式宣言にこぎつけるのに 7 年以上の年月がかかったのであった。パークスのテナファイールド演説からでは 10 年以上ということになる。

この 3.4 節を締めくくる前に、一つだけ追加的に述べておくべきことがある。それはバートンたちが統合への運動を“再出発”させ、憲法制定に向け新たに植民地間の激しい交渉、駆け引き、そしてレファレンダムが続いて行く過程で、オーストラリアの政治指導者たちの間で国防、軍事問題に関する議論に費やす時間やエネルギーが少なかったということである。統合への具体的な動きが始まる強力なキッカケとなったのはエドワーズ少将の報告であり、またパークスのテナフィールド演説であった。「報告」は勿論のこと「演説」も、最初から最後まで軍事、国防問題を述べていた。この問題こそがキッカケだったにもかかわらず、「報告」と「演説」に続いた統合への大きな動きの中で、植民地間の議論や交渉、議会での議論において軍事、国防問題に割かれる時間とエネルギーが少なかったことは不思議な現象だった。このことに関してオーストラリア軍事史の権威であるネヴィル・ミーニー教授は、大よそ次のように述べている。

一方では上院の権限を巡る大規模植民地と小規模植民地間の軋轢、統合後の関税や物品税をどのようなレベルにすべきか、税収をどのように各州に分配するか……などについては激しい議論が繰り返された。……他方、軍事、国防について費やされた時間は少なかった。軍事、国防問題に関するオーストラリア人達の意見は、彼らが経てきた全く共通の体験から醸成されてきたものであり、そこには人々の合意があったのだ。従って、改めて議論しなければならないことは少ないと感じられていたのだろう<sup>(89)</sup>。

また 1990 年代にオーストラリア国防省の陸軍に関する研究委員会の活動の中で発表されたモーダイク Mordike 博士の著書も、憲法案審議委員会などにおいて軍事、国防問題を議論することが少なかったことを指摘し、しかしこれはこの問題が重要でなかったからではなく、統

一された軍事組織の支配を統合政府が握って国全体の防衛にあたる必要があることについては疑いの余地が無かった beyond question という理由で、議論が少なかったのだと述べている<sup>(90)</sup>。

確かに国内政治の舞台における議論では軍事、国防問題に注がれた時間やエネルギーは少なかった。しかしイギリスとの対話の舞台においては、事情は異なっていたのである。イギリス政府機関や、またイギリス政府が送ってきた将校を主体とする集団、そしてオーストラリアに赴任していた植民地軍コマンダント(司令官)やイギリス王室を代表する植民地総督が先頭となって、1880 年代～90 年代、オーストラリアの軍事、国防問題について働きかけを次第に強めるようになり、90 年代後半(オーストラリア国内での憲法案論議の最中の時期)になると、両国間にいろいろな行き違いや軋轢が目立つようになっていった。ミーニー教授もモーダイク博士も、勿論このことを指摘し議論している。90 年代中盤から後半、オーストラリア国内政治の舞台では軍事国防問題は目立たなかったが、逆に同時期の英豪間ではそれを巡る問題が次第に熱を帯びていったということである。これを次に述べる。

#### 4. イギリスとの軍事的対話の展開

##### 4.1 カーナーボン委員会からエドワーズ報告まで

1870 年にイギリスの陸軍部隊がオーストラリアから撤退し、オーストラリア植民地が自らの(ほとんど市民兵からなる)兵力を組織するようになってからも、イギリスとの軍事的対話は勿論常にあった。1870 年代後半の Jervois 英陸軍大佐のオーストラリア防衛状況視察や報告書提出は既に 2.e や 3.1 でも述べたところである。植民地軍司令官コマンダントは、イギリス

から送られてくるのが普通に行われた。むしろ時間の経過と共に、英豪間の軍事的対話は増えていく傾向にあった。

既に何度も触れたように、1870年代というのはヨーロッパ情勢が不安定化し、帝国主義国家間の緊張によりイギリスの世界各地における利害にも影響が出始めるようになった時代であった。“栄光ある孤立 Splendid Isolation”とはいうものの、イギリスの国際的状況の厳しさは増大しつつあった。露土戦争やアフガニスタンを巡ってロシアとの戦争の危険が浮上したのもその一例である。イギリスではアフガニスタン危機が直接の契機となって陸軍省、海軍省、植民地省の合同委員会が設置され、イギリスの植民地防衛問題が議論された。この合同委員会の任務は1879年に発足したカーナーボン王立委員会（Royal Commission 委員長 Lord Carnarvon）に引き継がれる。同委員会は1881、82年に3つの報告書をまとめ、世界に広がるイギリス植民地の防衛に関し提言を行った<sup>(91)</sup>。

その報告書の中で、植民地における軍事訓練の内容も極力共通化させてレベルの向上をはかり、植民地政府が士官養成施設の整備を行い、イギリス軍からの指導者派遣などを通じて植民地を含むイギリス帝国全体の防衛体勢を構築し、イギリス帝国への忠誠心を強化していく事、これらを植民地の指導者たちに様々な形で働きかけるべきことなどが提唱されたのだった。オーストラリアに関しては、兵士たちが体力に優れているものの現在の士官たちの質には色々足りないところがある、だから士官養成施設整備やイギリスからの指導者派遣が必要である、オーストラリアが指導や助言を依頼してきた場合イギリスは早急にそれに応えるべき……などと報告された。また報告書では、植民地の経済や人口はイギリス本国よりも相当高い率で成長していきだろことがほぼ確実であり、植

民地が帝国全体の防衛に貢献する能力はこれから更に増大していくであろうという主張がなされた<sup>(92)</sup>。

なおカーナーボン委員会にたいし既述の Jevois（1880年代には南オーストラリア植民地総督 Governor となっていた）は、英帝国全体の防衛に対するオーストラリアの貢献の可能性については否定的な意見を寄せていた。オーストラリアでは現地の軍事力というのは、それぞれの植民地防衛のためにある兵力なのだと考えられており、幾つかの植民地政府が兵力を英国全体の防衛のために差し出すことに合意するのは、人口がもっと増加して植民地間の政治統合が実現した後のかなり将来のことになろうと。しかしカーナーボン委員会は Jevois の意見を受け入れず、オーストラリアがその海域に存在するイギリス海軍の費用の一部を負担し、陸戦力についても他の植民地やイギリスの陸軍と合同して世界に広がるイギリス帝国の防衛に参加することが期待できるはずだ、今はそういう時代なのだと主張したのだった<sup>(93)</sup>。

植民地防衛問題に関しカーナーボン委が報告書を提出して2年後の1885年、イギリス政府は植民地防衛委員会 Colonial Defence Committee CDC という常設の政府機関を発足させ、以後 CDC はイギリス植民地の軍事、防衛問題に関する主要機関の一つとして、海軍省 Admiralty、陸軍省 War Office、植民地省 Colonial Office などと共に深く関わるようになっていった。

ところで1885年というのは、アフリカのスーダン（ハルツーム）において、イギリス軍と現地イスラム勢力 Mahdi とが衝突し、この戦闘の中でイギリス軍の司令官でありイギリス帝国全体で高名だったチャールス・ゴードン将軍が戦死した年（2月）である。彼の死はオーストラリアにも衝撃を与え、ニューサウスウェールズ植民地の臨時首相だったウィリアム・ダリー

は、スーダンで Mahdi と戦う志願兵を募る。768 人が募集に応じ、218 頭の軍馬と共にシドニー湾のサーキュラキーからスーダンに向けて出航した<sup>(94)</sup>。当時シドニーの総人口は約 30 万人であったが、約 20 万人の市民が沿道やシドニー湾の岸辺に立ち、志願兵たちの出発を熱狂的に見送ったという<sup>(95)</sup>。この時の派遣大隊が、植民地政府の命令系統の下にある陸軍兵力（その大半はミリシャ市民兵）からではなく、新たに、かつ改めて募集した志願兵により編成されていたことを記憶しておきたい。母国イギリスが危機にある時には我々は勿論駆けつける、しかし植民地政府の支配下にある陸軍兵力は植民地の防衛のためにあるのであって、イギリスを助けるためには、これとは別に志願兵を募るというオーストラリアの考えがここに表れている。スーダンへの志願兵部隊の派遣は、その考えの初期の表出だったと言える。それは後にボーア戦争<sup>(96)</sup>（1899-1902 年後述）の際にも繰り返された。第一次、第二次大戦においても維持された考えだった。（国防法 1903 の第 49 条も正にこの考えに基づく。）この意識はオーストラリアにおいて相当に根強い意識だったようである。

スーダンでの戦いとそれに対するニューサウスウェールズ植民地からの派兵は、カーナーボン委員会が取組んだ問題、つまり植民地兵力がイギリス帝国の防衛に関わるという課題そのものに関連していた。但し、志願兵のみが派遣されたということは、同委員会の想定（つまりオーストラリア植民地軍が派遣されるという想定）とは勿論異なる姿であったのだが。いずれにせよ、小規模ではあれ植民地の兵力がイギリス軍の現実の戦闘に参加したことで、イギリス帝国全体の軍事に植民地が関わるという同委員会やその後身の CDC、およびそれらと緊密に連携する英植民地省、陸軍省、海軍省などが推進しようとした政策に、一応の弾みが付いた形

になった。

既に触れたビクトリア女王在位 50 周年記念と帝国の植民地会議が行われたのは 1887 年、スーダン事変の 2 年後である。これも既に第 2 節最後の部分で触れたように、帝国植民地会議の際の分科会で Auxiliary Squadron 補助艦隊創設とそれにつきオーストラリア、ニュージーランドがそれぞれ毎年 106,000 ポンド、20,000 ポンドを負担する事も合意に至ったのだった。この 87 年合意の 3 年前 1884 年、イギリス海軍はオーストラリア植民地政府に対しカーナーボン委員会報告の線に沿った働きかけを開始していた。英海軍のオーストラリア司令部 Australian Station の司令官トライオン Tryon 提督は、イギリス海軍省の意を受けて、オーストラリア植民地が自分たちの海域を防衛するイギリス艦隊の増設費用を負担するよう交渉を開始した。これにはオーストラリアに費用を負担させることにより、オーストラリアが独自の海軍力を整備するようなこと……イギリスから見れば他に廻すべき余力の無駄遣い……を阻むという意図もあった<sup>(97)</sup>。この海軍省とトライオン提督たちのオーストラリアに対する働きかけが 87 年合意という結果を生み出したのである。このように、海軍力については Royal Navy の費用の一部をオーストラリアやニュージーランドに出させるというカーナーボン委員会以来の戦略が一応結実した。

イギリス政府は、陸軍兵力に対してもカーナーボン報告以来の線に沿って働きかけた。オーストラリアの田舎出身の兵士たちの騎馬兵力としての質の高さやスーダン事変での志願兵の登場に注目していたイギリス政府である。87 年の女王在位 50 周年記念の植民地会議において当時のイギリス植民地省大臣ヘンリー・ホランド卿 Sir Henry Holland は、オーストラリアを含む植民地からの陸軍兵力とイギリス陸軍

を統合させ、全体をイギリス陸軍の指揮下に置き、これが世界に広がるイギリス帝国全体の防衛を担うというアイデアを提案する。しかしこの提案に積極的に賛成する植民地はなかった<sup>(98)</sup>。特にオーストラリア植民地は（ニュージーランド植民地も）その前年86年に、イギリス政府がドイツと合意してパプアニューギニアの分割を受け入れたというショックを経験したばかりであった。またニュー・ヘブリディズを巡り、イギリスがオーストラリアの不安を理解してくれていないと感じている最中でもあった。オーストラリアは、自分たちの兵力は先ず自分たちを守るためにこそ保持しなければならないという自覚を強めているところだった。オーストラリアは（ニュージーランドも）ホルランド卿の提案には乗らなかった。

この提案には乗らなかったが、オーストラリア植民地は、フランスやドイツ、ロシアの軍事的脅威、そしてアジア人たちに対して感じる脅威を……ホルランド卿に指摘されるまでもなく……深く感じるようになっていた。クィーンズランド植民地首相のサミュエル・グリフィス卿が、「しかしイギリスの軍事専門家が定期的に我々の軍事状況を視察し、アドバイスしてくれるとありがたい」と言った（3.1 参照）のはこのタイミングだったのである。オーストラリアの他の植民地首相もこれに同調し、イギリスは……イギリス軍からの指導者派遣などを通じて植民地を含むイギリス帝国全体の防衛体勢を形成し、イギリス帝国への忠誠心を育てていくべきというカーナーボン報告の線に沿って……このオーストラリアの要請を“渡りに船”とばかりに受け入れた。これが1889年のエドワーズ少将のオーストラリア視察と「エドワーズ報告」となり、ニューサウスウェールズ植民地首相パークスの「テナフィールド演説」へとつながっていく。そしてこれらが直接のキッカケとなって第3節で述べたオーストラリアの政治

的統合へのドラマが開始されていくのである。

エドワーズ報告の中の幾つかの重要項目（各植民地軍の統一、各植民地の防衛法、軍事訓練、武器、秩序ルールなどの共通化、3万～4万人規模の野戦兵力 field force の創設……など）については3.1節で既に触れた。しかしこの「報告」は幾つかの極めて重要な事項については敢えて触れていなかった。触れない重要事項のうちの一つは、市民兵が大半を占めることになるはずの野戦兵力 field force をオーストラリア領域の外での戦闘に投入するか否かの問題であった。「報告」は勿論イギリスの政府にも送られ、Colonial Defence Committee CDCはこれをまず内部で詳細に検討したが、CDCはその検討の中で、エドワーズが3万～4万人規模の野戦兵力の設立を提唱したことについて、オーストラリアの周辺海域がRoyal Navy RNに強力で守られているからには、敵からの大規模攻撃を受ける可能性は非常に少ないし、オーストラリアの領域防衛のためだけに3万とか4万もの野戦兵力を用意する軍事的必要があるとは思えないとコメントする。CDCもオーストラリアの陸軍兵力がオーストラリアの領域外の戦闘に投入できるようになることを……カーナーボン以来……強く望んでいたのであるが、エドワーズが「報告」の中で、この野戦兵力につきオーストラリア領域内での軍務のみに従事させるかのように記述していることに不満だったのである。エドワーズがなぜそのような書き方をしなければならなかったかということ、CDCは充分理解していなかったのである。「報告」は、エドワーズが4か月に渡りオーストラリアを視察し、数多くの政治指導者達と会談し、彼らの意見や意向を理解せざるを得なくなり、その上でオーストラリア側に提出された「報告」だったのである。オーストラリアに対して表立って言うべきこと、今は言わない方が良い

こと、表現の仕方等を考慮した上で纏められた文書だった。オーストラリアの政治指導者たちの“現時点”における考え方や雰囲気から判断して、野戦兵力が海外の戦場に投入されると明確に書いてしまうことは、少なくとも今の段階では、逆効果となり避けるべきというのがエドワーズの判断だったのであろう<sup>(99)</sup>。

任務を終えてロンドンに戻ったエドワーズは、オーストラリアの兵力が海外に派遣されるシナリオをはっきりと述べ、彼自身の戦略思考の中には、オーストラリア兵力が海外に派遣されてイギリス帝国の防衛体勢の一翼を担うことがあることを明らかにしたのであった<sup>(100)</sup>。「報告」書が 3 万～4 万の野戦兵力の創設を推奨した理由の中には、これを創設しておいて、将来時点ではこれが海外派遣のために使えるようになる、つまりオーストラリアがそれを受け入れるように変わっていく可能性を考慮し、期待していたということがあったのであろう。

エドワーズ報告が明確にしなかったもう一つの重要項目があった。「報告」では現時点では統合されていない 6 つの植民地軍を今後は統合し、統合軍の司令官には中將レベルの将官が付くべきと述べていたのであるが、その司令官は誰の命令を受けることになるのが述べられていなかった<sup>(101)</sup>。戦争が起きた場合、彼はオーストラリア政府の命令で動くのか、それともロンドンのイギリス軍中央からの命令で動くのか。この“命令系統が明らかにされていない”という問題は、オーストラリアの政治指導者達や報道界に懸念を生じさせたようである。3.2 節でパークス・ニューサウスウェールズ植民地首相のテナタフィールド演説のことを述べたが、演説の中でパークスは、The colonies would object to the armies being under the control of the Imperial Government…… 植民地は、自分たちの陸軍がイギリス帝国政府の支配下に入るといふことには反対するだろう……

と明言した（既述）。パークスはエドワーズ少将と何度か密接に対談しており、エドワーズ報告を読んだ上でテナタフィールド演説を行ったのであった。エドワーズが明確にしなかった点を書いて、パークスが警告したのだらうと推測される。

テナタフィールド演説の 1 週間前、ニューサウスウェールズ最大の新聞シドニー・モーニング・ヘラルドは、イギリス海軍がオーストラリアに保持する Auxiliary Squadron 補助艦隊の司令官はイギリス海軍将校であり、この司令官は艦隊をオーストラリア海域から離れて出動させようとする場合にはオーストラリア植民地政府（複数 Governments）の拒否権にあうことがありうるとなっているが、それ以外の場合にはオーストラリア側からの制約は何ら受けないとされていると指摘する。その上で、エドワーズ報告の推奨するところをそのままオーストラリアが実行した場合、統合された陸軍兵力の司令官も補助艦隊司令官と同じく、オーストラリア側の制約は何ら受けない……ということになるのだろうか？ との疑問を呈する<sup>(102)</sup>。

クィーンズランド植民地最大の新聞ブリスベン・クリアー Brisbane Courier（現在の The Courier Mail クリアー・メールの前身）も同じことについての懸念を記し、統合された陸軍兵力司令官はイギリスから来ることになると想定されているようだが、その司令官はイギリスからの命令で動くということになるのか？ そういふことになるとすれば、オーストラリア植民地は強く抵抗することになると述べたのだった<sup>(103)</sup>。

#### 4.2 1890 年代中盤までの植民地軍司令官コマンダント達、イギリスの CDC、植民地省等の動き

ここでは主に、オーストラリアに来て植民地軍司令官コマンダントの任務に就いていたイギ

リス陸軍将校たちやイギリス政府の関係機関の上層部が、オーストラリアの兵力活用に関してどのように動いたかを述べる。その際注意すべきと思われることの一つは、オーストラリア植民地政府に対するイギリス側内部での状況判断が、すべての点で一致、統一されていたわけではなかったようだという点である。エドワーズ少将がオーストラリア現地の状況を理解した上で「報告書」では明示的には述べない方がよいと判断したことについて、CDCは批判的だった。現地状況の解釈に関して、イギリス政府関係機関上層部の中にも、また現地にいたコマンドント達の間ですら、微妙な違いがあったようである。彼らは、オーストラリアの兵力がイギリス軍の世界戦略の一翼を担うようにして行こうという基本線では一致していたが、しかしそれを具体的に如何に実現していくかということについては、アプローチの仕方やオーストラリア内部の状況理解において微妙な違いがみられたのであった。そのことは留意しておきたい。

エドワーズ報告、テナフィールド演説などが防衛問題を強調し、オーストラリアにおいて軍事、防衛問題に対する意識が高まった頃……そして統合への議論が他の様々な問題で頓挫してしまう以前の時期……、ニューサウスウェールズ植民地政府は、自分たちの軍事力に関し調査報告させるため、委員会 Royal Commission を設置し、委員長に隣のビクトリア植民地軍コマンドントの Tullock 少将を任命したのであった。Tullock はオーストラリアの軍事問題をイギリス帝国の立場から考える傾向の強い軍人だった。1892年、Tullock は報告書を提出する。報告書はオーストラリアの6つの植民地軍を統合することの必要性（これはエドワーズ報告が強調した要点だった）を述べ、植民地軍の司令官や上級将校がイギリス軍将校であるべきこと、更に最高司令官である植民地総督 colonial

governors（各植民地においてイギリス王室を代表する）は、植民地政府に拘束されることなく植民地軍を指揮すべきであることなどを述べた<sup>(104)</sup>。民主的に選ばれた植民地政府の権限を無視する提言だった。ニューサウスウェールズ政府がこの提言を採用することは無かった。同政府はイギリスに陸軍兵力のコントロールを渡してしまうつもりは無かった。このことを明らかにしていたパークスは、既に1891年に植民地政府首相の座を退いていたのであるが、後継政権も態度は同じであった。そして報告書が提出されたのは、巨大経済危機が押し寄せているという同政府にとって超多忙な時期であったのである。

Tullock はこの報告をイギリス政府の植民地防衛委員会 CDC にも送った。これを読んだ CDC のトップ、ジョージ・クラーク卿 Sir George Clarke は大いに喜び、植民地省次官のロバート・ミード Robert Meade に連絡し次のように述べる。オーストラリアの植民地兵力統合の機が熟したようです、あなた方がもう一押ししてくれたならば、それが実現し、偉大な成果が現れることでしょう the time is ripe for a manner of military federation—with encouragement from you it might become an accomplished fact—great results would follow<sup>(105)</sup>。イギリス政府側は、ニューサウスウェールズ政府が Tullock 報告を受け入れるつもりがないことを十分には察知していなかったことになる。

1893年にニューサウスウェールズ植民地軍のコマンドントが交替することになり、新任のコマンドントとしてイギリス陸軍からエドワード・ハットン Edward Hutton 大佐が送られてきた。彼は着任時に（オーストラリアでは）少将に昇格する。ハットンは1893-96年の期間、植民地軍コマンドントとして活動したが、オー

ストラリア最大のニューサウスウェールズ植民地だけでなくオーストラリア全体の軍事に関しても、間接的ではあれ、関与した。（また彼は、オーストラリア統合後の 1901-04 年、今度はオーストラリア連邦軍司令官となり、この時もオーストラリア連邦の軍事に関して正負交々のインパクトを及ぼしたのだった。ハットンはオーストラリアの軍事史上かなり大きな存在となる。後述）

ハットンはニューサウスウェールズ植民地に向けロンドンを出立する前、イギリス植民地省の次官ミード Meade からブリーフィングを受ける。ミードは言った。オーストラリアの 6 植民地が政治的に統合される前にも、6 植民地軍の統合は可能であろう、君はそのことをしっかり認識して動くように、また、その統合された軍を指揮するのは連邦防衛協議会 Council of Federal Defence またはその協議会が任命する司令官ということになるだろう、オーストラリアの各植民地軍の組織、武器・装備・訓練方法などを極力共通化させることが必要であり、また軍内でイギリス帝国に対する忠誠心をより強固にするように努力してくれ……等々。更に、フランスと戦争になった場合には、仏領ニュー・カレドニアなどに向けてオーストラリアやニュージーランドに出兵の要請がなされるかもしれない。しかし……、とミードはハットンに警告した。オーストラリアの兵力がイギリスの軍事行動に当然参加することになる等とは今は言わない方がよいだろう、植民地にはイギリスに対する強い忠誠心があるとはいうものの、軍事面に関しては微妙に神経質なところがあり、反対意見もある。ハットンはミード次官の他に、陸、海軍の情報部門や植民地防衛委員会 CDC などからもブリーフィングを受けてオーストラリアに出立した。それらのブリーフィングに共通していたのは、オーストラリア植民地軍の統合を実現させること、その上で適

当な時期を見はからって、その統合軍がイギリス軍の戦略に参加できるようになるよう道筋をつける事であった<sup>(106)</sup>。（なお、1892-93 年にはメコン川東岸流域……この流域ではビルマ、ベトナム、ラオス、タイ王国などが隣接する……の支配を巡って、英仏関係が大きく緊張し、関連してフランスとタイ王国とが軍事的に対峙する事態 Franco Siamese Conflict が起こっている。ミードのハットンに対するブリーフィングの中に、オーストラリア兵のニュー・カレドニア出兵の可能性のことがあるのは、この英仏間緊張に関連してのものであった。）

ハットンは、1870 年代末～80 年代中盤にかけて南アフリカやエジプトでの戦役に活躍し、特に騎兵兵力起用に関して評価が高い軍人だった。彼は兵力を組織、訓練、統率することにかけて優れた才能を持っていた。しかし同時に、相当に野心的であり自尊心強く、自分の主張を曲げることを嫌い、自分の上位にある政治家たちにも頑なさを示すことがしばしばあった。（彼はニューサウスウェールズ・コマンドント着任当初から同植民地首相と対立し、また同地での任務を終了した後、1898～1900 年にはカナダで militia のコマンドントに就任するが、ここではボーア戦争（後述）に関しカナダ政府の逆鱗に触れることをやって同政府に解任されている<sup>(107)</sup>。但し彼がオーストラリアで育てた部下の中には、後にオーストラリア陸軍史において輝かしい存在となるブリッジズ William Throsby Bridges 少将やショーベル Harry George Chauvel 大将、ホワイト Brudenell White 大将などがおり、彼らはハットンを敬愛し高く評価していた。しかしその一方彼に対し強い反感を持った部下も多かったようである。

ハットンが着任した 1893 年は、オーストラリア経済が不況の中にあり、ニューサウスウェールズ植民地政府の軍事予算も縮小されざるを得なかった。その中でハットンは軍の組織

改革を通じて……犠牲を伴う合理化に努め……それに相応な成果をあげる。

ハットンにはロンドンの植民地省やCDC、陸、海軍などの意向を実現するため、6つの植民地軍を統合することの必要性を当時のニューサウスウェールズ植民地首相のディブス Sir George Dibbs に働きかけた。Dibbs は防衛大臣も兼任していた<sup>(108)</sup>。しかしハットンが着任以来ロンドンや植民地総督（イギリス王室を代表する）の方ばかり向いて任務に従事しているようだとの噂や報告が次第に重なるにつれ、Dibbs 首相はハットンが植民地首相の権威、権限に充分注意や経緯を払っていないという印象を持つようになり、ハットンとの関係は悪化して行った<sup>(109)</sup>。反感は相手の反感を呼び、ついには Dibbs 首相との会談に臨む際に、ハットンが軍服に拳銃を隠し持って出かけたと記録していることを Mordike は指摘している<sup>(110)</sup>。

植民地軍の統合提案ということに関しては、統合された兵力の指揮権はオーストラリアが政治的に統合された後、連邦政府が掌握するのだという考えがオーストラリア内で定着しつつあり（3.4 節参照）、それだけに、政治統合への動きが頓挫していた 1893 年段階で植民地軍だけを統合させるというなら、だれがその指揮権を握るのかという根本的疑問が Dibbs にもあっただろうし、しかもイギリスの方ばかり向いているあのハットンが言っていることなど……との思いが重なったのだろう。Dibbs が首相兼防衛大臣でいるうちは、ハットンの植民地軍統合提案が受け入れられることは全くなかった。ハットンが Dibbs の拒否に反発し 94 年 1 月、バサースト Bathurst における演説で植民地軍統合を強力に呼び掛ける。これは勿論 Dibbs の更なる反発を招いた。テナフィールド演説のパークス前首相もハットンに対し、植民地軍の統合は政治的にオーストラリアが統合されて連邦政府が成立し軍の支配制度が設立された後

でなければあり得ないことだと叱責した。軍の支配権はオーストラリアが堅持するのだ……と<sup>(111)</sup>。

しかし、ニューサウスウェールズ植民地では 1894 年 7 月に選挙が行われ、Dibbs の保護主義党 Protectionist Party が自由貿易主義党 Free Trade Party に敗北して政権が替わり、8 月にリード Reid 新首相政権が登場する。（なおリードは後に第 4 代目オーストラリア連邦首相。）リードはハットンの提言に興味を示すようになる。統合軍の指揮権の問題はさておき、植民地軍を統合すること自体は、オーストラリア全体の防衛のために必要かも知れないとの考えに傾いたのだった。

リードの支持やビクトリア、南オーストラリア、タスマニア、クィーンズランド植民地政府の賛成もあって、1894 年 10 月シドニーにおいて 5 植民地軍コマンドント達の会議が開催された。ここではハットンが作成、提出した文書を土台にして会議が行われた。この文書はエドワーズ報告やロンドンの CDC 植民地防衛問題委員会の基本路線に沿ったものだった<sup>(112)</sup>。オーストラリアの安全は基本的にイギリス海軍 Royal Navy RN に守られている、オーストラリアの国際貿易や海外からの投資といった重大な経済的利害も交易路の安全確保にかかっている、オーストラリアの兵力は陸上および海上の安全を確保するための主要港湾施設防衛（受動的防衛 passive defence と呼ぶ）のための兵力と植民地の境界を越えて移動する兵力（能動的防衛 active defence force、後に field force 野戦軍兵力と呼ばれるようになる）とから構成されるべきであり、前者は港湾施設のある植民地の市民兵と常備兵兵力が担い、後者は異なる植民地からの兵力を統合して編成すべきである、active defence force を指揮する将校はイギリス陸軍と同じ地位と権限を持つこと、同 force が実際に動員された場合にはイギリス

陸軍法 Army Act 1881 に従うこと……等々。更に、active defence force (field force) が動員された状況下では、それは Federal Defence Council 連邦防衛協議会の指令に従うこと、この Council 協議会はニューサウスウェールズとビクトリア植民地から各 2 名、その他の植民地から各 1 名の代表に統合軍の司令官と RN のオーストラリア艦隊司令官を加えた人員で構成されること、(イギリス王室を代表する) 植民地総督は、植民地政府に対して統合軍に兵力を差し出すよう命令することができること……なども加わり、植民地政府が自分の支配下の兵力を手放すことを拒否できないようにする仕組みを作っておこうとした。

ハットンには、この文書で active force がオーストラリア国外に送られることがあるのか否かの問題については全く触れなかった。しかし彼は当時クィーンズランド植民地総督 governor general だったヘンリー・ノーマン卿 (前イギリス陸軍将官) に私信を送り、その中で自分が提言している統合軍はイギリス陸、海軍の情報部や植民地防衛委員会 CDC が自分に指示した線を念頭に構成されたものであり、植民地政府がそれを承認するようになった時にはすぐにもイギリス帝国陸軍と共に戦えるような体勢を作っていこうとするものであると説明、告白した<sup>(113)</sup>。

このようなハットンの原案を土台にして植民地軍コマンドント達 5 名 (西オーストラリアのコマンドントは不参加) は 94 年 10 月審議を開始した。コマンドント達はハットン案の基本線を支持する。しかし中にはクィーンズランドのコマンドント、ドゥルリイ Drury 大佐のように、active force は国外の何処にでも派兵できると明言しておくべきではないかと修正の提案をする者もいた。ハットンは勿論そうしたかったろうが、今の段階でそれを言えば、植民地政府には到底受け入れられずぶち壊しになるとし

てドルリイをたしなめたのであった<sup>(114)</sup>。市民兵 (militia や volunteers) がほとんどを占めるオーストラリアの陸軍兵力を強制的に海外の戦場に送る事に対し、政治家や市民の間に相当な抵抗がある事をハットン達は認識せざるを得なかったのである。

コマンドント会議の当初から、シドニー最大の新聞シドニー・モーニング・ヘラルドは、植民地軍を統合した場合に Federal Defence Council 連邦防衛協議会や総司令官が任命されるわけだが、彼らはどの政府の命令を受けることになるのかとの懸念を示していた。上述のようにハットン案ではこの点が明らかにされていなかった<sup>(115)</sup>。またニューサウスウェールズ議会やクィーンズランド議会でも、統合軍が出来るとした場合、その軍の任務が果たしてオーストラリアを守るということに限定されるのか、それともイギリスの戦略の一部を担われるのか、誰がどちらを向いて司令することになるのかという基本事項が明確でないことに対する疑念が表明されたのだった。

コマンドント達の審議結果の報告書提出は 95 年 3 月 31 日であるが<sup>(116)</sup>、しかしその前のタイミング、1 月末にタスマニアのホバートで植民地政府の首相達会議があり、この席上ニューサウスウェールズ植民地のリード首相は、コマンドント達の提言概略を中間報告的に紹介した。しかし他の首相たちの反応は全く積極的ではなかった。何といてもまず、政治的統合への合意を実現して連邦政府を成立させ、連邦政府という命令系統の頂点が登場するまで、軍だけを統合するわけにはいかない、軍は連邦政府の指揮のもとにあることが必須なのだ……というのが彼らの意見だった。3.4 節で述べた通り植民地首相達のホバート会議は、政治的統合に向けて憲法案審議委員会設立に向け重大な事項を議論するために開かれたものだった。コマンドント達の提言に対し、今はそ

のことに深入りすべき時ではないとして、検討はこの場では行われなかった<sup>(117)</sup>。賛否を問うことなく、“はい、本来の議題に戻しましょう……”となったということである。

その2か月後の3月末に提出されたコマンドント達の提言は、勿論ロンドンにも送られる。ロンドンの植民地防衛委員会 CDC はこれを検討した。オーストラリアの6植民地軍の統合に向けて具体的な提言がなされたことを評価する一方で、その統合軍の活動範囲がオーストラリアと周辺諸島に限られると解釈され得ることに CDC は懸念を持ち、それ以外の地域におけるイギリスの戦略にオーストラリア兵力が参加できるのか否かという問題こそが最重要なのに……とハットンに伝えた<sup>(118)</sup>。ハットンは、その問題は勿論自分にとっても最重要な課題なのだが、現在オーストラリアにはイギリスの軍事戦略へのコミットメントに懐疑的な反対意見を持つ勢力が相当強いことを考えると、イギリス戦略へのオーストラリアの参加のことを今の段階であからさまにしていまえば、全く逆効果をもたらしかねないと述べた<sup>(119)</sup>。(4.1で述べたエドワーズ少将の立場を思わせる。)

ハットンは CDC に対し、1896年2月に再び植民地首相達が会議を開く予定であり、リード首相は、我々コマンドントがもう一度植民地軍統合について審議するなら、植民地首相達にその結果を伝えると言っていると報告した。この2度目の審議の際に、CDC からのコメントを更に検討するつもりでありますという言葉添えた<sup>(120)</sup>。

96年1月、そのコマンドント達のミーティングが開かれた。ここでも植民地軍が統合された後の海外派遣のことは……審議はされたが……結論として明言されることは無かった。但し軍の活動範囲については、これを拡大する提言がなされ、東経110～170°南緯0～50°

(いわゆる南西太平洋海域 South West Pacific Zone でソロモン諸島の多く、蘭領ニューギニア全域、蘭領ボルネオの一部、セレベス島なども入る)、また field force 野戦軍 (= active force) 兵員のうち海外での軍務に志願する者については、これを海外派兵することができるという文言も入った<sup>(121)</sup>。市民兵を強制的に海外の戦場へ送る事に対するオーストラリア社会の抵抗感を意識したのである。

しかしコマンドント達のこの2度目の提言も植民地首相達が受け入れるところとはならなかった。首相たちが受け入れたのは、各植民地軍の間で軍事訓練の内容、軍規、武器、賃金などを出来るだけ早期に統一化すること、外敵の侵略に対して異なる植民地軍が共同で対処できるよう早期に各植民地軍法規を改めるべき事などであった。植民地軍の統合は政治的統合が実現し、軍事的命令系統が成立した後のこと……という線は変わらなかった<sup>(122)</sup>。首相たちは植民地の政治統合、憲法案の検討などにますます没頭していた時期だったのである。

#### 4.3 ジョゼフ・チェンバレン英植民地大臣、イギリス政府の様々な働きかけ

1890年代中盤以降、オーストラリアに対するイギリスの軍事協力要求は、より具体的に、より強まっていった。(コマンドント達の二次にわたる審議と報告書もその一部。)

この時期、世界的に利害を広げていたイギリスは、世界各地で緊張を強いられる状況に直面していた。メコン川流域での英仏対立は既述した。ロシアのシベリア鉄道や東清鉄道、支線などの建設計画が進み、ロシアの極東進出が露骨になって行き、これがどのようにどこまで展開していくのか、イギリスにとってますます平穏ではいられない状況となっていた。アフガニスタン、イランなどでもロシアに安心するわけにはいかない。インドでは以前から何度も現地人

の対英反乱を経験しており、軍事的にこれを抑制し続けなければならなかった。アフリカではフランスがチュニジアからサハラに進んだ後、サハラとジブチを結ぶ地帯に大陸横断的に勢力を広げようとしていた。これはナイル川から南アフリカに縦断的に延びる鉄道建設を計画するイギリスにとって、座視できないことだった。（この英仏対立は 1898 年のファッシュオダ事件を起こすことになる。）1888 年に即位したドイツのヴィルヘルム 2 世は、それまで親英的政策を進めてきたビスマルクを 1890 年退陣させ、以後独自の軍事増強、膨張政策を進めるようになる。これはイギリスを含むヨーロッパ諸国の警戒心を強めさせたのだった。フランスとロシアはドイツ（および独逸伊三国同盟）を警戒し相互に接近し、91 年頃から露仏協商そして次に露仏軍事同盟に進む。対ドイツ対策とはいえ、この動きはイギリスの警戒心を強めた。（ヴィルヘルム 2 世は第一次大戦時のドイツ皇帝。）その他にもイギリスの国際的利害にかかわる緊張事態が続出していた。

イギリス国内にも、政府の軍事機関の指導部にとって安心するわけにはいかない状況があった。イギリス海軍 Royal Navy RN は 1889 年以來 Two Power Standard 政策（イギリス海軍 RN は、世界で 2 番目、3 番目の海軍国の艦隊規模を併せたよりも更に大きい艦隊規模を維持するという政策）を採用していたが、これに要する費用はイギリスの財政にとって毎年大きな負担となっていた。この厳しい財政事情は陸海軍全体の戦力増強や維持に影響し、以後も継続した。

陸軍兵力の不足も強く感じられるようになっていた。イギリスにおいては兵士たちは自ら志願して軍に入隊したのであるが、その志願者数が常に不足するようになっていた。加えて、実際に志願してきた青年たちの健康状態、身体強壯度のレベルに問題があったようである。1896

-1902 年の入隊志願者 5 人のうち fit to become effective soldiers は平均して僅か 2 人という陸軍少将の証言がある。成長期の栄養不足や生活環境に問題のある工業地帯のスラムで育った青年が志願者の中に多かったことが原因であろうと。これには陸軍上層部が悲鳴に近い声を……密かに……上げるようになった<sup>(123)</sup>。

このような国際的、国内的事情を背景として、イギリス政府や軍事機関上層部は植民地からの軍事協力にますます期待を寄せるようになったのであった。イギリス海軍 RN は世界中に広がる英植民地を海上から防衛しているのだ、植民地は自分たちを守るためと称して軍事支出を増大させているが、それには無駄も多く、イギリスと密接に協議して防衛態勢を整えることにすれば、RN への協力資金をもっと出せるはずであり出すべきだ。陸軍兵力に関しても、植民地兵力がイギリスの兵力と一体となって世界的に派遣できる軍組織を設立し、世界のどこに危機が発生しようと軍事的に素早く対処できる体勢を整えていかなければならないのだ。

イギリスはこのような線に沿って 1890 年代中盤以降、植民地に対しより具体的に働きかけていった。このような動きのなかで、1895 年にソルズベリ Salisbury 政権の植民地大臣に就任したジョゼフ・チェンバレン Joseph Chamberlain の果たした役割は重要と思われる。チェンバレンのことを短く見ておく。（ジョー・チェンバレンは、オースティン・チェンバレン、つまり 1925 年のロカルノ条約 Locarno Treaties 締結に貢献しノーベル平和賞を受賞した英外相と、第 2 次世界大戦前年の 1938 年、ミュンヘン会議においてヒトラーに対して宥和政策をとった英国首相ネビル・チェンバレンの父親である。）

事業に大成功したジョゼフ・チェンバレンは 30 歳代後半にパーミンガム市長となり、40 歳で自由党 Liberal Party の国会議員となる。市長時代から教育無償化、スラム解消、中下層階

級への住宅供給などに注力し、ラディカルな改革者の面を持っていた。その一方でイギリス帝国が世界に広げたインペリアル体制を深く愛し、これを維持していく事が極めて枢要と信じる面があった。後年にはこの後者の傾向が支配的になっていった。彼はグラッドストーン首相の右腕といわれていたが、アイルランド自治権 Irish Home Rule を巡ってグラッドストーンと袂を分かち、仲間と共に自由党を離党して自由統一党 Liberal Unionists を結成、1886年に保守党と連立内閣を実現させた<sup>(124)</sup>。そして彼は1895年、保守党のソルズベリ首相が率いる連立内閣の植民地相に就任する。世界に広がるイギリス帝国の安全が脅かされつつあるのでは……と人々が感じる時期に、イギリス帝国維持の最重要性を確信するチェンバレンが植民地相に就任したのであった。それまで植民地省という政府機関は、前面に立って目立った動きをする機関とは思われていなかった<sup>(125)</sup>。チェンバレンの登場以降、植民地省は様相を変えていった。彼と彼の省は、世界各地の植民地政府とその軍勢力を帝国の軍事戦略の中で一体化していこうとするイギリスの動きの中で中心的役割を担うようになった。彼らは陸、海軍省やCDCと連携しつつ、……それまでのようにイギリスの植民地や拠点の周辺に安全に個々に対処するよりも……それら全体の安全を同時に確保していく体勢を構築していこうとしたのであった。

1896年7月、チェンバレン植民地相はイギリスの植民地諸政府（責任政府を組織している植民地で勿論カナダを含む）に対し書簡を送り、各植民地陸軍兵力の武器、軍規、階級システム、標章を統一することを提案した。それらの兵力がイギリス陸軍との共同作戦に従事することを想定したものであった<sup>(126)</sup>。

1年後の97年はビクトリア女王在位60周年記念 Diamond Jubilee の年であった。その6月

22日、女王と大英帝国の栄光を称える壮大な式典がロンドンで開かれた。これに出席するため、英植民地の代表がイギリスにやってきた。彼らに対しチェンバレンは、母国と植民地間の会議を開くことを事前に呼び掛けてあった。壮麗で華やかな式典の2日後の6月24日、その会議が開かれた。出席したのはカナダ、ケープ植民地（アフリカ南端）、ナタール（ケープに隣接）、ニュージーランド、ニューファウンドランドおよびオーストラリア6植民地政府首脳。議長は勿論チェンバレンである。

彼はイギリス帝国の栄光を称え、結束の枢要性を訴える演説の後、3つの大きな提案をする。まずイギリスとその帝国に属する諸国が、政治的一体化 imperial federation を強化するため、各国代表からなる連邦評議会 federal council（これら諸国で構成する議会のような組織）を組織すること。次にイギリスおよびそれらの諸国の間で自由貿易を行うこと。そしてイギリス陸軍とそれら植民地諸国の陸軍との間で合同軍事訓練を行うため、部隊を相互交流させること<sup>(127)</sup>。

部隊交流の提案をするとともにチェンバレンは、イギリスの軍事的負担がますます巨大なものとなっており、その負担を帝国諸国で分け合うことの必要性を訴え、オーストラリアとニュージーランドが1887年以来RNの維持負担の一部を引き受けていることに諸国の注意を促したのだった。また部隊交流のために植民地部隊がイギリスにやってくるようになれば、一旦有事の際には、イギリス軍部隊と植民地軍部隊が緊密に連携して事に当たることができるようになる。つまりチェンバレンは、それまでのところ植民地軍は自分たちの防衛に専念する体勢になっているが、その活動領域を大英帝国全体に広げることを提案したのであった。

しかし植民地首脳たちは、チェンバレン提案

に熱意を示さなかった。特に連邦評議会設立については、南オーストラリア植民地政府首相チャールス・キングストン Charles Kingston がチェンバレンに質問した。イギリスと植民地の間で federal council という政治組織を立ち上げると言われますが、そこには上下院のような二院制を考えているのですか、もしそうならば、そのうちの一院では各国の人口の違いに関わらず各国で同じ数の代表を出すことができるということになりますか？ チェンバレンはこれに答えて、“I should say certainly not. それはあり得ないことでしょうね。” キングストン首相は、それじゃあ現状のままにしておくべきですよ。これでこの提案に関する討議は終わってしまった<sup>(128)</sup>。(既述の如く、97 年半ばというのはオーストラリアの植民地が自分たちの政治統合に向けて懸命の努力を重ねている最中だった。この時に自分たちがこれから獲得、確立しようとする国としての主権の一部を、大英帝国の federal Council に突然手渡してしまうような提案に乗るわけにはいかなかったであろう。) チェンバレンの自由貿易提案も結論は出ず、各国陸軍部隊の交流については、それぞれが提案を本国に持ち帰って審議するということになった。Diamond Jubilee が盛り上げる大英帝国全体の栄光と血統の絆への誇りの高揚の中で、帝国の一体化を推し進めようとしたチェンバレンの戦略は、実を結ばなかった。この時ニューサウスウェールズ植民地首相がチェンバレンに述べた言葉を Meaney 教授は引用している。.....the great test of our relations...will be the next war in which England is engaged. Our money would come, our men would come... that feeling of patriotism would flame out as practically in the Colonies, in the hour of danger, as in England. But it is only in those moments that you can make the people one in the sense of sacrifice. 母国と植民地と

の間の関係の最大の試練というのは、イギリスが次なる戦争に突入した時でありましょう。そのときには、我々の資金も我々の兵力もイギリスに駆けつけるでしょう。危機においては、イギリス同様、植民地においても母国に対する愛国心が盛り上がる事でしょう。しかし、このように母国と植民地の人々が一つになって犠牲を顧みずに戦うのは、このような時だけでありましょう<sup>(129)</sup>。危機の際には我々は万難を排して駆けつけ母国と一体になる、しかしそれは危機の時に限られる……というのがオーストラリア側の態度だったということである。

この式典の前後に、オーストラリアとイギリス（チェンバレン）の間ではまた別のやり取りがあった。オーストラリア植民地政府の首相たちは、ロンドンに出立する前の時期、アデレードで 4 週間にわたる憲法案作成のための会議（既述）で議論を交わしたのであるが、この時まとまった憲法案の最初のをロンドンに持参し、これをイギリス政府に披露したのだった。憲法成立のためには、最終的にはイギリス議会の承認を必要であり、前もってイギリス側に打診しておこうというわけである。この第一案を見せられたイギリス植民地省の高官たちは大いに警戒した。その第 70 条（案）。これは、オーストラリアが一つの国として統合されて連邦政府（これを Executive Council と表現）が成立したあと、イギリス王室を代表する連邦総督 Governor General と連邦政府の関係はどうなるのかを扱った条文（案）であった。そこでは連邦総督は常に連邦政府のアドバイスに従って行動するとされていたのである。

イギリス側としては、イギリス国王を代表する連邦総督はイギリス政府の指示に従って行動するということにしたい、少なくともオーストラリア連邦政府が全てにおいて連邦総督に指示するということは避けたかったのであろう。第

70条案がそのまま通ったら、オーストラリアが即座に完全に（アメリカのような）独立国になってしまうのではないか。

イギリス植民地省高官から報告を受けたチェンバレンは、高官たちにイギリス側からの修正案作成を命じ、ある分野については連邦総督がオーストラリア連邦政府の指示を受けずに行動する（イギリス政府の指示で行動する）自由を持つという修正案が用意された。

またイギリス側としては第68条（案）も問題だった。ここでは、オーストラリア軍の最高司令官 Commander-in-Chief は連邦総督であるとされていた。これがそのまま成立し、70条も成立した場合、軍事的命令系統はオーストラリア連邦政府→連邦総督→オーストラリア軍となり、イギリスが「直接」にオーストラリア軍を指揮、司令することはあり得なくなる。そこでチェンバレンは、この68条をオーストラリア軍最高司令官はイギリス国王であると修正する案を用意した。イギリス国王は統治はせずにイギリス政府に統治を委ねているわけであるから、オーストラリア憲法をこのように修正することによってその軍事力をイギリス政府が大英帝国の軍事力と一体的に指揮する方向に進めようとしたのであった<sup>(130)</sup>。

しかしチェンバレンは、このような修正案をオーストラリア植民地政府首脳らに正式に、直接伝えることがオーストラリアにおいてかなりの論議を巻き起こしそうだと考えたようである。直接伝えるのではなく、ロンドンに来ているニューサウスウェールズ植民地首相のジョージ・リード George Reid に密かにコンタクトし、原案のままだとイギリス議会在がこれを審議する時に反対にあうかもしれない、自分たちはこのような修正案を考えているのだが、この修正案を……我々のではなく……あなたの考えとしてオーストラリアでの次の憲法案審議の機会に提案してもらえないだろうかと伝えた。修

正案がオーストラリア人から出された方が実現しやすいと考えた上での動きだったのだろう。リードはこの場では一応そのようにすると反応したものの、結局はそのようにしなかった。オーストラリアの植民地首脳の会議では、そのような修正案を審議するような雰囲気では全くなかったという<sup>(131)</sup>。

1898年に出来上がったオーストラリア憲法の最終案では、第70条も第68条も本質的な修正は加えられなかった。連邦総督は連邦政府のアドバイスで行動する、オーストラリア軍の最高司令官は連邦総督であるとなったのであった。イギリス議会はこの最終案提出を受けこれを承認、1900年7月12日ビクトリア女王も承認を与えてオーストラリア憲法は成立した。

イギリス議会在が最終案を審議承認し、女王が承認を与えたタイミングは、ボア戦争（後述）の最中であった。この戦争（1899-1902）ではオーストラリア植民地からの16,000を超える義勇兵（志願兵）がイギリス兵と共にイギリス軍の司令官の下で南アフリカで戦い、オーストラリアとイギリスの「一体感」が盛り上がった時期だった。イギリス議会在が上記の第70条、68条を含む憲法案を承認したのは、オーストラリアに対する安心感が醸成されたせいだったかも知れない。

（注：実は70条、68条だけでなく、最終案に入っていた第74条（最高裁 High Court に関する条項）についても英豪間に意見の相違があった。原案では裁判の最終判決はオーストラリアの最高裁判所が下すとなっていたのに対して、イギリス側が異議を唱え、最終判決権はイギリスが持つべきだと主張した。オーストラリアは始めは譲らなかつたが、結局オーストラリア最高裁がイギリス司法制度に上訴させてもよいと判断する場合に限りイギリス裁判所に送る事が出来るというところまで譲歩し、そのように修正された<sup>(132)</sup>。）

チェンバレンの各植民地陸軍部隊の交流提案はその後どうなったのだろうか。植民地代表たちが帰国した後すぐに反応は戻ってこなかった。チェンバレンは 98 年 8 月もう一度彼らに検討するよう促した。オーストラリアからはニューサウスウェールズ植民地首相の Reid がある程度期待させるような反応を寄せて来たが、ビクトリアなど他からはポジティブな反応はなかった。

この交流案のほかに、植民地防衛委員会 CDC がイギリス陸軍省の支持のもとにもう一つの案を出して植民地政府に働きかけた。それは各植民地にイギリス軍と共に戦うことを目的とした正規兵の部隊、イギリス陸軍の指揮下に入ることを明確にした部隊を新たに創設することだった。イギリス陸軍兵と同じ武器、訓練、軍規、給料の新たな部隊を立ち上げる。チェンバレンはこの案にも支持を与えた。しかしこの提案が何ら進展を見せる前に、南アフリカにおいてボーア戦争 Boer War の危機が差し迫り、CDC も陸軍省も植民地省もそちらに集中せざるを得なくなっていた。かくしてこの提案も部隊交流提案と同様に棚上げされてしまうこととなった。

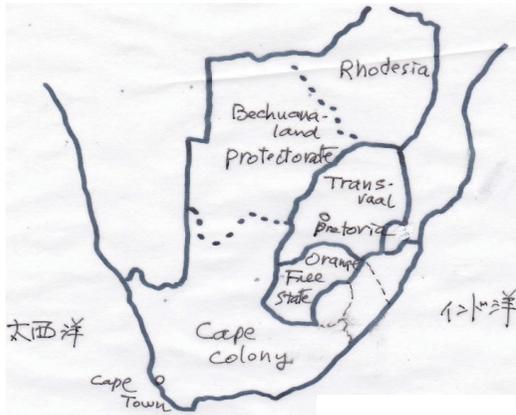
#### 4.4 ボーア戦争とオーストラリア

ボーア戦争はアフリカ大陸の南端（現在の南アフリカ共和国）において、片やイギリス及びイギリス帝国の諸国（植民地）、対するにオランダ系植民者とその子孫たちが主流となって設立した 2 つの共和国トランスバール Transvaal とオレンジ自由国 Orange Free State とが 1899-1902 年にかけて戦った大規模戦争である。オーストラリアはこの戦争に 16,175 人の志願兵を送り出し<sup>(133)</sup>（16,000 人以上という数字には 2 回出征した志願兵士が重複して数えられており、10,000 人以上というべきだろうという推定もある<sup>(134)</sup>。）、大英帝国諸国の兵と共に

戦ったが、戦争は様々な面でオーストラリアに大きなインパクトを与えた。このことは国防法第 49 条の成立にも深く関わることになった。（ボーア戦争の最中にオーストラリアの政治統合 Federation がイギリス議会で審議、承認され、ビクトリア女王が承認を与え、オーストラリアが国家として発足（1901 年 1 月 1 日）し、オーストラリア議会において第一回目の国防法案が審議されたのだった。これらの目まぐるしい展開が起こっている間に、オーストラリアの第一次から第六次までのボーア戦争遠征隊が編成され、南アフリカに派遣されたのである。そしてその間イギリスとオーストラリア間に、軍事に関しより広い問題についての対話が様々なルートで連続していた。ボーア戦争の期間というのは、オーストラリアの政治が多忙を極めた時期だったのである。）

Transvaal や Orange Free State の白人たちはボーア Boer 人（農民という意味）と呼ばれたために、この戦争をボーア戦争と呼ぶ。ボーア人たちとイギリス人たちは何故戦ったのだろうか。短く見ておこう。オランダの東インド会社がアフリカ南端にケープ植民地を構えたのは 17 世紀半ばである。スエズ運河開通以前は、ケープタウンがヨーロッパとアジアの間の要衝だった。以後オランダからの入植者が増え、徐々にフランス（主にユグノーたち）などからも入植した。イギリスがここに拠点を築くのは 18 世紀末であるが、19 世紀に入るとナポレオン戦争の間にボーアたちを更に押しつけて Cape Colony と Natal という二つの植民地を築いた。ボーア人達はイギリスの支配を嫌って北に移動し、Transvaal と Orange Free State という二つの共和国を立ち上げた。

イギリスは一応条件付きでこれを承諾した。しかしその後イギリスはボーア達の 2 共和国に支配権を強く及ぼそうとしたため、1880-81 年



地図V

イギリスとボーアたちの中で第一次ボーア戦争といわれる戦いが起きた。ここではボーア人達が優勢となり、1881年8月両者の間で Pretoria Convention（プレトリア協定）が結ばれ戦争は終結し、84年2月の London Convention によってボーア人達の2つの共和国の内政にイギリスは干渉しないことが確認された<sup>(135)</sup>。

1886年、Transvaalの Witwatersrand という山岳地（現在のヨハネスブルクの近く）で金鉱が発見され、これは当時世界一の金鉱脈だった。これを目がけてイギリス系の人々が極めて多数 Transvaal に押しかける。（その数年前にダイヤモンドも発見されている。）

Transvaal と Orange Free State に対する政治的支配圏を目論む Cape Colony のセシルローズ Cecil Rhodes 首相は、Transvaal に対して 1895 年末ジェイムソン襲撃 Jameson Raid を仕掛けてクルーガー Kruger 政権の転覆をはかるが失敗する。チェンバレン植民地相はミルナー Sir Alfred Milner を Cape Colony への高等弁務官として送っていたが、ミルナーはチェンバレンの意を受け、Transvaal の内政に干渉して支配を及ぼす動きを見せ、金鉱で働く多数の（イギリス系の）人間たちに選挙権を与えるように Transvaal の法を修正することを要求

する。Transvaal の法律では、選挙権を得るためには在留 14 年以上の白人入植者であることが必要と定められていた。ミルナーは、これを変更して即座に選挙権を与えるようにせよと主張したのであった。また彼は本国に軍の増派を要請した。ジェイムソン襲撃もミルナーの要求も、イギリスに対する Transvaal の警戒心と切迫感を高めた。それでも 1899 年にクルーガー首相は、イギリスが南アフリカに向けて派遣途中である軍を引き返させることを要求し、但し 14 年以上ではなく 7 年以上の在留で選挙権を与えよう……というところまで譲歩したが、イギリス側はこれを拒否<sup>(136)</sup>。これでイギリスと、Transvaal および Orange Free State（両者は 1897 年に安保条約を結んでいた）との間で戦争となったのであった。99 年 10 月である<sup>(137)</sup>。また投入された兵員規模もイギリスの戦費 2 億ポンド以上も、Napoleon 戦争から第一次大戦までの期間でイギリスにとって最大規模の戦争となった<sup>(138)</sup>。

1899 年 8、9 月頃には、戦争はもはや避け難いという雰囲気になっていた。チェンバレン英植民地相は、オーストラリアに対し従来からの大英帝国軍事体制への呼びかけに加えて、ボーア戦争のためのオーストラリアの“自発的な spontaneous” 援軍派遣を呼び掛けた<sup>(139)</sup>。同年 7 月クィーンズランド植民地政府は 250 人の志願兵を募集して南アフリカに送る事を既に申し出ていたのだった。しかし、ニューサウスウェールズやビクトリアという 2 大植民地の政府の反応は……はじめは……積極的とは言い難いものだった。イギリスがこちらで志願兵を募集するという場合には、我々も協力するけれども、その派遣費用を出すのは難しい……と。チェンバレンは志願兵を送るということでは無く、各植民地政府が“自発的に” 派兵するという形にして、Transvaal にお前たちは大英帝国全体を相手にしようとしているのだぞとの威圧感を与え

たかったのである。当時ニューサウスウェールズの Reid 首相は、労働党との連立内閣の上に辛うじて権限を保っている状況にあり、労働党が戦争に賛成していないために、チェンバレンの呼びかけに応えることは出来なかった。（彼は 9 月に政権を失うが、次の Lyne 政権も始めは消極的だった。）

しかし世論は……はじめは……まとまらなかったものの、ボーア戦争が不可避となり、ついに開戦となると、オーストラリアも母国を応援すべきではないかという意見が大きく勢いを増す。（局外に立つべきだという意見が無くなったわけではない。）この世論に押されて、先ずクィーンズランドが、そして南オーストラリア、ビクトリア植民地政府が志願兵募集を決定する。ニュージーランドも派兵を決定。こうなるとニューサウスウェールズも抗しきれず志願兵募集を決定し、タスマニア、西オーストラリアが続いた。（とはいえ、その派遣費用はオーストラリア植民地側が全てを負担したものではなかった。イギリス政府がその殆どを負担したのである。careful cost sharing arrangements which saw the imperial government meet almost all cost for keeping the Australian soldiers fed, clothed equipped and paid<sup>(140)</sup>……（しかし Meaney 教授は、オーストラリアが派遣した 16,000 人の兵力のうち約 10,000 人分をオーストラリアが財政負担したと述べている<sup>(141)</sup>。）

あるエピソードがある。実は 1899 年、ニューサウスウェールズ植民地軍に属する Lancer（槍騎兵）部隊の一部がイギリスで訓練を受けているところだった。この部隊のトップはジェームス・バーズ中佐であったが、同中佐は太平洋海域で海運業を展開する大企業 Burns Phillip 社の経営トップでもあった。この Lancer 部隊はニューサウスウェールズ政府の援助なしに、イギリス陸軍省及び私的部門からの援助でイギ

リスに来ていたのである。ボーア戦争不可避の情勢の中で、Burns 中佐はニューサウスウェールズ植民地軍のコマンダント French 少将と画策し、ニューサウスウェールズ政府に自分の部隊が南アフリカの戦場に行くことを認めさせ、更に部隊への増援軍の派遣を呑ませる<sup>(142)</sup>。実際彼らがオーストラリア志願兵として南アフリカに上陸した最初の部隊だった。

開戦後間もない 1899 年 12 月半ば、イギリス側は苦境に陥る。慣れない地勢の幾つかの重要な戦場で Boer 軍に敗れたり、包囲されることが続いたのであった。“Black Week”（1899 年 12 月 11～15 日<sup>(143)</sup>）と云われるこの劣勢は世界的にも広く伝えられ、イギリス系諸国にショックを与えた。オーストラリアでもこれ以後、戦闘参加志願者の数が増え、ボーア戦争を疑問視する立場は相当に弱まったのであった。ここで万が一イギリスが敗北するようなことがあったならば、イギリスの名声が揺らぎ、それは他のヨーロッパ大国の大英帝国利害への侵害を招きかねず、それはイギリス及びイギリス系諸国にとって、オーストラリアにとっては勿論、深刻なことになる。このような思惑によって、オーストラリアだけでなくイギリスは勿論、他の大英帝国からの派遣兵力も増加した。

しかしイギリス軍が一時的に苦境に瀕したとはいえ、Boer 人たちが動員できた兵員は最大でも精々 88,000 人弱だった。これに対しイギリスと大英帝国諸国が動員できた兵力は 50 万人弱<sup>(144)</sup>。1900 年 2 月末までには形勢が逆転し、イギリス側が戦争の主導権を奪還、戦力の減退した Boer 側は次第にゲリラ戦的な戦術を取らざるを得なくなり、尻すぼみとなって行き、ついに 1902 年 5 月末に Boer たちの全面敗北となり、以後 Transvaal も Orange Free State もイギリスの統治権 sovereignty を受け入れ、彼らの自治権は限定的なものとなった。（彼らは

1910年に Union of South Africa に完全に併合された<sup>(145)</sup>。

もう一つのエピソードを付け加える。それはウィンストン・チャーチル（第二次大戦時のイギリス首相）のことである。まだ若かりしチャーチルは Morning Post という新聞の特派員として開戦間もない1899年10月末、ケープタウンに上陸する。しかし2週間後、彼の乗った列車がボーア兵達に襲撃され、彼は捕虜になってしまう。しかし何とか捕虜収容所から脱出し、戦局が大いにイギリス優位となった1900年7月イギリスに帰国し、英雄のように迎えられたのだった。ボーア側は著名なチャーチルを捕えたものには、“dead or alive”，25ポンドの賞金を出すとしたのであるが<sup>(146)</sup>。この時チャーチルの脱出が成功していなかったら、第二次大戦の展開は異なっていた可能性が大いにある。世界の歴史も異なる展開をしたかも知れない。

4.4節を終了する前に、3つ目のエピソードも見ておきたい。イギリスが設置し悲劇の場となった強制収容所 concentration camp のことである。イギリス側は Black Week を乗り越えて攻勢に出た時に、敵の領土で Boer たちの農園の建物を次々に破壊し焼き払い、Boer の女子供を新たに設けた収容所に連れ去った。ここでは食料も満足に与えられず、衛生状態は極めて悪く、餓死や病死が相次いだ。イギリスの国立陸軍博物館のHPにある Boer War National Army Museum [www.nam.ac.uk/explore/boer-war](http://www.nam.ac.uk/explore/boer-war) によると、約28,000人が収容所で死んだという。そのほとんどは女子供だった。この強制収容所の悲惨な状況については、イギリスの社会福祉士 social worker だったエミリー・ホブハウス Emily Hobhouse という女性の報告書が広く報道され、現地イギリス軍はイギリス内外から非難されることになった。戦争末期になると、イギリスで……戦争の勝利にもかかわ

らず……厭戦気分がある程度広がるのであるが、この強制収容所のことも関係していたという<sup>(147)</sup>。オーストラリアでも戦争の野蛮さのニュースに触れ、リベラル派や労働組合の間に忌避感を持つ者が増えていったのだった<sup>(148)</sup>。

強制収容所という我々は先ずナチスドイツのユダヤ人に対する強制収容所を思い浮かべるが、イギリスはその40年ほど前に、規模は2桁ほど小さいものの、Boer に対して強制収容所を設置、収容していたのである。（Boer たちも自分たちのところの黒人原住民達に対し、まともな人間扱いをしなかったことが多かったようであるが。）

ボーア戦争へのオーストラリアを含む大英帝国植民地の派兵状況を見て、チェンバレンたちイギリス側は大いに勇気づけられたのであった。やはり彼らの母国への愛と忠誠心はこれほどまでに強いことが確認できた。こうなったら大英帝国の世界的な軍事体勢を構築していく事が出来るのではないか。1897年 Diamond Jubilee の時に開いた大英帝国植民地会議では、思わしい結果が得られなかったが、このボーア戦争で示された母国への愛と忠誠心があるからには、もう一度呼びかけてみよう。

チェンバレンは戦争が好転した後の1900年3月、植民地政府に書簡を送り、2つのことを尋ねた。一つは、ボーア戦争を終わらせるにあたっての和平会議に関し、この戦争に参戦したのものとして、植民地政府はイギリスから様々な相談を受ける気があるかということ。もう一つはイギリス帝国諸国の間で共通の防衛政策を話し合うため常設の審議会 council を新たに設置することに賛成するかということだった。

オーストラリアは今回も積極的な反応を示さなかった。和平会議についての相談を受けたいか否かについては、オーストラリア内で議論はあったものの、結局返事は送られなかったとい

う。また常設の共通防衛政策審議会設置の提案については、オーストラリア側にはその記録も残っていないと Meaney 教授は記している<sup>(149)</sup>。

1900 年 4 月末、オーストラリアの 6 つの植民地代表はロンドンに来ていた。彼らはイギリス議会がオーストラリア憲法を審議、承認するタイミングに合わせてイギリスを訪れていたのである。この時エドモンド・バートン（彼はオーストラリア建国の 1901 年 1 月 1 日オーストラリア連邦初代首相となる）は、オーストラリアの政治指導者たちの間の主流の考えを示唆的に述べる演説をした。……強すぎる強制力を持った制度を立ち上げることによって、我々に自然に感じ湧きあがってくる愛国心の活躍の場をかえって狭めてしまうのは危険ではないでしょうか。……カナダの首相が質問したように、どのような場合でもどのような状況でもイギリスの争いに我々は援軍を送るべきなのでしょうか。……この質問に将来いずれかの時点で答えが出るのかもかもしれません。……その答えがイエスである場合、植民地政府はその責務に見合った発言権を要求することになるのではないのでしょうか。オーストラリアの一般的な意見では、そのような時期はまだまだ来ていないということでありましょう<sup>(150)</sup>。

大英帝国諸国のボーア戦争に対する貢献は、イギリス側を大いに満足させるものだった。しかし、それ以上の恒久的な軍事的共同体性を受け入れる考えは、この時点ではオーストラリアに無かったようである。（しかしイギリス側はそのようには認識していなかった。Boer 戦争への彼らの大きな貢献を見れば、植民地諸国には我々の提案に乗ってくる十分な可能性があるはず……というわけである。イギリスの植民地防衛委員会 CDC はイギリスから 12 万人、英植民地諸国から 4 万人（そのうちオーストラリアから 1 万 4 千人）計 16 万人の遠征軍兵力 expeditionary force 体制を常備することを目指

す案を練り、これを次回の植民地会議に諮らうと計画する<sup>(151)</sup>。）

## 5. バートン政権の成立と国防法案審議

オーストラリア憲法はイギリス議会が承認し、ビクトリア女王が署名を与え 1900 年 7 月 9 日に成立した。これにより、6 つの植民地は 6 つの州となり、6 州が集まって一つの国 Federal Commonwealth（これは憲法における国の呼び方）となったのである。

1900 年 7 月時点ではまだオーストラリア全体にまたがる連邦政府というものは存在していない。連邦政府が成立するのは 1901 年 1 月 1 日である。連邦政府の初代首相の座着いたのは……これまで何度も登場した……エドモンド・バートンだった。彼は大臣たちを任命し、内閣を発足させた。

しかし 01 年 1 月時点でもオーストラリア連邦議会というものはまだ成立していない。最初の連邦議員選挙が行われたのは 1901 年 3 月 29-30 日である。ここで下院 75 議員と上院 36 議員が選出された。従って、バートンを初代首相にしたのは、国会議員による選出ではなかった。彼を首相に任命したのは、イギリス王室を代表する連邦総督のホープタウン伯爵 Earl Hopetoun であった。

バートンの首相就任には少々の混乱（といえるような事態）があったようである。連邦総督ホープタウンは 1900 年 12 月にオーストラリアに着いたばかりだった。彼はオーストラリア最大の州（旧植民地）はニューサウスウェールズで、その州政府知事は William Lyne だからということで Lyne を初代の連邦首相に任命しようとする。しかし Lyne が果たして新たな国家の形成に熱心だったか、むしろ消極的だったのではないか、他の州の支持が得られるのかとなると、大いに疑問だった。首相になるなら大

臣たちを任命して内閣を組織しなければならないが、Lyneが“これは”と思う人に呼びかけても、彼の下で大臣になることを承諾する者はいなかったようである。結局彼はクリスマスイヴには首相任命を辞退せざるを得なくなる。そこでホープタウン総督はバートンを選んだのだった<sup>(152)</sup>。

そのバートンも首相就任約3か月後の総選挙で負ければ、早々に首相退陣を迫られる立場にあった。当時オーストラリアでは保護主義党 Protection Party, 自由貿易党 Free Trade Party, オーストラリア労働党 Australia Labor Party の3つが有力政党だった。バートンは保護主義党に属していた。3月末の選挙結果は以下のものであった。

下院	保護主義党	31	計 75
	自由貿易党	28	
	労働党	14	
	その他	2	
上院	保護主義党	11	計 36
	自由貿易党	17	
	労働党	8	

Australian Federal Election Results 1901-2016,  
Parliament of Australia

バートンは労働党の支持を取り付け、議員により選出された内閣（連立ではない）を発足させる。大臣は首相を含めて9人。旧植民地政府首相や元首相6名がこの中に含まれていた。Lyneもその一員だった<sup>(153)</sup>。

憲法69条は、(1) 郵便, 電報, 電話 Posts, telegraphs, telephones (2) 海上および陸上防衛 Naval and military defence (3) 灯台, 灯船, ビーコン, プイ Lighthouses, lightships, beacons and buoys (4) 検疫 Quarantine (5) 関税 物品税 Tariff and Exciseなどを行政していた(州政府の)機関は、連邦政府のもとに移行すると定めていた。また51条, 52条は、連邦議会がどのような分野に関する立法を行うかを述べていた(そこに述べられる以外のことは、特に断

りが無い限り……旧植民地が州になることで成立した……新州政府および新州議会が継続して行政, 立法を行う。憲法106～109条)。バートンの政府は、これら新たに定められた国家のルールに基づき、新法案作成と新行政の作業を開始したのであった。数多くの既存の組織やルールを改変したり、あるいは全く新しい数多くの組織や法律を作りだしていくという膨大な作業でありチャレンジであった。その一つに国防法の立法作業があった。

国防大臣はジョン・フォレスト John Forrest。フォレストは西オーストラリア植民地首相を10年も務めたベテラン政治家であったが、もともと測量士出身で政治家になり、軍事関連事項の経験は極めて少なかった。彼は郵政大臣としてバートン政権に参加したのであるが、初代国防大臣ディクソンが就任後2週間もたたずに急死したため、急遽郵政から国防に鞍替えしたのである。他の大臣にも軍事に経験の深い人物はいなかったようである。いたなら、フォレストが国防大臣にはならなかったろう。(また国防法の原案作成段階でも、……後に述べるような……混乱の幾つかは避けられたのかもしれない。)

国防大臣の最初の重要な仕事は、以前6つの独立した存在だった旧植民地軍を統合させていく事(軍統合は形式的には1901年3月1日実現)、そしてオーストラリア全体の国防に関する法律を打ち立てる事だった。どちらの仕事も非常に複雑で困難な作業だった。特に後者。以下に……軍の統合の事にも少々触れながら……国防法成立に至るまでの展開を見ていく。

### 5.1 国防法案第一次案とその挫折

フォレスト国防相は先ず1901年3月1日、州のコマンダント6名を委員とする連邦軍事問題委員会を発足させる<sup>(154)</sup>。委員長はニューサウスウェールズのコマンダントのフレンチ少

将。6 名のうち 3 名が英陸軍（から貸してもらった）現役少将と大佐であり、他の 3 名も以前英陸軍に属していた大佐だった。この委員会にそれまでバラバラだった旧植民地軍の各組織形態、武器・装備、軍規、訓練、人員構成などの状況を調査させ、どのような統合軍を作っていくべきか審議させ、そして国防法案の叩き台を作成するよう命じたのであった。

コマンダント達は 1894 と 96 年にハットンを中心にまとめられた案（4.2 節に述べた）を土台に、統合軍は危機の発生した際にはどこにでも出動できる field force 野戦軍兵力と、主要都市などの固定した拠点を防衛するための地域防衛兵力 local force に分ける事を提案した。またそれらの陸軍兵力は現役兵 active force と予備役兵 reserves（射撃訓練のあるライフルクラブ会員 rifle clubs を含む）からなり、現役兵は常備兵 permanent troops、ミリシャ militia およびボランティア兵 volunteers から構成される。平和時の入隊は志願制で、市民兵の兵役年限は 3 年と提案された。また 14～16 歳の少年たちを対象に、訓練生のカデット cadet 制度を設ける事も提案された。そして緊急時には、18 歳から 60 歳までの男子は徴兵に応じる義務があることとする。これもコマンダント達の国防法案叩き台の中に挿入されたのだった<sup>(155)</sup>。

この法案叩き台の中には、イギリスとの関係に関して極めて重大なことが書かれた項目が幾つか含まれていた。コマンダント達はイギリス陸軍の現役あるいは退役上級将校だった。オーストラリアの立場からオーストラリアの国防問題を考えるだけでなく、むしろイギリスの軍事戦略の立場からオーストラリアの軍事力を考える傾向が強かった。ましてや彼らが作業を行っている時期は、ボーア戦争が継続しており、その影響がイギリス軍人の中で熱い時期だった。（軍事問題委員会委員長のフレンチ少将は、国防法案叩き台作成作業前にイギリス陸軍大臣の

ランズダウン Lansdowne 卿に密かに書簡を送り、オーストラリアに 1 万人規模の騎馬兵力に基づく特別な軍を常設の軍として創設し、緊急時にはこれがイギリス軍と共に世界の何処でも戦えるようにする案を提案していた。またオーストラリア国防法案作成についてのアドバイスを求めていたという<sup>(156)</sup>。）

コマンダント達が短期間で作成した国防法案叩き台では、イギリス王室を代表する連邦総督 Governor General について、オーストラリア憲法第 68 条に“陸軍及び海軍の総司令権は女王を代表する連邦総督が持つと書かれており The command in chief of the naval and military forces of the Commonwealth is vested in the Governor-General as the Queen's representative.”と定めているからには、連邦総督には軍を指揮する大きな（独立の）役割が憲法によって与えられているはずと主張し、軍人として頂点に立つ軍司令官の直接の上司は連邦総督であり、連邦政府国防大臣ではないと解釈できるような条文を入れようとした。彼らは同じ憲法の第 63 条に“連邦総督は連邦内閣のアドバイスで権限を実行するものとする The provisions of this Constitution referring to the Governor-General in Council shall be construed as referring to the Governor-General acting with the advice of the Federal Executive Council”とあることを軍事に関してはあてはまらないようにしようとしたのである<sup>(157)</sup>。

更に、オーストラリアに騎馬兵力を中心とする常設の特別な軍を別個立ち上げて、これが常にイギリス軍との共同作戦を行えるようにすべきであると主張した。

また Commandant 達は、政府が軍の兵士たちに対して海外での軍務につくよう命令する権限を持つと定めるべきであるとした。

他にも、統合された陸軍組織中の軍人トップ

General Officer Commanding GOC はイギリス陸軍から送られてくるべきであり、コマンドントは（州のであれ、あるいは新たに定められる軍区のコマンドントであれ）イギリス陸軍将校あるいは連邦常備軍将校であるべき……等々。

コマンドント達の叩き台の土台には、オーストラリアの軍事力をイギリスの、大英帝国の軍事戦略の重要な部分として……戦時だけでなく平和時にも……組み入れようとする意図があった。ボーア戦争がかき立てた熱気の中で、彼らはオーストラリアでもこれが出来ると感じたのであろう。しかし、ボーア戦争熱気がオーストラリアにあったことは確かだったとはいえ、そのような意図を全面的に受け入れるような空気は、オーストラリア政府や議会の大半には無かったようである。

この叩き台を示されたフォレスト国防相は、幾つか修正を加えることが必要と判断した。連邦総督の軍事的な権限を大きく薄め、オーストラリア軍はオーストラリア議会、国防省、国防大臣の指揮監督下にあることを自らの条文案に入れた。（これは1903年に成立した国防法第4条の中で連邦総督を定義した個所の中でも、“Governor-General”—Means the Governor-General of the Commonwealth, ……, acting with the advice of the Executive Council 連邦総督は、内閣のアドバイスによって責務を執行する……と定められ、軍事に関して連邦総督が内閣から独立に行動することがあり得ないこと、内閣のアドバイスで動くことが確認された。）騎馬兵力を主とした特別な別個の常設軍の立ち上げ案は破棄された。政府が兵士達に対して世界のどこにでも軍役につくことを命令する権限を持つという案も、ある程度修正され、徴兵された市民兵は緊急時においては、オーストラリアの防衛に必要な場合に限り、オーストラリア国外での軍務に送られることがあるという条文案になった。citizen defence force could

only be sent without the Commonwealth for the defence thereof<sup>(158)</sup>。これは、オーストラリアの防衛だけに留まらず、他の目的のためにも市民兵が海外に送られ得るというニュアンスを持ったコマンドント達の叩き台に修正が加えられたのだということが出来よう。（ただし拡大解釈が可能な表現でもあったろう。）常備軍将校の権限をミリシャやボランティア将校の権限の上に置くというコマンドント達の案も破棄された。

フォレスト国防相の条文案においては、イギリスの軍事戦略への参加についてコマンドントの叩き台の線から……Boer 戦争の熱気の中でもあり、勿論完全にではないが……相当程度薄まったのである。（コマンドント達はフォレストの修正に強く反対、自分達の当初案に固執しようとした。フォレストが再度これを拒むと、彼らは自分たちはフォレストの法案には反対であり関係ないと発表すると反撥した。01年6月15日のことである<sup>(159)</sup>。）バートン内閣は、オーストラリアの陸軍兵力のコントロールをイギリスに委ねるような国防法案を、議会が受け入れることはあり得ないし、政府もそのような路線を採らないと決めたということになる。

これら及び他の修正も加えた後、1901年7月9日にフォレスト国防相は内閣の承認も得て、国防法案を議会に上程した。コマンドント達に法案叩き台を作るよう命じてから約3か月後である。かなり急いで仕上げた文書という印象がぬぐえない。Grey は it was undoubtedly a mess, giving the impression of having been thrown together from various pieces of existing colonial defence legislation 疑いもなくゴチャゴチャな文書で、既存の植民地軍法規を混ぜ込んで作り上げたという印象がぬぐえない……と厳しい<sup>(159)</sup>。Meaney もこれはクイーンズランド、南オーストラリア、西オーストラリア旧植民地の軍関係法律を下敷きにしたもの

で……と述べている。当時下院議員で後に連邦  
 高裁判事となる Henry Bournes Higgins は、  
 この条文案は scissors and paste bill 糊と鋏で  
 作った法案とこき下ろした<sup>(160)</sup>。なぜそうなっ  
 てしまったのだろうか。1901 年 3 月 1 日段階  
 で旧植民地軍が連邦軍として統合されており、  
 その統合された軍を束ねる法律をまず早急に成  
 立させることが必要と感じられたのであろう。  
 しかし、バートンの新政権の中には、フォレス  
 トを含め軍事に精通するメンバーがおらず、法  
 案は内容的にも、文言での表現にも大きな問題  
 のある個所を含んだままで議会上程されたとい  
 うことのようにである。

国防法案を審議する議会では、議論が噴出し  
 た。下院での審議では 75 名の議員のうち結局  
 41 名が質問し、自分の見解を述べるというこ  
 となったという<sup>(161)</sup>。

保護貿易党、自由貿易党、労働党の 3 党で議  
 員数 73 を占めていたのであるが、連邦議会発  
 足直後の時期、各政党は国防政策に関して……  
 他の重要な政策に関して同様……一つの政  
 党としてまとまった国防政策体系を確立して  
 いたわけではなかった。(労働党は比較的まと  
 まっていたようであるが。) それだけに、同じ  
 政党に属する議員がある事項に関して正反対の  
 主張や質問をするようなことがあったようであ  
 る。フォレストの原案が“ノリとハサミ”の様  
 相を呈しているところに、各党内にも混乱が見  
 られ、そしてフォレストの答弁もしばしば明確  
 さを欠いたものだった。彼自身、議会の答弁の  
 中で、こういう分野について私の経験は深くは  
 ありません a matter “on which my experience  
 has not been very great” と口を滑らせてしま  
 うくらいだった<sup>(161)</sup>。議論は紛糾した。

徴兵された市民兵が……オーストラリア防衛  
 のためならば……海外での軍務を命じられう  
 るという条文案第 48 条 (b) にはすべての政党の

議員から反対が表明された。(賛成はほんの僅  
 かだった。) 徴兵された市民兵が海外軍務……  
 などと定めるのはとんでもない。緊急の場合な  
 どと言われるが、何が緊急の場合で何が緊急の  
 場合ではないというのか。進行中のボーア戦争  
 でもオーストラリアは相当な数の志願兵を送り  
 出している、オーストラリアやイギリスが戦争  
 せざるを得なくなった場合、志願兵でこれに応  
 えるということにすべきだ。そのほかにも、こ  
 のような国防法案はオーストラリアの中に軍国  
 主義 militarism を増長させるだけだ、法案が描  
 くような軍の体勢が必要としそうな軍事支出を  
 どうやって賄うのか……等々。(Mordike の第  
 4 章はこれら審議の様子を詳述している。) た  
 だし、オーストラリアが攻撃された場合や戦時  
 においては、身体に問題がない限り全ての市民  
 男子が兵役に就く義務があるというフォレスト  
 の徴兵制案に対しては、ほとんどの議員が賛意  
 を示したのだった<sup>(162)</sup>。(03 年に成立した国防  
 法 59 条は 18 ~ 60 歳の男子にそのような義務  
 を課している。)

労働党は、徴兵された市民兵が国外での軍務  
 に派遣され得るという条項に対しては、党全体  
 で反対することを決定していた。バートン政権  
 与党の保護貿易党の中でも、また野党の自由貿  
 易党でも、同じくこれに反対する議員の数は多  
 かった。既述のようにバートン政権は労働党の  
 支援で政権を維持していたのである。

議会での審議が進行しているうちに、フォレ  
 スト国防相は議会(当時はメルボルンにあった)  
 を離れて出身地の西オーストラリアに帰るこ  
 となった。自分の兄弟が死去し、その死去し  
 た兄弟の息子がボーア戦争で戦死したことが理  
 由とされた<sup>(163)</sup>。フォレストに替わって首相の  
 バートンが法案の答弁に立つが、やはり議論の  
 紛糾は続き、バートンはやむを得ず暫くの問法  
 案を棚上げして改正案を練ることにしたのだ  
 った。(第一次案審議について……繰り返しにな

るが……2つのことを強調しておきたい。一つは、バートン政権も議員たちのほとんども、オーストラリア陸軍兵力はオーストラリア政府、議会在が当然支配するのだという線を堅持したこと。二つ目は、市民兵がほとんどを占める陸軍兵力を強制的に海外での軍務に就かせることに對し、議員たちのほとんどが強く反対したことである。これら二つのことは以後も継続主張された。）

実はフォレスト国防相が国防法案を議会上程する7月6日より二か月ほど前の5月3日に、バートン政権はイギリス政府に對し、統合されたオーストラリア陸軍の司令官をイギリス軍から推薦してくれるよう正式な依頼をしていた。市民兵に對して理解があり、ボア戦争の経験のある軍人が望ましいとの要望も添えてである<sup>(164)</sup>。それまで旧植民地軍の司令官コマンダントは現役あるいは退役したイギリス軍上級将校が就くことが恒例であった歴史から考えて、統一された連邦陸軍の総司令官 General Officer Commanding GOC をイギリスから迎えるということは、バートン政権にとって自然な流れだったのであろう。国防法案が挫折し、バートンは新たに任命するオーストラリア軍司令官の着任を待って、新たな案を練り、改正案を議会上に提出することにしたのだった。

## 5.2 Edward Hutton の GOC (陸軍司令官) 就任

オーストラリア軍の GOC としてイギリス側が推薦してきたのはエドワード・ハットンだった。1893-96年にニューサウスウェールズ植民地軍のコマンダントだったあのハットン少将である。4.2節参照で述べたように、ハットンは1898-1900年カナダの市民兵 militia 軍のコマンダントの地位に就くが、政治家や軍関係者と何度も軋轢を起こし、ボア戦争へのカナダの

参戦を巡ってカナダ政府の逆鱗に触れ、00年2月に帰国させられることになった。Mo90その後ボア戦争に派遣され、イギリス兵、オーストラリア兵、カナダ兵、ニュージーランド兵を含む騎兵師団を率いて輝かしい功績をあげたのだった。この功績によりサー・エドワードとなる。彼は1901年11月にオーストラリアの陸軍司令官 GOC に就くことを承諾、オーストラリア側も受け入れを表明し、ハットンは12月にロンドンを発つことになった。

彼は出立直前の1901年12月19日にチェンバレン植民地相と、2日後の21日に英国国王エドワード VII 世、陸軍大臣ブロードリック Brodrick、陸軍司令長官ロバーツ Roberts 元帥その他と次々に面会した<sup>(165)</sup>。彼にとってオーストラリアは2度目である。1回目の1893-96年の時、ハットンはニューサウスウェールズ軍の発展にかなりの成果をあげたが、他の植民地軍との統合や、ましてやそれらとイギリス軍との連携体制構築を創設することは出来なかった。4.2節で述べたように、この時期はオーストラリア6植民地が政治統合への動きを再起動させている最中であり、オーストラリアの政治指導者たちは、ハットンや他のコマンダント達のイギリス軍との緊密な協力、連携の提言を審議する雰囲気ではなかった。とにかく植民地軍の統合は、連邦政府が発足して統合軍の命令系統が成立するまであり得ないのだということだった。しかし2回目の今回、オーストラリアから1万6千人もの志願兵がボア戦争に参加し、ハットンはオーストラリア兵を含む騎兵師団を率いて目立った戦果をあげ、大英帝国諸国がかなりの熱気を感じている時期だった。ハットンはこれら諸国の軍事力連携を格段に進め、大英帝国全体の防衛と発展を促進すべきという自分とイギリス政府上層部の信念実現の好機がやってきたと感じていた。

イギリス政府では、ボア戦争が巻き起こし

たこれらの諸国内の熱気を歓迎し、またボーア戦争の負担が予想をはるかに超えて大きくなってしまったという事情をかかえ、帝国諸国からの更なる軍事貢献に対する期待と要請を高めているところだった。

チェンバレン植民地相との会談でハットンは、オーストラリアの militia 兵力が彼らの国土を守るためだけではなく、イギリスの軍事戦略に参加して世界の何処にでも派兵されるようになるという方向に推進すると決意を伝える。彼らの国防法が彼らの連邦政府にそのような派兵を命じる権限を与えるよう物事を進めますと述べる。それはチェンバレンが強く望むところであった。しかしチェンバレンはこれに満足しつつも、ハットンに忠告することを忘れなかった。君はオーストラリア政府に仕える立場にある、彼らの政治にズカズカ入り込んだり、大臣たちを怒らせたりしないよう、言動には十分注意してくれ<sup>(166)</sup>。チェンバレンはカナダでハットンが起こした波風を意識していたのであろう。ハットンも、オーストラリアには 1893-96 年の段階で、イギリスに軍事的主導権を委ねてしまうことに対しかなりの反対があったことを承知していた。だから物事は注意深く進めなければならないことは了解していた。注意深くやるけれども、ボーア戦争で改めて示されたオーストラリア人たちの母国に対する愛情、忠誠心を考えてみれば、状況は前回よりもずっと好転しているはずだ……と彼は考えたであろう。

ハットンは国王エドワード VII 世、陸軍大臣、陸軍司令長官と次々に面会した際に、オーストラリアでは 2 万人規模の騎兵兵力を組織し、これが大英帝国の軍事戦略に参加できるような体制を実現いたしますと述べたという<sup>(167)</sup>。陸軍大臣も司令長官も、ボーア戦争を契機として大英帝国諸国の軍事力の連携、統合を強力に推し進めようという計画を、チェンバレンの植民地省や植民地防衛委員会 CDC と共に作成し

ているところだった。ハットンの言葉は彼らにとって心強いものだった。計画作成に関わる人々の間では、オーストラリアには自分たちの陸軍兵力をイギリスの指揮に委ねることに関して強い抵抗があることが十分認識されていなかった。(カナダにも同じく強い抵抗があった。)

ハットンは 1902 年 1 月 29 日、オーストラリアに到着した。彼はすぐにバートン首相、フォレスト国防相と会い、オーストラリア軍の活動範囲を格段に広げることの重要性を話した<sup>(168)</sup>。

2 月 15 日、ハットンのための歓迎パーティで、バートン首相はオーストラリア防衛のために兵力を海外に送る事がありうる might be sent oversea to defend Australia と述べる。(SMH02Feb.19) これに喜んだハットンは、いま急に思いついたのだがという形を取って、オーストラリアは国土を守るためや自国の利害を守るため、2 万人規模の騎馬兵力を持つべきでありますと述べた<sup>(169)</sup>。国王や英陸軍相、陸軍司令長官に約束したと同じ数字である。ハットンはバートンの言葉やそれを伝えたオーストラリアの新聞記事に歓喜し、自分の任務が最初から極めてスムーズに滑り出したと本国に報告する。但し、バートン首相や新聞が言っているのは、“オーストラリアの防衛のために” 海外に兵力を送るということであり、イギリスの戦略に同調して兵力を送ると言っていたのではなかった。イギリス政府の考えとは微妙な、しかし重要な相違があったことに留意すべきだった。

実は 02 年 2 月以降、オーストラリアにはイギリスとの間に無視できない波風が立つことが少なくとも 2 つ起きていた。1 つは日英同盟であり、もう一つはボーア戦争におけるオーストラリア人将校に対する軍事裁判（2 件ある）と処刑の問題である。

日英同盟は、ロシアの中国、朝鮮侵出に危機

感を深めた日英両国が、有事の際には軍事的な協力をすることを約束し、02年1月30日調印されたものだった。これを英国外務省が発表したのは2月13日だった<sup>(170)</sup>。それまで何も知らされておらず、突然これを知ったバートン政権は大いに困惑した。01年12月23日、オーストラリアでは有色人種をターゲットにした移民制限法 Immigration Restriction Act を発効させたばかりであり、その有色人種の日本と母国が同盟を結んだのである。オーストラリア人の多くは日本に対して……少なくとも……安心感をもってはおらず、むしろ自国の安全上の脅威と考える人々が少なくなかったようである<sup>(171)</sup>。

またボーア戦争での軍事裁判というのは、次のようなことであった。まず01年6月、ボーア戦争においてビクトリア州の騎馬ライフル部隊がボーア人の奇襲を受け、敗走することがあったが、これに対してイギリスの将官が口汚く非難する。でかいケツをしやがって、ビール樽みたいな腹をしやがって、怠け者の役立たず!! fat-arsed, pot-berried, lazy lot of wasters!! この侮辱に怒ったオーストラリア兵3人が、イギリス軍から見れば謀反にあたるような言葉を吐いたということで軍事裁判にかけられ、死刑の宣告を受ける。3人は後に減刑されイギリスに送られ入牢することになる。オーストラリア政府にとって極めて慥然とすることに、このニュースが伝えられたのは事が起こって数か月後、3人のイギリスでの収監が始まった後だった。これに驚いたバートン首相は、南アフリカ戦線の司令官キッチナー大将に対し、今後は定期的にオーストラリア兵の逮捕や裁判に関して報告するよう要求したのだった。キッチナーはそれを約束した。これが1件目である。

2件目の軍事裁判。02年3月末に南アフリカ戦線から帰国したオーストラリアの大尉が、2月27日にオーストラリアのハリー・モラント Harry Morant 中尉とピーター・ハンコック

Peter Handcock 中尉の二人が、軍事裁判にかけられて処刑されました、もう一人のジョージ・ウィットン中尉は処刑を免れましたと政府に報告する。(これら3人の被告は、ボーア人捕虜や市民達を射殺したとの罪で裁判にかけられたのだった。)キッチナー司令官はプロディック Brodick 陸軍相に知らせたものの、オーストラリアにはこれを知らせず、プロディックも、チェンバレン植民地相も処刑に同意し、オーストラリアには連絡しなかった。キッチナー司令官がバートン首相に約束したすぐ後のことである。このニュースとイギリス側の……事前連絡の……約束の無視は、バートン政権を政治的に相当苦しい立場に立たせることになった。オーストラリア兵がイギリス軍の指揮下でどのように扱われてしまう可能性があるのかにつき大きな疑問を投げかける事件だった<sup>(172)</sup>。(なお、この事件のことは長くオーストラリアに伝わることになり、モラント中尉を主人公にした Breaker Morant という映画が1980年に製作されている。名作として名高い。)

日英同盟の驚きも、2件の軍事裁判及び処刑のニュースも、オーストラリアの政治家、一般市民、メディアに、“我々がイギリスを愛する気持ちは勿論強いが、イギリスの軍事戦略に完全に同調することに対してはやはり慎重でない”との思いを新たにさせることになったであろう。

ハットンはバートンやフォレストに命じられて、まずオーストラリアの防衛問題に関する覚書をまとめる作業に注力する。覚書は02年4月7日に完成、23日連邦議会下院に MINUTE UPON THE DEFENCE OF AUSTRALIA として提出された<sup>(173)</sup>。ハットンはこれをイギリスにも送った。

8ページにわたる覚書の中でハットンは、オーストラリア周辺の軍事情勢を俯瞰し、イギ

リス海軍が優越性を維持している限り、敵の大規模な侵略は考え難い、しかし小規模な拠点攻撃はありうると述べる。オーストラリアの軍事力は、オーストラリアの国土を防衛すること、及びオーストラリアの利害を守る事という二つの任務を持つと述べる。利害を守る必要性というのは、オーストラリア経済が海外との交易に大きく依存しており、これを敵に阻害、攻撃されると国民の現在および将来にわたる生活が成り立たなくなるということから来る。イギリスがこれまで国の安全を守って来られたのは、国土を守る兵力と同時に、攻撃の構えを取る敵の拠点を叩く準備があったからなのだ。

現在オーストラリア 6 つの州の兵力の合計は 29,571 人である。これを平時にはオーストラリア内の拠点防衛力 *garrison force* に 15,470 人と、拠点到縛られず必要に応じて移動する野戦兵力 *field force* 14,101 人に分けるのが望ましい。戦時には野戦兵力をほぼ 2 倍の 28,748 人に拡大すべきである。従って戦時の兵力は拠点と野戦を合計して 44,218 人ということにすべきである。（覚書の付録で彼は、イギリスや大英帝国諸国、及び世界の主要国が、国民一人当たりどれだけの陸海軍あわせた軍事支出をしているかを提示している。それによると、イギリスは 23.28s（シリング）、カナダ 1.63s、オーストラリア 4.55s、フランス 21.18s、ドイツ 14.72s、アメリカ 8.50s、日本 2.57s、ロシア 6.93s となっている。）

ハットンが野戦兵力というものを、イギリス軍と連携して軍事行動を行うために創設するとは述べていない。オーストラリアの国土と利害を守るための野戦兵力をという線で覚書を纏めたのであった。しかし、チェンバレン植民地相にも、国王エドワード VII 世にも、陸軍大臣にも、陸軍総司令官にも、オーストラリアでは、2 万人規模の騎兵兵力編成を実現し、これがイギリス帝国軍の一翼として世界中に動員できる

ような方向に推進することを明言してきたハットン、しかも野心も名誉欲も人一倍強いハットンだった。オーストラリアの当局者たちに野戦兵力とイギリス戦略との関連を彼がどのように目論んでいるかを明言してしまえば、オーストラリア側はこれを拒み全てぶち壊しとなりかねない。だから野戦兵力はオーストラリア防衛のために必須なのだ（これはこれでまともな）理由をつけて野戦兵力を先ず創出させ、これを適切に訓練しておき、少々時間をかけてイギリスの防衛戦略（これはオーストラリアの防衛を含む）との連携を実現するという方向に持っていくというのがハットンの思惑だった。これを自分がオーストラリアで実現し、大英帝国諸国に広めるのだ。実際ハットンは、イギリス陸軍相プロディック、植民地省次官のオムマニー *Ommanney* にその思惑、真意を伝えた。オムマニーは大臣チェンバレンにそれを伝える。（チェンバレンはハットンがイギリスを発つ前の会談で彼に対して、我々は直接連絡し合ってオーストラリア側の疑念を招かぬようにした方がよいと忠告していたのだった<sup>(174)</sup>。）

ハットンが覚書を提出した頃、オーストラリアの連邦議会では予算案の審議が行われていた。（オーストラリアの財政年度 *fiscal year* は、7 月 1 日～翌年 6 月 30 日。）防衛予算には削減圧力がかかっていた。当初案の 127 万ポンドが 93.7 万ポンドに削られ（これは旧植民地政府の防衛予算合計と等しい<sup>(175)</sup>）、これが労働党と自由貿易党議員たちの圧力で更に 80 万ポンド以下まで削減せざるを得なくなる<sup>(176)</sup>。ハットンは覚書で述べた戦力整備には、現行軍事予算に加えて約 50 万ポンドの出費が必要と要求していたのに……である<sup>(177)</sup>。しかも、この予算審議の中で、イギリス陸軍省が大英帝国全体の防衛強化のために、帝国諸国がイギリス軍と一体となって軍務に就くための常設予備兵力を

創設すべきと主張しているようだとの……十分根拠のある……批判が噴出した。こんなことは受け入れられない!! その“常設予備兵力”とハットン覚え書きの関連を疑う発言も出てきたのだ。ニュージーランドのセドン Seddon 首相がその常設予備兵力案に賛成しているようだ、とんでもないことだ<sup>(178)</sup>!! ハットンの隠された意図、つまりイギリス軍と一体となるオーストラリアの騎馬兵力の創設は、かなりの程度顕わになったようなものだった。

ニュージーランド首相の常設予備兵力賛成についてのニュースを、バートン首相は3月中旬の段階で知らされていたようで、首相はチェンバレン植民地相に対し、これへの参加に賛成できないことを伝えたのだ<sup>(179)</sup>。

### 5.3 Colonial Conference 帝国植民地会議（第3回）1902年

3回目の帝国植民地会議がロンドンで開かれた。(1回目1887年、2回目1897年)バートン首相、フォレスト国防相がこれに列席するため5月にオーストラリアを発った。8月に英国王エドワードVIIの戴冠式があり、これに列席するために渡英した帝国諸国首脳らとイギリス政府が会議を開いたのだ。ポーア戦争という、事前の予想をはるかに超えて長引き戦費のかかる戦争が5月末に終わったばかりであった。軍事連携に関する問題は、植民地会議の重要な議題であった。

バートン首相は前年の第一次国防法案の棚上げ、国防予算案を巡る議会での激しい議論を経験し、国防に関する日頃からの自分の考えを整理しているところだったろう。彼は出国前にメルボルン市長が開いた晩餐会(当時議会はメルボルンにあった)でのスピーチで述べる。私の政権はオーストラリアの防衛に責任を持ち、イギリス海軍に対する財政貢献(オーストラリア司令部 Australia Station 補助艦隊 Auxiliary

Fleetのこと)も続けます……しかし財政貢献ということでは、大英帝国全体の防衛体制構築に財政的に義務を負う立場にはありません<sup>(180)</sup>。つまり、大英帝国全体の軍事行動に参加させるための常設兵力を政権が創設することは無いと宣言したのである。この晩餐会にはハットンも出席していた。

ロンドンでの会議では7月25日<sup>(181)</sup>、プロドリック英陸軍相が……チェンバレン植民地相のサポートのもとに……大英帝国諸国の防衛は、危機に対して諸国が常に一体として対処できるようそれぞれが平時から備えるべきであり、秩序ある命令系統を創設し、危機においては一体的な軍事活動が可能ないようにしておくことを提案した。この案に既に賛成しているニュージーランド首相は賛意を確認した<sup>(182)</sup>。プロドリックはオーストラリアに関しては、9000人の騎馬兵力を創設することを示唆した。(このプロドリック陸軍相の提案は、01年6月段階で英陸軍本部アルサム Altham 中佐がまとめた文書を基礎にしたものだった。)

プロドリック提案に対し、ウィルフリッド・ラウリエ Wilfrid Laurier カナダ首相が反対した。カナダは参加できない。バートン首相も同じく反対した。彼は事前にチェンバレンに対し、帝国が危機に瀕した場合、勿論オーストラリアは自主的に立ち上がるでしょう。しかし、帝国諸国の軍事協力は自発的、自主的に生じるものであるべきでありますという彼の信念を伝えていたのであった。

結局プロドリック提案はカナダ、オーストラリアの反対により採用されることは無かった。バートンは、軍の訓練方法、備える兵器の種類などを共通化し、それぞれの国で武器弾薬の生産体制を整備していく事を提案した<sup>(183)</sup>。勿論、ハットンがオーストラリアで実現しようとした計画も本源的なところでは否定されることになったのである。しかし提案は成立しなかった

とはいえ、植民地防衛委員会 CDC などイギリス政府の内部では、オーストラリアが帝国全体の防衛構想を拒否し続けるということを必ずしも信じてはいなかったようである。帝国諸国会議終了後も、オーストラリアを全体防衛構想に巻き込もうという動きは続いた。

以上は陸軍兵力に関する提案であり審議であった。一方、オーストラリアとイギリスとの間では別個の話合いが持たれ、イギリス海軍オーストラリア司令部 Australian Station の補助艦隊 Auxiliary Fleet に関する 1887 年協定の延長が決まり、以後は英国艦隊の行動範囲に対するオーストラリアの制限権限を撤廃することが合意された。またこれまで 106,000 ポンド/年をオーストラリアが補助艦隊に対して支出していたのを、以後は 200,000 ポンド/年に増額することも合意された<sup>(184)</sup>。

この植民地会議でのプロドリック英陸軍相の提案は、会議の最中にオーストラリアでも報道され、かなり激しい反応を巻き起こすことになった。こちらの兵力の一部でも永続的に英陸軍省の支配下に置くことを要求して来るなんて……それは我々の自治権という最重要の権利を侵すものだ……という趣旨の批判がオーストラリアの新聞紙上に多く見られるようになった。内閣もバートン首相がロンドンの会議でプロドリック案に反対したことを強く支持する声明を発表した。また、政治家たちの間で……プロドリック案のようなものが出てくるからからは……ハットン覚書には注意しなければならないのではとの意見が聞かれるようになった。勿論ハットンは、自分の野戦軍創設案とプロディック案とは関係ない（……実は深い関係があった……）と抗議した<sup>(185)</sup>。

## 6. 2 回目の国防法案の議会上程、訂正、成立

国防法は 01 年に挫折したままであった。ハットンに対する疑念が持たれるようになっていたが、彼は新たな国防法案を作り、これを 03 年 2 月 25 日フォレスト国防相に提出した。この中でハットンは、オーストラリア政府は国家の危機の際には in case of national emergency, 軍隊を国外に派遣する権限を持つ、野戦兵力 field force をオーストラリアの利害一般を守るために用いることが出来る available for the defence of Australian interests generally という条文案を入れた<sup>(186)</sup>。そしてその field force はイギリス軍の指揮下で国外での軍務につくことが可能という条項案も入った<sup>(187)</sup>。

国防法が成立していなかったため、この時点でも軍の命令系統は統一することができぬままであり、実質的には 6 つの州が従来通りそれぞれに兵力を管理していたのだった。フォレスト国防相は兵力の実質的統合を急ぐ必要があった。彼はハットンが提出した法案を検討しながら、兵力統合を進めた。ハットンは法案の中で陸軍を拠点防衛兵力 garrison force と野戦兵力 field force に分けるとしていたのであるが、フォレスト国防相とバートン内閣はこれを一応承認し、議会に諮る。03 年 7 月 25 日、これは正式に議会承認が与えられた<sup>(188)</sup>。

ハットンの国防法案を検討したバートン内閣は、政府が命令して国外軍務に派遣されるのは常備兵 permanent troops のみと修正を加えた。そして国外派遣はそれを納得して志願した市民兵のみとしたのだった。これに対しハットンは 5 月 1 日、議会に初めて登壇する機会に、オーストラリアが太平洋方面で直面しうる脅威を考えると志願した市民兵のみが国外軍務に送られるということでは全く不十分なのだと訴えた。

フォレストが 2 回目の国防法案を上程したの

は7月である。今回のフォレスト案は、前回の失敗から学んでおり、事務局や同僚大臣たちの助けもあって、文言や構成ははるかにしっかりしていたようである。とはいえ議会は、政府は常備兵 permanent force を国外軍務に就くことを命令する権限を持つという条文案を受け入れなかった。議員多数によって、海外派遣はあくまでそれを志願した者のみと改めさせたのであった。

ポーア戦争もそれで十分以上の成果をあげたのではないかということだったろう。オーストラリア人は、危機においては自発的に立ち上がるのだ、その自主性に任せるべきだと。バートン首相自身、前年のイギリスでの植民地諸国会議において、母国が危機に瀕した時、オーストラリアは駆けつけます、だからルールとして海外軍務の義務を課すのではなく、自発的な意思決定に任せてください……と言う意味のことを述べていたのであった。(5.3節参照)

この訂正に加え、常備兵の役割をより狭いものにするなどの修正を加えて、改訂版の国防法案は成立の目安がついた。ほぼ同時にフォレスト国防相は内務大臣に転身することが8月7日発表された。これはバートン内閣の貿易・関税 Trade and Customs 大臣だったキングストン Chales Kingston が辞任したことに伴う内閣改造の結果だった。(ここでは述べなかったが、国防法案審議と時を同じくして、労働問題調停法案が議会と内閣で激しく議論されており、その中でキングストンは閣内で孤立し、辞任を決めたのだった<sup>(189)</sup>。そして9月24日、今度はバートン首相が政界を引退した。彼はかねてから健康に問題を抱えており、これ以上の首相継続は不可能だったのである。バートンに替わって首相となったのは、バートンと以前から親密だったアルフレッド・ディーキン司法相だった。ディーキン政権になって約1ヵ月後の10月22日、国防法は議会で承認された。これが

公布されたのは翌年4月であった。国外での軍務は志願兵のみという、ほぼ50年にわたって維持された原則は、国防法第49条としてこの時に成立したのである。

国防法1903は、その後幾つもの変更が加えられた。1903年からオーストラリアも参戦した第一次世界大戦開戦の1914年までの期間に加えられた変更のうちの2つを指摘しておきたい。

一つ目は1904年に加えられたもので、それはハットン少将が就いていた陸軍総司令官のポジション (General Officer Commanding GOC) を廃止するという変更である。GOCというポジションが陸軍組織と政府の間にあり、政府はGOCを通じて陸軍の状況などを間接的に報告されるという形になってしまう……政府の軍への関与をより直接的なものにしなければならぬ……という主張がなされたのであった<sup>(190)</sup>。そしてこのような主張がなされる理由の一端には、ハットンに権力が集中しすぎているのではないか、彼のやり方が余りに強引でオーストラリアの現状を充分考慮していないなどの強い批判があった<sup>(191)</sup>。結局GOCを廃止してその職務のうち軍律と訓練を Inspector General (陸軍監察官) が、軍に関する政策や行政作業を Military Board (陸軍軍事委員会) が担う。後者には政府が人員を派遣する。また(……規模はまだまだ小さかったが……)海軍にも Director of Naval Forces と Naval Board を置く。そしてそれら陸軍、海軍の新組織の上に来るものとして Council of Defence (軍事評議会) を置き、この Council の議長は国防相、委員には財務相、Inspector General, Director of Naval Forces, および Chief of the General Staff (参謀総長) がなると決まった<sup>(192)</sup>。このような変更を聞かされたハットンは勿論猛烈に反対したが、無駄な抵抗に終わった。

二つ目の変更は 1911 年に実施されるようになった Universal Military Training（軍事訓練義務制度）である。1905 年頃になると、ドイツの海軍力増強が強く意識されるようになり、イギリス海軍はオーストラリアが強く関心を寄せる海域から艦隊を引き揚げるようになっていった。オーストラリアは国防力の強化を意識せざるを得なくなる。07 年末ディーキン第 2 次政権は防衛力の強化を訴え、陸軍力の増強と海軍力の“創設”をアピールした。08 年、野党労働党は党内の議員会議で 24 対 7 の圧倒的多数で義務的軍事訓練を立ち上げるべきとの決議を行う。09 年 7 月に返り咲いたディーキン第 3 次政権も戦力不足を更に強く意識し、義務的軍事訓練法制化に道をつけた。それまでオーストラリアでは、1903 年国防法第 35 条によって、国防軍兵力は……戦争時以外、自主的に入隊する兵士達のみからなる 35. Except as provided in Part IV. of this Act the Defence Force shall be raised and kept up by voluntary enlistment only と定められており、常備兵も、militia も、volunteers も、自発的に志願して兵士になったものばかりだった。それでは足りない、若者たちに義務として軍事訓練を受けさせるようにしようという機運が高まったということである。ディーキン首相は、イギリス陸軍のキッチナー元帥にオーストラリアの軍事力視察を依頼する。元帥は陸軍兵力 8 万人を推奨した。1910 年に政権を取った労働党は、ディーキンやキッチナーの路線を更に具体化し、次のような義務的訓練システムを実施した。12～13 歳の少年たちを junior cadets、14～18 歳の少年たちを senior cadets の少年訓練兵とし、前者は学校で年 90 時間（毎日 15 分間の体操を含む）、後者は年 64 時間の訓練を受ける。18～20 歳の青年は 16 日間の終日訓練……などが開始された。同時に、キッチナー元帥の強い勧めがあったオーストラリア陸軍士官学校が、1911 年 6

月 27 日首都キャンベラ郊外に Royal Military College, Duntroon として開校したのであった<sup>(193)</sup>。

## 注

- (1) The Australian Army, Australia War Memorial [www>army>gov>aulearn>army](http://www.army.gov.au/learn/army)
- (2) Enlistment in the Australian Forces during the World War I, Anzac Portal Department of Veterans' Affairs, [anzacportal.dva.gov.au>enlistment](http://anzacportal.dva.gov.au/enlistment)によると、Under Australian law at the time (the Defence Act 1903), members of the military forces could not serve in a war overseas. This was true even if they were already members of Australia's Regular Army or Army Reserves. となっている。
- (3) The Royal Australian Navy, Australia War Memorial
- (4) Gallipoli, Australia War Memorial
- (5) First World War Western Front, Department of Veterans' Affairs HP
- (6) Conscription, NZ History [nzhistory.govt.nz>war](http://nzhistory.govt.nz/war)
- (7) Conscription: the First World War, UK Parliament [www.parliament.uk](http://www.parliament.uk)
- (8) Conscription, 1917, Canada and the First World War [www.warmuseum.ca Selective Service Act|United States \[1917\]-Britannica](http://www.warmuseum.ca/Selective-Service-Act/United-States-[1917]-Britannica) [www.britannica.com](http://www.britannica.com)
- (9) Sec 59, Defence Act 1903
- (10) 拙論 参 (10)
- (11) 参 15 p164, 参 11 p9, 参 3pp144-6
- (12) 参 26 Defence Act の項
- (13) National Service Act 1951 参考資料 25 の 18 条 f
- (14) 参 13 の Defence Act 1964 50c-(1) が次のように定めたのである。Subject to this section, members of Military Forces may be required to serve either within or beyond the territorial limits of Australia.
- (15) National Service Scheme 1951-72 Australia War Memorial HP
- (16) 参 17
- (17) Federation of Australia Parliamentary Education Office HP
- (18) 参 14 p9

- (19) 参7の責任内閣の項, History of Western Australia Britannica
- (20) Australian Voting History in Acion Australian Electoral Commission HP
- (21) Women's Suffrage National Museum Australia HP
- (22) 参5 p194
- (23) Australian Historical Population Statistics Australian Bureau of Statistics 2008 Table 1.1
- (24) 参21 p56
- (25) 参21 p58
- (26) 参18
- (27) 参21 p60
- (28) First Bank in Australia, National Museum Australia [www.nma.gov.au/resources](http://www.nma.gov.au/resources)
- (29) 参9 p154, 参20 p22
- (30) 参6 第2章 p201-08
- (31) Early Chinese Migrants: National Museum Australia HP
- (32) 同上
- (33) 同上
- (34) 参5 p231
- (35) White Australia Policy National Museum Australia HP
- (36) 参20 p31
- (37) 参19 p99
- (38) 参20 p17
- (39) 参16, また P.W. van der Veur の "Search for New Guinea' Boundary" Toress Straight History [www.tsirc.gld.gov.au](http://www.tsirc.gld.gov.au) を参考に。
- (40) 参4
- (41) 参20 p18
- (42) 参19 Chap6, 参20 p30
- (43) 参20 p19
- (44) 参20 p18
- (45) 参2 第6章
- (46) 参20 p18-9
- (47) Declaration between the Governments of Great Britain and the German Empire relating to the Demarkation of the British and German Spheres of Influence in the Western Pacific signed at Berlin, April 6,1886 [marshall.csu.edu.au/history>UKTreaty1](http://marshall.csu.edu.au/history>UKTreaty1)
- (48) 参20 p19
- (49) 参7 Convictsの項
- (50) 参19 p100
- (51) 参20 p19
- (52) 参19 p100
- (53) 参20 p20
- (54) 参20 p21
- (55) 参20 p26-27
- (56) 参20 p27
- (57) 参23 p115.
- (58) 参20 p24
- (59) 参20 p55
- (60) 参23 p3
- (61) 参20 p24
- (62) 参20 p55
- (63) 参23 p9
- (64) 参23 p10
- (65) 参26 Edwads, Major General James Bevan の項, 参20 p29
- (66) Defining Moments Tenterfield Oration, National Museum Australia HP
- (67) 参19 Chapter 8, "Australian Dictionary of Biography" の Sir Henry Parks の項の最後から4番目の文節 [adb.anu.edu.au/biography/parks](http://adb.anu.edu.au/biography/parks)
- (68) 参23 p17
- (69) 参20 p32
- (70) 参20 p31
- (71) 参20 p32
- (72) 参20 p33
- (73) Federation of Australia—Parliamentary Education Office, [peo.gov.au/history-of-parliament](http://peo.gov.au/history-of-parliament)
- (74) 参19 p166
- (75) 参19 p147
- (76) 参21 p59
- (77) 参21 p61
- (78) 参1
- (79) 参21 p60
- (80) 参22
- (81) 参19 p155
- (82) 参19 p156
- (83) Federation of Australia—Parliament Education Office
- (84) 参19 p158-9

- (85) Federation of Australia—Parliamentary Education Office, 参 19 p160 には 5 万とあるがこれはミスプリと思われる。
- (86) Records of the Australian Federal Conventions of the 1890s Parliament of Australia に詳細
- (87) 参 19 p152
- (88) Federation of Australia—Parliamentary Education Office
- (89) 参 20 p34
- (90) 参 23 p19
- (91) 参 23 p7
- (92) 参 23 p8
- (93) 参 23 p7-8
- (94) Departure of NSW Contingent from Sydney for the Sudan in 1885, National Library of Australia HP および Australia War Memorial HP
- (95) 参 23 p5
- (96) Boer War Records guide Museum of History NSW HP
- (97) 参 23 p8-9
- (98) 参 23 p10
- (99) 参 23 p14-5
- (100) 参 23 p16
- (101) 参 23 p13
- (102) Sydney Morning Herald 17 October 1889
- (103) Brisbane Courier 18 October 1889
- (104) 参 23 p22
- (105) 参 23 p22 に引用されている。
- (106) 参 23 p 24-25
- (107) 参 26 の Hutton の項 4
- (108) 参 23 p34
- (109) 同上
- (110) 参 23 p35
- (111) 参 23 p36-7
- (112) 参 23 p38
- (113) 参 23 p39
- (114) 参 23 p40
- (115) 参 23 p39
- (116) 参 23 Chap 2, note 72
- (117) 参 23 p41
- (118) 同上
- (119) 同上
- (120) 参 23 p42
- (121) 同上
- (122) 同上
- (123) 参 23 p45
- (124) Britannica [www.britannica.com>biography>Joseph-Chamberlain](http://www.britannica.com>biography>Joseph-Chamberlain)
- (125) 参 20 p35
- (126) 参 23 p46
- (127) 参 23 p48-9
- (128) 同上
- (129) 参 20 p36
- (130) 参 23 p50-51
- (131) 参 23 p52
- (132) 参 20 p38
- (133) 参 7 の「ボーア戦争」の項
- (134) 参 24 p9
- (135) BBC History—Boer Wars
- (136) Britannica Uitlander South African Immigrant の項
- (137) (135) と同じ
- (138) Britannica South African War British-South African History,
- (139) 参 23 p59-60
- (140) 参 24 p7
- (141) 参 20 p36
- (142) 参 23 p60-61
- (143) 参 20 p36
- (144) (138) と同じ
- (145) Boer War, National Army Museum HP [www.nam.ac.uk>explore>boer-war](http://www.nam.ac.uk>explore>boer-war)
- (146) Boer War, International Churchill Society [wonstonchurchill.org.>tag>boer-war](http://wonstonchurchill.org.>tag>boer-war)
- (147) (145) と同じ
- (148) 参 24
- (149) 参 20 p36-37
- (150) 参 20 p38
- (151) 参 23 p63
- (152) Prome Ministers, p30-31 Michelle Grattan ed., New Holland 2009
- (153) 参 19 p195
- (154) 参 15 p9
- (155) 参 23 p71-72
- (156) 同上
- (157) 参 23 p72-73, 参 20 p65

- (158) 参 20 p57  
 (159) 参 15 p10  
 (160) 参 23 p78  
 (161) 参 20 p56  
 (162) 参 20 p57  
 (163) (160)と同じ  
 (164) 参 20 p58  
 (165) 参 20 p60  
 (166) 参 23 p91  
 (167) 参 20 p60, 参 23 p91  
 (168) 参 23 p92  
 (169) 同上  
 (170) 参 23 p94  
 (171) 参 7 の Anglo-Japanese Alliance の項および参 8  
 (172) Breaker Morant executed, National Museum Australia [www.nma.com.au>detail>Breaker-Morant](http://www.nma.com.au/detail/Breaker-Morant)  
 (173) 参 27  
 (174) 参 23 p91  
 (175) 参 23 p105  
 (176) 参 20 p64  
 (177) 参 23 p105  
 (178) 参 23 p107  
 (179) Sydney Morning Herald, 13 March 1902 および参 20 p63  
 (180) Sydney Morning Herald, 6 May 1902  
 (181) 参 20 p62  
 (182) 参 23 p112-3  
 (183) 参 20 p63-64  
 (184) 参 23 p113, 115  
 (185) 参 23 p116  
 (186) 参 20 p66  
 (187) 参 23 p124  
 (188) 同上  
 (189) (152)にある“Prime Ministers”のp33  
 (190) 参 20 p71  
 (191) 参 23 p142-4  
 (192) 参 20 p71  
 (193) 参 26 の Royal Military College, Duntroon の項
- 参考資料**
- (1) 渡邊英俊「第一次大戦前のアルゼンチン投資とイギリス農業不況」経済科学論集 2011年3月島根大学法文学部(参1と表示する)
- (2) 山内昌之「近代イスラームの挑戦 中公文庫 2008(参2と表示する。以下同様)
- (3) 千田武志「英連邦軍の異本進駐と展開」お茶の水書房 1997
- (4) 里見柚花「19世紀国際電信網の形成と通信社の役割について」明治大学商学研究論集第56号 2022.2
- (5) コリン・クラーク「オーストラリアの歴史」サイマル出版会 1978
- (6) B. マッキンレイ「オーストラリア労働党の歴史」加茂恵津子訳 勁草書房 1986年
- (7) 「オーストラリア辞典」大阪大学大学院 西洋史学研究室 [www.let.osaka-u.ac.jp](http://www.let.osaka-u.ac.jp)>
- (8) スティーブン・ブラード「人種、ネイション、帝国：日英同盟に関する豪州の姿勢 1902-23年」平成28年度戦争史研究国際フォーラム報告書 防衛研究所
- (9) 山中雅夫「ブローケン・ヒル 1883-1892」追手門経済論集昭和56年12月
- (10) 鈴木英夫「第二次世界大戦とオーストラリアー その5」名城論叢 2023年3月
- (11) Australia War Memorial “The Australian Military Contribution to the Occupation of Japan, 1945-1952” [www.awm.gov.au>bcofhistory1](http://www.awm.gov.au/bcofhistory1)
- (12) Anzac Portal “Enlistment in the Australian Forces during the World War I” Department of Veterans’ Affairs [anzacportal.dva.gov.au>enlistment](http://anzacportal.dva.gov.au/enlistment)
- (13) Defence Act 1964
- (14) John Edwards “John Curtin’s War I” Penguin Random House 2018
- (15) Jeffrey Grey “The Australian Army” Oxford University Press 2001
- (16) Jasper Ludewig “The Architecture of Colonial Jurisdiction: Annexation of Queensland Off shore Islands” The Journal of Architecture vol 28, 2023
- (17) P.J.Lloyd “The first 100 years of Tariffs in Australia: the Colonies”, University of Melbourne [fbe.unimelb.edu.au>assets/>>pdf>file](http://fbe.unimelb.edu.au/assets/>>pdf>file)
- (18) Ian McLean “Why Was Australia so rich?” University of Adelaide Working Paper 2005-11
- (19) W.G.McMinn “Nationalism and Federalism in

- Australia” Oxford Univ. Press 1994
- (20) Meaney, Neville Kingsley “The Search for Security in the Pacific 1901-14” Sydney University Press 1976
- (21) Meredith and Dyster “Australia in the Global Economy” Cambridge Univ. Press 1999
- (22) David Merett “Australian Bank Crashes of the 1890s Revisited” Business History Review Vol 87, Autumn 2013, Cambridge University Press
- (23) John Mordike “An Army for a Nation” ALLEN & UNWIN in association with The Directorate of Army Studies Department of Defence 1992
- (24) National Archives of Australia “The Boer War Australians and the war in South Africa, 1899-1902” [www.naa.gov.au>research-guides>boer-war](http://www.naa.gov.au/research-guides/boer-war)
- (25) National Service Act 1951
- (26) “Oxford Companion to Australian Military History” Oxford University Press 1995
- (27) Parliament of Commonwealth “Defence-Minute by Major General Hutton upon the Defence of Austria”,

### On the Section 49 of the Australian Defence Act 1903

Hideo Suzuki